

2020 年度 兵庫県自治体キャラバン

社会保障施策等についての 兵庫県下の自治体アンケート結果

国保・後期高齢者医療・介護・就学援助・
生活保護・障害者・新型コロナ対策

2021 年 5 月

兵庫県社会保障推進協議会

〒650-0047 神戸市中央区港島南町5丁目3番7
兵庫県民主医療機関連合会内

Tel : 078 (303) 7351 FAX 078 (303) 7353

E Mail ; syahokyou@hyogo-min.com

Home ; [Hyogo-syahokyo \(jimdosite.com\)](http://Hyogo-syahokyo(jimdosite.com))

兵庫県社会保障推進協議会

2020年度 社会保障施策等についてのアンケート 国保分野項目

I、国民健康保険についてお聞かせください

市町名・担当部署・担当者名前

問合せ先電話

1、国保加入世帯の所得階層別世帯数（2019年年度）

60万未満（以下）		60～100万未満（以下）		100～200万未満（以下）		200～300万未満（以下）	
世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数

300～400万未満（以下）		400万以上（以下）		400万以上（以下）		加入世帯計（以下）		備考
世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	

2、18歳以下の国保加入者数

2020年3月、または、直近の加入者人数 をご記入下さい。

2020年3月 18歳以下加入者数	直近（ / ） 18歳以下加入者数

3、国庫負担と一般会計からの繰入金額（2019年度決算と2020年度予算）

2019年度決算			
国庫負担	県費	（市・町費）一般会計繰入金額	
		法廷内	法定外

2020年度予算			
国庫負担	県費	（市・町費）一般会計繰入金額	
		法廷内	法定外

4、基金の残高

2020年5月現在の金額をご記入下さい。

--

5、一人当たり保険料について

※「医療分」「後期高齢分」を足して、合計保険料を算出し、総加入者数で割ったもの。「介護分」は除く。

2019年度決算	2020年度予算

6、2019、2020年度の世帯・所得別モデルケース国保料(税)について

下記の世帯構成所得区分について、2019、2020年度の保険料 を記入してください。

世帯構成 ①世帯主の給与収入のみ 40歳代夫婦と子供1人(高校生以下)の3人世帯

※医療分+後期高齢者支援金分+介護分(40歳～64歳以下)

※「資産割」の固定資産税は5万円として算定してください。

所得

33万円		60万円		100万円	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度

150万円		200万円	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度

世帯構成 ②世帯主の年金収入のみ夫婦2人世帯で、ともに65歳以上74歳以下
 ※医療分+後期高齢者支援金分
 ※「資産割」の固定資産税は5万円として算定してください。

所得

33万円		60万円		100万円	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度

150万円		200万円	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度

世帯構成 ③年金収入のみ単身世帯で、65歳以上74歳以下
 ※医療分+後期高齢者支援金分
 ※「資産割」の固定資産税は5万円として算定してください。

所得

33万円		60万円		100万円	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度

150万円		200万円	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度

7、保険料(税)の滞納世帯数 (2019年度)

世帯数 (2020年5月末)

8、保険証発行状況 (2020年3月末日現在)

①窓口での留め置き

留め置き総件数	うち高校生までの件数

②短期保険証の総件数と、有効期間別発行件数

1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月	
世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数

6ヶ月		発行総世帯数	備考
世帯数	人数		

③資格証総件数

9、保険料(税)滞納者に対する差押えについて(2019年度)

①差押え世帯数	②差押え件数			③差押え金額	競売等による現金化	
	全体件数	内単独件数	内参加差押え		件数	金額

10、保険料(税)滞納世帯にたいする差押さえの物件別件数(「含む参加」(2019年度)

*生命保険に学資保険含む場合は、その旨備考に記入。

預貯金		こども手当		不動産		生命保険	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

学資保険		給与		その他		備考
件数	金額	件数	金額	件数	金額	

11、滞納処分の執行停止件数と金額 (2019年度)

件数	金額

12、保険料の減免について

①2019年度 法定軽減の 件数	②2019年度 申請減免 の件数	③2019年度の申請減免のうち低所得者・多子世帯にたいする軽減・条例減免について				
		有り＝○ 無し＝×	有りの場合、下記に概要を記入してください。			
		所得割の減免	均等割の減免	扶養控除	激変緩和措置	その他

13、国保法44条による一部負担金の減免等の件数(2019年度)

免除		減額		徴収猶予	
件数	金額	件数	金額	件数	金額

14、新型コロナウイルス対策として臨時対応した内容について (2020年7月1日現在)

資格証交付者に保険証 交付した件数	窓口留め置き対応者に保 険証交付した件数	その他自治体独自の施策

保険料が徴収猶予となった件数	保険料が減免となった件数

感染者傷病手当支給について

条例改正 ○or×	傷病手当申請件数	傷病手当対象者に○を付けてください			
		被用者	家族従事者	個人事業主	その他

1、国保加入世帯の所得階層別世帯数(2019年5月末日現在)

No	自治体名	60万未満(以下)		100万未満(以下)		200万未満(以下)		300万未満(以下)		400万以上		加入世帯計		備考
		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	
1	神戸市	107,157	0	23,645	0	49,533	0	17,321	0	6,512	0	8,520	0	0
2	尾崎市	34,682	44,905	7,113	11,340	12,614	21,714	4,896	9,306	1,939	4,051	2,158	5,069	96,385
3	西宮市	0	0	36,445	54,318	10,401	18,834	4,348	8,525	1,896	3,942	3,206	7,237	92,856
4	芦屋市	0	0	6,496	0	3,198	0	1,645	0	927	0	2,582	0	0
5	伊丹市	12,863	16,564	2,575	4,141	5,241	9,099	2,172	4,118	795	1,701	1,122	2,587	38,210
6	宝塚市	11,246	15,046	3,195	4,963	6,543	10,587	3,062	5,273	1,535	2,891	2,968	5,061	43,621
7	川西市	9,871	12,469	1,856	2,936	4,521	7,450	1,901	3,750	766	1,627	910	2,059	31,504
8	三田市	5,670	8,977	1,295	2,050	3,073	4,865	1,311	2,076	532	842	634	1,004	19,814
9	猪名川町	1,386	2,128	2,128	544	989	1,232	2,396	575	1,163	315	583	474	865
10	明石市	15,146	20,430	5,131	7,847	8,656	14,307	3,517	6,267	1,524	2,894	2,975	5,524	36,949
11	加古川市	16,567	21,240	3,948	6,530	8,059	14,324	3,307	6,417	1,249	2,723	1,343	3,083	54,317
12	高砂市	5,965	7,764	1,352	2,257	2,682	4,835	1,251	2,453	429	891	426	994	12,105
13	稲美町	2,013	2,516	515	857	1,012	1,830	457	915	168	359	192	517	4,357
14	福崎町	2,184	2,843	521	854	1,060	1,897	411	798	157	342	161	366	4,494
15	三木市													7,100
16	小野市													
17	加西市	2,474	3,237	914	1,469	1,360	2,365	613	1,206	260	599	298	806	5,919
18	加東市	2,059	2,739	533	845	1,135	1,943	514	1,009	189	425	228	589	4,658
19	西脇市	2,549	4,478	594	1,112	1,079	2,123	476	1,028	206	549	220	631	5,124
20	多可町	491	690	303	482	626	1,059	275	536	120	269	0	0	2,690
21	姫路市													4,253
22	神河町													108,453
23	市川町	0	0	1,348	2,008	293	530	96	197	28	70	39	93	1,804
24	福崎町	1,592	2,070	306	500	488	862	182	359	78	181	98	258	2,744
25	相生市	2,201	2,770	639	1,046	887	1,582	292	601	114	254	129	312	4,262
26	たつの市	4,798	6,344	1,193	2,015	2,300	4,258	944	1,959	386	852	497	1,295	10,118
27	赤穂市	(集計不可)	0	4,632	6,592	1,001	1,798	309	638	113	251	153	362	6,208
28	宍粟市	2,206	2,860	599	936	1,155	2,029	554	1,136	229	542	385	1,130	5,128
29	太子町	1,592	3,446	595	743	1,129	1,466	442	579	178	216	234	302	4,170
30	上郡町	不明	不明	1,851	2,636	444	828	141	291	46	102	2,482	3,857	2,542
31	佐用町	1,440	1,962	285	444	431	828	150	313	41	96	2,327	3,643	2,387
32	豊岡市	4,890	6,487	1,346	2,152	2,678	4,639	1,087	2,277	385	865	524	1,388	10,910
33	養父市	1,873	2,305	435	660	888	1,492	352	742	131	293	116	302	3,795
34	朝来市	2,796	3,747	607	955	863	1,512	290	574	109	233	116	292	4,781
35	香美町	891	1,238	316	459	565	997	328	607	133	285	251	570	2,484
36	新温泉町	762	1,031	265	430	516	854	228	418	128	225	150	329	2,049
37	丹波市	4,855	5,821	1,169	1,789	2,206	3,625	939	1,834	353	760	371	970	9,893
38	丹波篠山市	4,057	5,445	811	1,367	1,175	2,112	388	816	145	297	180	426	6,756
39	洲本市	3,038	3,927	902	1,440	1,403	2,398	595	1,189	253	560	323	866	6,514
40	淡路市	3,365	4,439	782	1,199	1,486	2,556	677	1,419	299	665	544	1,480	7,123
41	南あわじ市	3,328	4,505	821	1,383	1,608	2,859	792	1,682	385	889	629	1,759	7,563
	合計	310,689	269,328	122,940	143,084	156,155	178,567	56,838	72,471	23,053	31,924	37,965	56,026	777,141

	自治体名	2、18歳以下加入者数		4、基金の残高		
		2020年3月	直近(7/31)	2018年5月現在	2019年5月現在	2020年5月現在
1	神戸市	27,254	26,753	1,139,170,973	1,022,837,465	592,264,719
2	尼崎市	8367		0	3,310,000,000	3,610,733,129
3	西宮市	7375	7255	1,867,412,380	2,335,493,891	1,639,856,494
4	芦屋市	1684	0	175,084,654	343,834,654	205,894,654
5	伊丹市	0	3,487	837,655,000	1,961,503,000	2,100,725,000
6	宝塚市	3395	0	21,307,744	1,149,497,328	1,138,378,071
7	川西市	2282	0	967,286,000	1,025,975,000	1,040,657,193
8	三田市	不明	1294	641,050,073	641,092,590	641,257,478
9	猪名川町	0	507	882,037,051	985,518,482	1,013,225,115
10	明石市	4832	0	20,682,362	2,820,685,727	2,820,967,588
11	加古川市	0	4780	1,267,550,284	1,842,208,178	1,670,217,265
12	高砂市	1534	1538	121,923,178	422,292,567	357,262,637
13	稲美町	531		374,982,000	484,824,000	528,702,000
14	播磨町	630	0	367,750,891	1,127,259,891	1,196,000,754
15	三木市					
16	小野市					
17	加西市	634	0	0	341,229,200	511,071,406
18	加東市	0	682	193,136,308	192,465,364	117,891,077
19	西脇市	668	0	352,720,918	516,794,174	538,889,416
20	多可町	257	0	205,423,414	276,780,601	327,236,201
21	姫路市	10824		0	4,708,050,109	4,410,279,443
22	神河町	174	0	104,905,086	183,072,934	1,830,729,934
23	市川町	0	211	144,550,793	200,621,484	200,845,941
24	福崎町	305	302	115,264,978	112,978,677	61,978,677
25	相生市	417	0	104,500,720	299,876,922	290,545,711
26	たつの市	1386	1365	121,534,960	264,327,960	365,565,960
27	赤穂市	595	-	70,012,174	197,915,420	299,083,438
28	宍粟市	787	772	0	111,942,000	125,806,884
29	太子町	0	611	197,643,767	198,023,472	358,461,211
30	上郡町		172	84,706,000	133,034,000	135,921,000
31	佐用町	231	0	54,985,421	83,105,427	85,217,025
32	豊岡市	1650	0	342,592,686	607,794,583	697,723,698
33	養父市	362	0	299,979,824	330,166,856	342,201,398
34	朝来市	473	456	91,998	193,299	217,430
35	香美町	332	336	126,950,908	133,527,401	129,687,620
36	新温泉町	201	218	354,612,309	354,807,659	388,006,036
37	丹波市	998	0	357,213,963	732,080,318	717,404,610
38	丹波篠山市	663		571,933,212	662,176,614	762,090,340
39	洲本市	847	822	204,670,560	568,904,560	623,009,560
40	淡路市	1058	0	397,050,452	500,851,211	428,204,197
41	南あわじ市	1218	0	130,207,000	217,311,000	150,654,000
	合計	81,964	51,561	13,416,223,808	31,599,077,490	36,065,597,439

3、国庫負担と一般会計からの繰入金額（2019年度決算と2020年度予算）

		2019年度決算			
	自治体名	国庫負担	県費	（市・町費）一般会計繰入額	
				法定内	法定外
1	神戸市	0	110,377,025,857	17,305,152,434	0
2	尼崎市	4,038,000	33,553,917,438	4,573,431,909	292,035,000
3	西宮市	18,506,000	30,141,618,467	3,122,783,086	1,456,390,061
4	芦屋市	321,610	6,554,630,799	771,627,243	113,610,319
5	伊丹市	0	13,431,502,581	1,586,912,166	66,794,209
6	宝塚市	0	15,248,708,523	1,708,920,219	0
7	川西市	140559194	476392627	556019590	9712768
8	三田市	873,000	7,101,425,780	656,324,639	0
9	猪名川町	0	0	170,895,193	0
10	明石市	0	20,702,920,370	2,479,882,088	195,000,000
11	加古川市	241,912,665	789,686,224	808,954,527	460,390,100
12	高砂市	550,000	6,979,101,858	827,104,105	24,594,232
13	稲美町	30,977,435	96,325,727	98,259,120	25,000,000
14	播磨町	31,651,238	108,530,060	143,407,800	0
15	三木市				
16	小野市				
17	加西市	46,742,000	151,658,000	178,779,513	6,294,400
18	加東市	550,000	2,857,436,779	270,079,780	25,847,455
19	西脇市	550,000	3,249,432,630	353,441,563	39,959,048
20	多可町	1	1,671,092,387	134,666,693	8,338,000
21	姫路市	0	38,167,925,074	4,064,670,882	519,866,000
22	神河町	0	1,033,684,189	77,435,243	0
23	市川町	2,362,000	1,093,583,348	119,233,407	5,508,150
24	福崎町	550,000	1,465,805,915	134,350,027	13,430,882
25	相生市	1,674,000	2,759,962,596	252,022,022	36,018,415
26	たつの市	885,000	6,105,594,519	691,515,464	0
27	赤穂市	45,624,537	153,043,871	377,336,862	20,719,588
28	宍粟市	38,696,520	125,864,827	140,595,174	22,493,526
29	太子町	869,000	2,409,112,877	223,460,155	6,282,154
30	上郡町	0	1,648,506,981	136,469,659	8,586,341
31	佐用町	0	1,541,735,654	54,409,446	2,621,000
32	豊岡市	542,000	6,320,237,000	613,869,000	36,349,000
33	養父市	22,678,201	72,934,090	99,867,569	14,265,000
34	朝来市	596	2,459,518	279,412	0
35	香美町	15,410,188	49,121,183	68,611,458	4,336,957
36	新温泉町	-	1,163,537	-	5,770
37	丹波市	685,000	5,150,604,534	472,157,517	18,872,000
38	丹波篠山市	42,780,624	138,218,727	148,558,966	-
39	洲本市	45,738,657	153,410,828	192,570,755	6,142,000
40	淡路市	58,287,032	183,969,445	141,684,252	32,954,050
41	南あわじ市	61,264,086	179,747,568	119,867,971	8,311,000
	合計	832,734,584	148,175,530,626	18,874,239,480	1,732,302,364

3、国庫負担と一般会計からの繰入金額（2019年度決算と2020年度予算）

	自治体名	2020年度予算			
		国庫負担	県費	（市・町費）一般会計繰入金額	
				法定内	法定外
1	神戸市	0	110,557,359,000	16,896,896,000	0
2	尼崎市	0	34,732,981,000	4,557,884,000	202,605,000
3	西宮市	1,000	30,435,126,000	3,278,277,000	1,486,637,000
4	芦屋市	0	7,179,438,000	828,068,000	137,768,000
5	伊丹市	0	13,187,361,000	1,585,786,000	66,794,000
6	宝塚市	8,551,000	15,328,750,000	1,618,258,000	0
7	川西市	140,880,000	463,983,000	597,814,000	12,059,000
8	三田市	11,217,000	7,317,915,000	661,101,000	0
9	猪名川町	0	0	164,978,000	0
10	明石市	0	20,857,868,000	2,492,571,000	188,000,000
11	加古川市	235,325,000	791,427,000	845,541,000	339,709,000
12	高砂市	0	6,875,007,000	814,428,000	27,377,000
13	稲美町	30,977,435	96,325,726	105,830,389	25,000,000
14	播磨町	31,839,000	100,156,500	154,671,500	0
15	三木市				
16	小野市				
17	加西市	46,919,500	149,147,000	190,489,500	8,444,000
18	加東市	0	3,232,486,000	287,698,000	28,975,000
19	西脇市	4,400,000	3,095,575,000	379,062,000	37,343,000
20	多可町	1	1,634,757,000	142,828,000	8,340,000
21	姫路市	0	39,293,210,000	4,638,059,000	486,052,000
22	神河町	2,971,000	923,004,000	76,437,000	0
23	市川町	2,986,000	1,150,872,000	118,738,000	5,600,000
24	福崎町	3,850,000	1,405,500,000	138,720,000	13,220,000
25	相生市	7,502,000	2,566,204,000	256,702,000	36,019,000
26	たつの市	4,730,000	5,846,031,000	707,090,000	0
27	赤穂市	43,158,000	140,521,000	386,601,000	19,800,000
28	宍粟市	38,696,000	125,864,000	148,693,000	19,809,000
29	太子町	2,101,000	2,393,630,000	245,746,000	7,441,000
30	上郡町	0	1,614,968,000	139,263,000	8,000,000
31	佐用町	2,541,000	1,464,475,000	56,682,000	59,216,000
32	豊岡市	6,600,000	6,544,289,000	614,209,000	37,087,000
33	養父市	22,557,000	70,152,000	101,494,000	16,049,000
34	朝来市	0	2,677,736	281,576	0
35	香美町	15,005,000	45,612,000	71,958,000	4,336,000
36	新温泉町	-	1,018,151	-	5,770
37	丹波市	550,000	5,072,203,253	466,856,571	18,236,000
38	丹波篠山市	43,441,000	131,539,000	162,582,000	-
39	洲本市	43,861,000	148,216,000	188,664,000	22,504,000
40	淡路市	60,570,574	186,237,665	148,303,628	38,110,000
41	南あわじ市	61,264,000	179,747,000	367,494,000	8,311,000
	合計	872,493,510	360,074,614,031	49,194,639,164	3,571,451,770

5、一人当たり保険料について

※「医療分」「後期高齢分」を足して、合計保険料を算出し、総加入者数で割ったもの。「介護分」は除く。

No	自治体名	決 算			予 算		
		2017年度決算	2018年度決算	2019年度決算	2018年度予算	2019年度予算	2020年度予算
1	神戸市	80,592	80,019	84,696	未算出	未算出	未算出
2	尼崎市	88,775	78,046	77,812	72,261	78,708	84,626
3	西宮市	86,267	87,817	90,287	83,453	84,273	93,141
4	芦屋市	106,665	108,185	107,309	98,767	106,273	113,541
5	伊丹市	82,932	84,032	85,450	86,925	84,634	88,016
6	宝塚市	97,656	97,812	98,478	93,610	96,541	99,141
7	川西市	87,868	88,992	88,800	89,162	90,049	95,980
8	三田市	85,935	88,575	89,261	86,562	89,947	92,749
9	猪名川町	82,315	79,786	77,478	74,778	74,737	72,675
10	明石市	85,866	82,650	89,586	86,620	92,147	97,557
11	加古川市	81,967	82,461	82,535	80,458	80,360	80,515
12	高砂市	74,236	74,272	74,272	84,930	88,695	86,989
13	稲美町	89,035	80,280	86,217	81,761	79,539	87,477
14	播磨町	81,594	81,843	80,876	82,696	84,584	83,287
15	三木市						
16	小野市						
17	加西市	95,360	95,681	86,656	94,238	95,228	95,764
18	加東市	83,822	84,111	84,497	84,268	84,397	88,720
19	西脇市	82,583	77,476	77,476	75,784	74,840	74,840
20	多可町	87,721	83,579	80,704	84,387	82,866	75,430
21	姫路市	76,820		72,081	59,852	69,737	69,047
22	神河町	83,368	80,158	75,585	74,606	79,322	80,799
23	市川町	65,541	63,576	62,862	69,624	78,991	77,698
24	福崎町	76,060	84,323	80,118	79,266	84,679	79,266
25	相生市	62,951	66,689	72,535	64,494	70,310	75,160
26	たつの市	74,106	77,133	77,133	78,770	77,349	77,349
27	赤穂市	76,073	76,964	76,790	75,582	75,138	72,724
28	宍粟市	96,700	93,800	95,200	91,000	92,000	96,700
29	太子町	82,453	81,417	76,052	75,809	75,333	75,227
30	上郡町	76,451	79,169	77,833	73,991	76,248	74,866
31	佐用町	80,868	84,894	80,936	79,256	79,359	80,374
32	豊岡市	74,109	66,429	62,420	71,737	67,747	72,167
33	養父市	71,862	73,883	68,787	74,056	73,282	72,489
34	朝来市	85,312	84,178	76,453	78,900	80,600	80,600
35	香美町	74,118	69,336	69,057	65,330	66,935	69,161
36	新温泉町	75,562	71,328	67,378	107,700	95,400	53,121
37	丹波市	88,311	86,746	85,424	83,046	83,855	88,642
38	丹波篠山市	80,517	81,313	84,568	77,947	80,035	81,063
39	洲本市	91,044	86,610	79,181	84,451	79,975	83,543
40	淡路市	100,419	93,124	96,086	86,555	85,898	87,630
41	南あわじ市	107,799	101,608	103,422	101,827	103,984	100,074
	平均	84,207	83,243	81,503	81,956	83,282	83,148

6、2019、2020年度の世帯・所得別モデルケース国保料(税)について
世帯構成所得区分について、2019、2020年度の保険料 を記入してください。

※医療分＋後期高齢者支援金分＋介護分(40歳～64歳以下)
※「資産割」の固定資産税は5万円として算定してください。

①世帯主の給与収入のみ 40歳代夫婦と子供1人(高校生以下)の3人世帯										
所得 自治体名	33万円		60万円		100万円		150万円		200万円	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
1 神戸市	50,820	52,980	84,720	88,360	102,410	112,510	235,720	245,390	351,840	360,650
2 尼崎市	47,991	46,925	116,604	113,208	170,844	165,048	286,635	276,773	386,436	372,864
3 西宮市	51,048	53,532	116,697	122,052	163,537	170,692	273,135	285,024	365,717	381,512
4 芦屋市	55,820	58,490	124,110	133,140	170,110	185,940	283,430	310,430	378,170	415,440
5 伊丹市	49,700	49,700	116,700	116,700	166,400	166,400	278,600	278,600	374,200	374,200
6 宝塚市	54,500	54,500	126,700	126,700	179,900	179,900	301,100	301,100	403,900	403,900
7 川西市	50,500	52,500	116,700	123,400	164,700	176,300	275,500	295,100	369,200	396,400
8 三田市	50,000	51,200	113,900	116,700	159,000	163,000	265,500	272,200	355,200	364,200
9 猪名川町	43,200	43,200	99,300	99,300	139,800	139,800	233,700	233,700	313,200	313,200
10 明石市	50,200	50,200	115,400	115,400	162,400	162,400	271,200	271,200	363,600	363,600
11 加古川市	44,800	44,800	107,100	107,100	155,100	155,100	260,200	260,200	350,000	350,000
12 高砂市	55,400	57,700	126,300	131,600	176,800	184,100	295,500	307,400	395,600	411,400
13 稲美町	45,400	45,400	108,300	108,300	156,700	156,700	262,800	262,800	353,600	353,600
14 播磨町	46,000	46,000	110,100	110,100	159,300	159,300	266,900	266,900	359,200	359,200
15 三木市										
16 小野市										
17 加西市	50,400	39,600	118,700	100,700	170,300	152,300	285,200	256,400	383,300	347,300
18 加東市	49,300	52,900	113,000	121,000	158,500	169,400	264,700	283,000	354,500	379,000
19 西脇市	51,100	53,000	116,700	122,200	163,400	172,400	272,900	288,300	365,500	386,400
20 多可町	44,900	44,900	104,100	104,100	147,400	147,400	246,400	246,400	330,500	330,500
21 姫路市	47,580	49,410	111,710	116,110	159,710	166,100	267,310	278,020	359,050	373,480
22 神河町	42,500	42,500	102,600	102,600	149,500	149,500	250,700	250,700	337,700	337,700
23 市川町	46,500	46,500	107,800	107,800	152,600	152,600	255,200	255,200	342,200	342,200
24 福崎町	45,330	49,080	106,870	108,010	153,270	160,190	256,600	267,770	344,820	358,990
25 相生市	47,200	49,000	111,800	115,600	160,500	165,700	268,800	277,500	361,300	373,000
26 たつの市	51,300	48,400	116,500	114,900	165,200	165,500	274,400	277,300	367,600	373,000
27 赤穂市	46,000	43,800	109,700	106,300	158,500	155,400	265,700	260,800	357,500	351,600
28 宍粟市	53,600	51,000	115,200	115,800	157,300	161,300	259,800	269,300	345,700	360,200
29 太子町	46,200	46,200	110,800	110,800	161,100	161,100	270,200	270,200	363,800	363,800
30 上郡町	46,100	46,100	109,600	109,600	158,000	158,000	264,700	264,700	355,900	355,900
31 佐用町	55,800	47,400	117,700	114,500	163,300	166,900	266,900	279,900	355,000	377,100
32 豊岡市	51,600	49,900	105,800	105,100	145,200	145,400	236,000	237,700	312,900	316,000
33 養父市	48,200	41,700	107,000	103,000	152,800	152,300	251,900	255,900	336,900	345,500
34 朝来市	52,900	46,500	117,600	111,400	166,800	161,400	275,300	270,600	368,400	364,300
35 香美町	40,600	41,300	96,200	96,300	138,300	137,000	229,000	229,300	311,600	307,700
36 新温泉町	42,100	34,400	99,200	81,600	141,900	117,600	237,700	197,000	319,300	264,800
37 丹波市	46,900	48,500	114,200	118,200	167,400	173,400	280,900	291,000	378,800	392,400
38 丹波篠山市	46,400	47,000	112,800	113,500	165,200	165,500	227,100	277,500	373,500	373,900
39 洲本市	44,800	49,600	106,600	116,700	153,800	167,100	257,600	279,800	346,600	376,000
40 淡路市	47,500	47,500	111,700	111,700	159,700	159,700	267,300	267,300	359,000	359,000
41 南あわじ市	57,000	57,000	120,700	120,700	169,500	169,500	276,500	276,500	368,100	368,100
平均	48,630	48,181	111,595	111,837	158,426	159,873	264,634	268,792	357,644	361,773
増減		-448		242		1,448		4,158		4,128

6、2019、2020年度の世帯・所得別モデルケース国保料(税)について
世帯構成所得区分について、2019、2020年度の保険料を記入してください。

※医療分＋後期高齢者支援金分
※「資産割」の固定資産税は5万円として算定してください。

		②世帯主の年金収入のみ 夫婦2人世帯で、ともに65歳以上74歳以下									
自治体名	所得	33万円		60万円		100万円		150万円		200万円	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
1	神戸市	31,160	32,880	61,700	69,530	107,970	116,360	204,040	213,320	289,740	299,340
2	尼崎市	28,416	28,416	75,228	75,228	116,508	116,508	196,524	196,524	267,072	267,072
3	西宮市	30,672	32,760	76,176	81,222	143,968	153,422	210,816	224,562	257,216	273,862
4	芦屋市	33,510	35,380	79,890	87,060	149,000	164,040	215,850	239,640	260,350	291,640
5	伊丹市	29,600	29,600	77,300	77,300	118,700	118,700	200,200	200,200	271,700	271,700
6	宝塚市	33,300	33,300	84,100	84,100	126,500	126,500	212,800	212,800	288,000	288,000
7	川西市	30,700	32,100	76,600	82,000	114,100	124,100	191,800	209,000	259,300	283,100
8	三田市	30,400	31,300	74,500	76,700	109,600	113,100	184,000	189,800	248,200	256,100
9	猪名川町	25,800	25,800	63,900	63,900	94,600	94,600	176,100	176,100	214,500	214,500
10	明石市	30,600	30,600	76,400	76,400	114,200	114,200	192,000	192,000	259,700	259,700
11	加古川市	27,900	27,900	72,300	72,300	110,700	110,700	186,600	186,600	253,200	253,200
12	高砂市	33,400	35,100	83,200	87,100	123,900	129,500	208,300	217,700	281,500	294,200
13	稲美町	28,500	28,500	73,900	73,900	113,100	113,100	209,700	209,700	258,700	258,700
14	播磨町	29,100	29,100	75,200	75,200	114,800	114,800	193,400	193,400	262,300	262,300
15	三木市										
16	小野市										
17	加西市	31,800	31,800	81,500	81,500	155,700	155,700	229,900	229,900	282,900	282,900
18	加東市	30,600	32,500	75,900	80,700	113,000	120,100	189,900	201,800	256,600	272,800
19	西脇市	30,200	31,700	75,300	80,100	112,100	120,500	188,400	202,600	254,600	274,200
20	多可町	26,700	26,700	67,700	67,700	128,600	128,600	189,300	189,300	232,000	232,000
21	姫路市	27,970	29,310	71,730	75,330	108,930	143,850	183,410	212,410	248,560	261,410
22	神河町	26,100	26,100	54,700	54,700	118,100	118,100	182,200	182,200	228,900	228,900
23	市川町	28,000	28,000	69,800	69,800	131,900	131,900	193,200	193,200	235,700	235,700
24	福崎町	27,720	29,610	70,500	73,920	134,220	139,930	197,700	205,170	242,700	250,670
25	相生市	28,800	30,000	74,100	77,000	112,600	116,900	189,700	197,000	257,100	267,000
26	たつの市	32,200	29,700	78,600	77,400	117,800	118,500	196,700	199,700	265,600	270,900
27	赤穂市	29,300	27,200	76,700	72,900	147,300	140,900	218,300	210,000	269,700	260,900
28	宍粟市	33,600	31,300	77,600	77,100	112,700	114,100	187,100	191,800	251,300	258,900
29	太子町	27,600	27,600	71,900	71,900	110,400	110,400	204,600	204,600	252,600	252,600
30	上郡町	28,400	28,400	73,400	73,400	111,800	111,800	188,300	188,300	255,300	255,300
31	佐用町	36,200	29,100	80,300	77,200	117,100	119,600	191,900	201,700	257,100	274,200
32	豊岡市	29,800	30,200	64,700	67,700	93,300	98,900	152,300	162,500	203,600	218,000
33	養父市	30,900	25,900	73,400	70,400	110,700	110,600	183,300	186,800	247,300	254,400
34	朝来市	32,700	28,000	78,200	73,400	117,400	113,000	194,700	190,600	262,800	258,700
35	香美町	22,500	23,900	58,100	60,900	88,200	92,100	148,600	155,000	201,500	210,000
36	新温泉町	22,600	17,900	58,700	46,800	112,300	90,000	166,000	135,000	204,700	165,000
37	丹波市	28,200	29,100	75,800	78,300	118,400	122,500	200,000	206,900	272,000	281,600
38	丹波篠山市	28,400	28,700	75,300	75,600	116,800	116,600	197,100	196,700	267,900	267,200
39	洲本市	26,400	29,900	68,600	76,600	105,000	116,200	177,000	195,700	240,200	265,200
40	淡路市	29,500	29,500	76,100	76,100	116,100	116,100	195,700	195,700	265,400	265,400
41	南あわじ市	39,600	39,600	87,000	87,000	157,600	157,600	228,400	228,400	279,500	279,500
	平均	29,682	29,572	73,531	74,515	118,555	121,265	193,809	198,021	254,353	259,597
	増減		-110		984		2,710		4,212		5,244

6、2019、2020年度の世帯・所得別モデルケース国保料(税)について

世帯構成所得区分について、2019、2020年度の保険料 を記入してください。

※医療分+後期高齢者支援金分

※「資産割」の固定資産税は5万円として算定してください。

自治体名	③年金収入のみ 単身世帯で、65歳以上74歳以下									
	33万円		60万円		100万円		150万円		200万円	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
1 神戸市	20,500	21,370	69,220	70,210	154,150	142,840	213,130	218,810	272,110	279,080
2 尼崎市	17,804	17,804	57,540	57,540	128,496	116,624	180,096	180,096	231,696	231,696
3 西宮市	19,224	20,556	57,096	60,882	126,256	134,582	172,656	183,882	219,056	233,182
4 芦屋市	21,010	22,090	59,070	64,920	129,710	143,360	174,210	195,360	218,710	247,360
5 伊丹市	19,100	19,100	60,000	60,000	133,400	133,400	185,200	185,200	237,000	237,000
6 宝塚市	21,100	21,100	63,800	63,800	141,500	141,500	194,500	194,500	247,500	247,500
7 川西市	19,600	20,300	58,100	62,400	128,400	124,900	175,400	191,200	222,300	243,900
8 三田市	19,500	20,000	56,200	57,900	123,800	114,200	167,700	173,000	211,600	218,400
9 猪名川町	16,500	16,500	48,300	48,300	106,600	106,600	145,000	145,000	183,400	183,400
10 明石市	19,200	19,200	57,700	57,700	127,800	127,800	175,000	175,000	222,200	222,200
11 加古川市	18,100	18,100	56,100	56,100	124,800	112,700	172,800	172,800	220,800	220,800
12 高砂市	21,000	22,000	62,600	65,300	138,500	129,800	189,300	197,600	240,200	250,600
13 稲美町	18,100	18,100	56,600	56,600	126,200	126,200	175,200	175,200	224,200	224,200
14 播磨町	18,700	18,700	58,000	58,000	128,900	116,300	178,400	178,400	227,900	227,900
15 三木市										
16 小野市										
17 加西市	21,000	21,000	63,500	63,500	140,900	140,900	193,900	193,900	246,900	246,900
18 加東市	19,600	20,600	57,700	60,900	127,500	121,000	173,800	184,000	220,100	233,200
19 西脇市	19,100	20,100	56,600	60,700	112,500	121,200	171,200	185,100	217,200	235,500
20 多可町	16,800	16,800	51,200	51,200	113,700	113,700	156,500	156,500	199,200	199,200
21 姫路市	17,460	18,720	54,220	56,930	120,550	126,600	167,050	175,600	213,550	224,600
22 神河町	16,600	16,600	38,900	38,900	103,900	103,900	149,200	149,200	197,300	197,300
23 市川町	18,100	18,100	53,200	53,200	117,400	117,400	159,900	159,900	202,400	202,400
24 福崎町	17,520	18,630	53,500	55,620	118,700	123,070	163,700	168,570	208,700	214,070
25 相生市	18,100	18,800	56,200	58,400	125,000	117,200	173,100	179,800	221,200	229,700
26 たつの市	21,800	19,300	61,100	59,800	132,600	120,300	181,500	184,500	230,600	235,900
27 赤穂市	18,500	17,100	58,600	56,000	130,700	125,200	182,100	176,100	233,500	227,000
28 宍粟市	23,100	20,400	60,100	58,900	128,500	116,400	172,400	176,200	216,300	222,400
29 太子町	17,600	17,600	55,300	55,300	123,300	123,300	171,400	171,400	219,400	219,400
30 上郡町	18,000	18,000	56,000	56,000	124,500	124,500	172,600	172,600	220,500	220,500
31 佐用町	255,500	18,300	62,600	59,200	129,700	119,900	175,700	185,200	221,700	238,200
32 豊岡市	21,500	21,200	50,600	52,800	104,000	99,600	139,700	149,100	175,500	188,100
33 養父市	21,400	16,500	57,700	54,700	122,600	111,400	169,300	172,800	215,900	223,000
34 朝来市	22,800	18,100	61,600	57,000	131,700	114,800	180,700	176,400	229,700	225,900
35 香美町	14,500	15,200	44,500	46,500	98,900	93,000	136,600	142,100	174,400	181,000
36 新温泉町	15,600	13,400	47,100	39,300	104,200	86,900	142,800	118,500	181,500	150,000
37 丹波市	18,000	18,500	58,800	60,800	131,500	123,600	184,800	191,200	238,000	246,400
38 丹波篠山市	18,000	18,000	58,000	58,000	129,500	129,300	181,400	180,600	233,200	231,900
39 洲本市	16,700	18,900	52,500	58,200	116,900	116,800	162,400	179,000	207,900	228,500
40 淡路市	19,200	19,200	59,000	59,000	131,000	131,000	181,000	181,000	231,000	231,000
41 南あわじ市	29,500	29,500	70,100	70,100	143,400	143,400	194,500	194,500	245,600	245,600
平均	25,081	19,032	56,912	57,454	125,254	121,295	172,898	176,248	220,290	224,915
増減		-6,049		541		-3,959		3,349		4,624

7、保険料(税)の滞納世帯数(2019年度)

	自治体名	2019年5月末	2020年5月末
1	神戸市	27,636	29,630
2	尼崎市	9,270	15,969
3	西宮市	6,212	6,552
4	芦屋市	1,122	1,490
5	伊丹市	2,664	2,322
6	宝塚市	7,660	7,111
7	川西市	2,055	2,090
8	三田市	895	893
9	猪名川町	463	305
10	明石市	4,973	4,902
11	加古川市	3,338	3,577
12	高砂市	1,421	1,413
13	稲美町	462	426
14	播磨町	545	564
15	三木市		
16	小野市		
17	加西市	956	857
18	加東市	750	715
19	西脇市	970	865
20	多可町	295	240
21	姫路市	7,410	11,288
22	神河町	176	165
23	市川町	191	139
24	福崎町	388	343
25	相生市	305	123
26	たつの市	1,308	991
27	赤穂市	237	241
28	宍粟市	756	746
29	太子町	364	335
30	上郡町	176	236
31	佐用町	244	196
32	豊岡市	1,181	1,070
33	養父市	380	349
34	朝来市	403	378
35	香美町	170	154
36	新温泉町	233	179
37	丹波市	888	837
38	丹波篠山市	876	861
39	洲本市	922	811
40	淡路市	885	819
41	南あわじ市	822	1,152
	合計	90,002	117,303

11、滞納処分執行停止件数と金額(2019年度)

件数	金額
1,695	100,924,686
148	13,311,437
1,000	66,229,469
322	30,948,701
245	47,299,978
269	108,773,364
403	39,258,442
68	12,374,968
10	3,551,830
57	7,673,522
201	66,298,697
130	17,374,194
11	3,784,700
51	15,988,558
85	5,124,899
309	23,424,679
112	8,316,308
17	8,326,100
1,680	173,924,353
6	1,022,814
4	565,500
194	34,274,110
70	4,096,200
71	20,955,243
119	25,990,285
14	1,941,600
101	22,757,890
29	4,335,473
23	9,060,765
90	6,397,512
15	3,520,500
47	10,342,356
182	4,627,758
5	1,901,400
115	5,972,335
19	1,762,228
56	17,980,657
141	42,382,290
235	23,401,555
5,506	815,731,764

8、保険証発行状況(2020年3月末日現在)

自治体名	①窓口での留め置き		②短期保険証の総件数と、有効期間別発行件数										発行総世帯数	備考	③資格証件数	
	留め置き総件数	うち高校生までの件数	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		6ヶ月					
			世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数				
1 神戸市	4,286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,413	0	5,959	
2 尼崎市	2,588	0	0	0	0	0	0	0	0	4,039	集計していません	0	0	0	314	
3 西宮市	0	0	762	933	94	144	179	262	71	105	34	45	1,140	0	354	
4 芦屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	371	473	55	107	371	04ヶ月証と6ヶ月証の世帯は重複しています。	2
5 伊丹市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	172	204	180	0	40
6 宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	211	288	211	0	0
7 川西市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	942	1,781	942	0	49
8 三田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	427	不明	427	0	49
9 猪名川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	254	130	0	26
10 明石市	317	0	0	0	0	0	0	0	896	1,225	0	0	0	0	454	
11 加古川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	948	1,527	948	0	10
12 高砂市	0	0	297	430	0	0	256	513	0	0	256	445	809	0	1	
13 稲美町	87	0	0	0	0	0	142	0	0	0	0	0	142	0	21	
14 播磨町	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	334	124	0	99
15 三木市																
16 小野市																
17 加西市	0	0	0	0	0	0	211	325	0	0	135	205	346	0	33	
18 加東市	13	1	50	118	0	0	24	43	0	0	70	138	144	0	16	
19 西脇市	71	18	74	136	—	—	67	112	—	—	63	102	204	0	13	
20 多可町	25	0	0	0	0	0	86	116	0	0	8	15	0	0	19	
21 姫路市	717	83	1,621	未集計	59	未集計							1,680		509	
22 神河町	33	0	12	17	4	9	7	13	0	0	0	0	23	0	1	
23 市川町	39	0	5	6	41	69	0	0	30	43	20	37	64	18歳以下は6か月。その世帯数は、他の有効期間月数のものと重複する。	22	
24 福崎町	18	0	0	0	60	95	0	0	67	77	0	0	127	0	0	
25 相生市	8	0	94	168	0	0	0	0	0	0	41	92	4,240	0	24	
26 たつの市	0	0	0	0	0	0	0	0	406	865	84	169	406	0	139	
27 赤穂市	111	0	—	—	—	—	—	—	364	0	—	—	364	0	26	
28 宍粟市	0	0	243	370	0	0	0	0	0	0	38	67	5,128	8,661	1	
29 太子町	0	0	0	0	142	270	0	0	27	55	0	0	169	0	25	
30 上郡町	16	0	19	47	4	7	2	3	23	46	14	30	0	0	5	
31 佐用町	2	0	0	0	0	0	51	80	0	0	6	11	51	0	8	
32 豊岡市	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	155	332	0	125	
33 養父市	0	0	120	233	11	18	0	0	0	0	0	0	131	0	0	
34 朝来市	0	0	114	203	5	10	1	1	0	0	1	2	121	0	25	
35 香美町	0	0	25	47	0	0	4	6	0	0	0	0	29	3世帯・7人	6	
36 新温泉町	2	0	17	36	0	0	24	42	0	0	3	6	50	0	9	
37 丹波市	51	7	0	0	0	0	0	0	0	0	271	434	271	0	0	
38 丹波篠山市	0	0	0	0	0	0	0	0	227	341	27	48	254	389	34	
39 洲本市	0	0	0	0	0	0	104	144	0	0	204	356	308	500	80	
40 淡路市	0	0	288	487	0	0	2	4	0	0	0	0	290	0	40	
41 南あわじ市	0	0	0	0	336	562	0	0	0	0	0	0	336	0	100	
合計	11,227	110	3,741	3,231	756	1,184	1,160	1,664	10,560	3,230	4,366	6,852	27,905		8,952	

9、保険料(税)滞納者に対する差押えについて(2019年度)

	自治体名	①差押え 世帯数	②差押え件数			③差押え金額	競売等による現金化	
			全体件数	内単独件数	内参加差押え		件数	金額
1	神戸市	648	694	0	8	196,810,826	0	0
2	尼崎市	243	243	243	0	87,735,128	0	0
3	西宮市	274	297	294	3	58,834,248	231	23,819,797
4	芦屋市	116	126	123	3	26,825,708	103	7,487,805
5	伊丹市	577	577	558	19	167,957,478	456	61,158,728
6	宝塚市	878	1,142	1,098	44	787,124,005	12	320,132
7	川西市	66	259	201	58	36,465,729	95	6,190,875
8	三田市	213	213	202	11	12,354,585	6	1,190,218
9	猪名川町	9	9	7	0	503,020	0	0
10	明石市	704	716	705	11	156,983,309	459	33,398,940
11	加古川市	727	727	712	15	153,997,703	965	71,063,288
12	高砂市	148	148	133	15	78,323,837	110	6,720,442
13	稲美町	35	35	31	4	18,749,092	23	1,614,802
14	播磨町	84	102	101	1	25,237,741	2	435,705
15	三木市							
16	小野市							
17	加西市	0	71	71	0	34,261,022	0	0
18	加東市	106	146	140	6	45,539,316	96	8,277,612
19	西脇市	105	126	112	14	46,129,903	229	10,485,867
20	多可町	39	47	47	0	16,295,936	0	0
21	姫路市	765	765	未集計	未集計	148,747,754	1,159	48,921,723
22	神河町	8	10	9	1	8,077,720	1	0
23	市川町	2	2	2	0	113	0	0
24	福崎町	25	26	26	0	7,396,193	21	1,248,053
25	相生市	29	29	29	0	12,574,083	21	1,553,024
26	たつの市	123	144	144	0	85,453,925	89	9,128,710
27	赤穂市	53	68	68	0	17,368,617	66	4,379,191
28	宍粟市	25	25	25	0	8,041,300	10	1,375,868
29	太子町	9	9	4	1	3,179,654	7	491,152
30	上郡町	24	28	28	0	22,516,937	11	1,115,903
31	佐用町	27	27	26	1	8,412,157	2	5,415
32	豊岡市	211	211	211	0	54,301,554	190	19,851,559
33	養父市	26	29	29	0	13,060,899	7	1,102,158
34	朝来市	21	23	23	0	9,056,696	22	1,627,474
35	香美町	41	413	413	0	12,363,877	157	3,007,219
36	新温泉町	6	6	5	1	2,704,008	3	479,311
37	丹波市	106	152	23	1	74,204,028	127	5,600,556
38	丹波篠山市	39	39	39	0	12,042,477	36	3,067,920
39	洲本市	121	219	205	0	11,618,555	0	0
40	淡路市	148	158	158	0	18,950,276	97	7,031,676
41	南あわじ市	0	124	124	0	48,159,949	77	6,086,347
	合計	7,024	8,428	6,612	217	2,616,094,486	4,890	348,237,470

10、保険料(税)滞納世帯にたいする差押さえの物件別件数(「含む参加」)(2019年度)

* 生命保険に学資保険含む場合は、その旨備考に記入。

	自治体名	預貯金		子ども手当		不動産		生命保険	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	神戸市	469	123,977,096	0	0	9	7,752,030	135	38,475,208
2	尼崎市	101	19,244,336	0	0	0	0	11	4,953,067
3	西宮市	184	17,266,172	0	0	3	1,119,160	59	14,616,298
4	芦屋市	81	11,644,898	0	0	4	3,028,610	16	5,190,982
5	伊丹市	163	44,747,874	0	0	40	15,211,520	170	49,371,013
6	宝塚市	463	223,737,494	0	0	145	107,327,250	235	205,009,846
7	川西市	95	5,735,520	0	0	84	18,653,224	64	9,560,470
8	三田市	102	3,375,277	0	0	20	1,174,100	53	3,438,887
9	猪名川町	9	503,020	0	0	0	0	0	0
10	明石市	660	137,491,534	0	0	11	4,141,900	21	6,673,042
11	加古川市	511	80,496,380	0	0	21	10,527,605	85	20,043,645
12	高砂市	106	51,023,191	-	-	17	11,697,374	25	15,603,272
13	稲美町	20	6,101,557	0	0	3	952,416	7	4,234,343
14	播磨町	46	5,836,212	0	0	8	3,319,005	19	4,078,268
	三木市								
	小野市								
17	加西市	19	3,596,405	0	0	0	0	2	956,300
18	加東市	72	24,615,770	0	0	2	2,895,800	1	79,417
19	西脇市	63	14,015,312	0	0	1	129,800	9	14,407,810
20	多可町	27	7,515,210	0	0	0	0	3	1,282,111
21	姫路市	400	68,530,649					208	39,169,391
22	神河町	7	7,151,900	0	0	0	0	0	0
23	市川町	0	0	0	0	0	0	0	0
24	福崎町	15	3,426,060	0	0	3	513,178	2	209,200
25	相生市	15	5,532,900	0	0	0	0	0	0
26	たつの市	88	32,116,324	0	0	1	580,600	13	15,120,707
27	赤穂市	54	11,324,554	0	0	5	1,043,020	3	3,707,943
28	宍粟市	15	3,299,100	0	0	0	0	0	0
29	太子町	6	1,182,454	0	0	2	835,000	0	0
30	上郡町	6	7,479,857	0	0	0	0	3	2,252,950
31	佐用町	12	1,734,857	0	0	1	43,100	1	201,100
32	豊岡市	50	12,060,379	0	0	9	1,658,986	20	6,191,024
33	養父市	11	1,075,500	0	0	1	1,404,222	1	1,231,300
34	朝来市	11	2,556,360	0	0	0	0	5	649,436
35	香美町	364	8,928,777	0	0	0	0	1	70,000
36	新温泉町	3	487,824	0	0	1	2,126,884	1	89,300
37	丹波市	57	14,169,957	0	0	12	8,386,657	25	28,912,900
38	丹波篠山市	17	2,767,200	0	0	1	727,000	1	199,500
39	洲本市	147	6,201,384	0	0	24	0	18	2,761,466
40	淡路市	89	12,812,076	0	0	0	0	7	5,988,000
41	南あわじ市	90	26,336,196	0	0	1	1,612,500	9	7,701,477

10、保険料(税)滞納世帯にたいする差押さえの物件別件数(「含む参加」)(2019年度)

* 生命保険に学資保険含む場合は、その旨備考に記入。

	自治体名	学資保険		給与		その他		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
1	神戸市	0	0	34	14,821,297	47	11,785,195	0
2	尼崎市	0	0	131	63,537,725	0	0	0
3	西宮市	4	2,160,693	23	14,270,485	24	9,401,440	0
4	芦屋市	0	0	11	3,705,920	14	3,255,298	0
5	伊丹市	-	-	142	43,201,764	62	15,425,307	生命保険に学資保険含む
6	宝塚市	1	1,333,667	101	52,891,216	197	196,824,532	0
7	川西市	0	0	5	822,580	11	1,693,935	0
8	三田市	0	0	19	1,694,760	19	2,671,561	学資、生保に含む
9	猪名川町	0	0	0	0	0	0	0
10	明石市	0	0	15	5,327,412	9	3,349,421	0
11	加古川市	0	0	45	16,809,854	65	26,120,219	0
12	高砂市	-	-	-	-	-	-	0
13	稲美町	0	0	1	5,206,000	3	2,198,776	0
14	播磨町	0	0	4	753,420	25	11,250,836	0
	三木市							
	小野市							
17	加西市	0	0	5	2,061,300	45	27,647,017	0
18	加東市	0	0	21	14,959,454	10	2,988,875	その他:出資金、破産に係る交付要求、国税還付金、動産
19	西脇市	1	405,220	13	4,352,340	39	12,819,421	0
20	多可町	0	0	2	1,974,515	15	5,524,100	0
21	姫路市			88	22,879,277	69	18,168,437	生命保険に学資保険含む
22	神河町	0	0	0	0	3	925,820	0
23	市川町	0	0	0	0	2	113	0
24	福崎町	1	1,636,555	3	531,700	0	0	0
25	相生市	0	0	1	229,500	13	6,811,683	0
26	たつの市	0	0	9	3,534,208	33	34,102,086	0
27	赤穂市	0	0	3	772,300	6	520,800	0
28	宍粟市	0	0	0	0	10	4,742,200	0
29	太子町	0	0	0	0	1	1,162,200	0
30	上郡町	0	0	0	0	19	12,784,130	0
31	佐用町	0	0	0	0	13	6,433,100	0
32	豊岡市	0	0	89	20,590,297	43	13,800,868	0
33	養父市	0	0	2	1,097,008	14	8,252,829	0
34	朝来市	0	0	4	1,594,840	3	4,256,060	0
35	香美町	0	0	8	355,100	40	3,073,000	0
36	新温泉町	0	0	0	0	1	13,800	0
37	丹波市	0	0	14	6,090,166	37	12,893,148	0
38	丹波篠山市	0	0	2	589,400	18	7,759,377	0
39	洲本市	0	0	6	185,473	24	2,470,232	0
40	淡路市	0	0	1	150,200	0	0	0
41	南あわじ市	0	0	4	3,425,692	20	9,084,084	0

12、保険料の減免について

	自治体名	①2019年度 法定軽減の件数	②2019年度 申請減免の件数
1	神戸市	152,968	15,672
2	尼崎市	41,146	16,013
3	西宮市	36,289	23,729
4	芦屋市	7,565	556
5	伊丹市	13,536	913
6	宝塚市	16,594	1,935
7	川西市	11,349	330
8	三田市	6,537	157
9	猪名川町	2,338	68
10	明石市	28,513	2,451
11	加古川市	23,133	1,452
12	高砂市	8,445	1,041
13	稲美町	2,387	330
14	播磨町	50	166
15	三木市		
16	小野市		
17	加西市	4,009	205
18	加東市	2,953	23
19	西脇市	3,230	42
20	多可町	1,470	4
21	姫路市		1,983
22	神河町	843	2
23	市川町	1,193	8
24	福崎町	1,348	17
25	相生市	3,110	1
26	たつの市	6,765	170
27	赤穂市	4,365	118
28	宍粟市	3,402	27
29	太子町	2,586	2
30	上郡町	1,554	5
31	佐用町	1,576	5
32	豊岡市	7,348	34
33	養父市	2,235	8
34	朝来市	2,699	2
35	香美町	1,404	5
36	新温泉町	1,219	0
37	丹波市	5,383	42
38	丹波篠山市	3,476	1
39	洲本市	4,309	28
40	淡路市	4,141	41
41	南あわじ市	4,170	34
	合計	425,638	67,620

13、国保法44条による一部負担金の減免等の件数(2019年度)

免除 件数	金額	減 額		徴収猶予	
		件数	金額	件数	金額
5	576,082	0	0	0	0
9	6,352,347	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
6	1,018,042	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
13	33,716	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
81	941,066				
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1	738,087	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10	255,700	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
125	9,915,040				

12. 保険料の減免について

③2019年度の申請減免のうち低所得者・多子世帯にたいする軽減・条例減免について

自治体名	有り○の自治体のみ抽出、下記に概要を記入		減免額		その他
	所得割の減免	均等割の減免	扶養控除	減免額和措置	
1 神戸市	○ 当年実収月額が前年所得と対比して激減した世帯に対する減免	低所得世帯に対する減免	0	0	・災害により損害を受けた世帯に対する減免 ・国保法第59条による給付制限を受ける世帯に対する減免
2 尼崎市	○ 保険料が算定所得の20%を超える世帯		0	0	その年の総所得の見込額と課税の基準となった年の総所得を比較して減少率が50%以上の時に該当
3 西宮市	○ 保険料軽減が適用されており、所得割が賦課されている世帯の所得割の一定額を減額		0	0	世帯の年間保険料額が世帯の基準総所得金額の合計額の19%を超える世帯について、保険料超過分の25%を減額
6 宝塚市	○ 生保基準	生保基準	0	0	
10 明石市	○	翌年度の軽減判定所得が65万円+(33万円×被保険者※(旧国保含む))以下である。	0	0	
13 稲美町	○ 条例で定める減免区分割合を限度として減免することができる。		-	-	
21 姫路市	○	以下のす(以下読めず)	0	0	
22 神戸市	○	0	0	0	2
27 赤穂市	○ 失業・休職等特別な事由がある者に対する減免	高校生世代までの被保険者を3人以上養育する多子世帯	0	0	0
28 兵庫県	○	0	0	0	0
29 太子町	○ 前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満のときは、所得割額の30% ・申請日以降1年間の所得見込額が前年中の所得金額の1/2以下に減少すると認められるもの。 ・納税義務者又は生活の主事者が失業等により、生活が著しく困難になったと認められ、かつ、申請日以降1年間の総所得金額の見込額が38万円(扶養親族の認定基準額)以下となる場合。 ⇒所得割額3/10～7/10減免 ・疾病等により引き続き3月以上の入院加療等を要する状態であるもので、納税が著しく困難であると認められるもの。⇒所得割額5/10減免	在所証明書がある場合保険料全額が減免となる。	0	0	0
32 豊岡市	○		0	0	0
34 朝来市	○	納税義務者が失業、休職、廃業、疾病その他これに類する事由により3箇月以上引き続き働かない者(雇用保険等受給期間を除く。)又は3箇月以上引き続き入院若しくは療養中の者で、生活が著しく困難となったと認められる世帯について、当該年度の納税義務者(その世帯の生計を一にする者を含む。)の総所得金額の見込額が前年中の地方税法に基づく所得割額(県市民税の所得割)の算出に使用した総所得金額に比して2分の1以下に減少すると認められる場合で、前年中の総所得金額が500万円以下である世帯について申請日以降に到来する納期分から、当該年度分に限り、前年中の総所得金額の区分により、所得割額の10分の1から全額の割合で減免。	0	0	0
37 丹波市	○	病気や自傷のため、前年に比べて所得が著しく減少し、その年の所得の見込額が皆無となり、保険料の支払いが困難となったとき。	なし	なし	なし
40 淡路市	○ 疾病・廃業・失業等		0	0	0

14、新型コロナウイルス対策として臨時対応した内容について

(2020年7月1日現在)

自治体名	資格証交付者に保険証交付した件数	保険料が徴収猶予となった件数	保険料が減免となった件数	窓口留め置き対応者に保険証交付し	その他自治体独自の施策	感染者傷病手当支給について					
						条例改正 ○or×	傷病手当申請 件数	傷病手当対象者に○を付けてください			
								被用者	家族従事者	個人事業主	その他
神戸市	11	3	1,502		①短期証世帯に対する窓口検認の中止及び職権での短期証発送 ②5月の文書発送の中止	○	1	○	○		
尼崎市	集計していません	0	1,767	集計していません	郵送による各種手続きの勧奨	○	3	○	○ ※		
西宮市	0	666	676	0	なし	○	3	○	○		
芦屋市	0	0	0	0	0	○	0	○			
伊丹市	0	12	338	0	なし	○	3	○	○		
宝塚市	0	5	107	0	特になし	○	1	○			
川西市	0	0	0	0	0	○	3	○	○		
三田市	0	3	46	0	なし	○	1	○			
猪名川町	0	0	0	0	なし	○	0	○			
明石市	0	0	0	317	0	○	0	○	○		
加古川市	0	0	0	0	0	○	3	○	○		
高砂市	0	0	0	0	0	○	0	○			
稲美町	0	0	0	104	0	○	0	○			
播磨町	0	2	0	0	0	○	0				
三木市											
小野市											
加西市	26	0	0	0	0	○	0	○	○	○	
加東市	0	10	0	0	なし	○	0	○	○		
西脇市	0	1	0	0	0	○	0	○			
多可町	0	0	0	0	特になし	○	0				
姫路市			142		1カ月短期証更新世帯を2か月更新世帯とした	○	0	○	○		
神河町	0	0	0	0	0	○	0	○			
市川町	0	0	0	0	0	○	0	○	○		
福崎町	0	0	7	0	0	○	0	○			
相生市	32	0	0	8	0	○	0	○	○		
たつの市	0	0	11	0	0	○	0	○			
赤穂市	0	0	0	153	なし	○	0	○			
宍粟市	0	0	0	0	0	○	0	○	○		
太子町	0	0	0	0	0	○	0				
上郡町	0	0	0	0	0	○	0				
佐用町	0	0	0	0	特になし	○	0				
豊岡市	0	0	0	0	特になし	○	0	○	○		
養父市	0	-	0	0	0	○	0				
朝来市	0	0	3	0	0	○	0	○			
香美町	0	0	0	0	0	○	0	○	○		
新温泉町	0	0	0	0	0	○	0	○			
丹波市	0	3	13	0	0	○	2	○	○		
丹波篠山市	0	0	0	0	0	○	0	○			
洲本市	0	3	0	0	0	×	0				
淡路市	0	0	0	0	0	○	0	○			
南あわじ市	0	4	0	0	0	○	0	○	○		

II、後期高齢者医療制度についてお聞かせ下さい(2020年3月末現在)

市町名・担当部署・担当者名前

問合せ先電話

①被保険者数 総人数 と 内65歳～74歳人数、75歳以上人数 をご記入ください。

総数	65歳～74歳	75歳以上
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

②70歳～74歳の被保険者で重度障害者医療助成制度対象者(償還払いの人)の人数をご記入ください。

③保険料の軽減 9割、8.5割、7割、5割、2割の人数をご記入ください。

9割	8.5割	7割	5割	2割
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

④保険料の減免者の人数。徴収猶予の人数 をご記入ください。

減免人数	徴収猶予人数
<input type="text"/>	<input type="text"/>

⑤保険料の滞納者の人数。被保険者数にたいする比率を%で ご記入ください。

滞納人数	比率(%)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

⑥短期被保険者証の発行人数 をご記入ください。

発行人数

⑦差押え された方の人数 をご記入ください。

差押え人数

⑧一部負担金の減免適用者の人数 をご記入ください。

減免適用人数

⑨ 新型コロナウイルス対策として臨時対応した内容について(2020年7月1日現在)

保険料が徴収猶予となった件数 <input type="text"/>	保険料が減免となった件数 <input type="text"/>
-------------------------------------	-----------------------------------

感染者傷病手当支給の条例改正をした

傷病手当申請件数

Ⅱ 後期高齢者医療制度についてお聞かせ下さい(2020年3月末日現在)

自治体名	①被保険者数			②70歳～74歳の被保険者で高齢重度障害者医療助成制度対象者(償還払いの人)の人数をご記入ください。	③保険料の軽減				
	総数 A	65歳～74歳	75歳以上		9割	8.5割	7割	5割	2割
1 神戸市	213,645	2,929	210,716	0	49,205	38,255	0	19,008	24,654
2 尼崎市	63,813	1,381	62,432	613	16,100	13,771	-	6,825	8,282
3 西宮市	58,416	1,042	57,374	0	13,930	9,813	0	4,790	6,502
4 芦屋市	14,624	156	14,468	0	3,343	2,111	0	922	1,244
5 伊丹市	26,091	335	25,756	162	0	4,328	0	2,436	3,393
6 宝塚市	33,743	444	33,299	0	7,475	4,722	12,197	2,352	3,650
7 川西市	27,110	323	26,787	0	5,481	3,815	0	2,122	2,987
8 三田市	12,208	260	11,978	0	0	2,096	0	1,157	1,583
9 猪名川町	4,229	40	4,189	0	840	628	0	312	528
10 明石市	39,837	911	38,926	0	9677	6679	0	4030	5900
11 加古川市	35,455	513	34,942	0	6,452	4,786	0	3,450	5,826
12 高砂市	12,485	276	12,209	0	2,765	2,157	-	1,298	2,070
13 稲美町	4,603	113	4,490	60	805	815	0	590	815
14 播磨町	4664	57	4607	0	976	777	0	549	870
15 三木市									
16 小野市									
17 加西市	7,521	180	7,341	0	1427	1978	0	1023	796
18 加東市	5,495	103	5,392	0	1,021	1,262	0	673	594
19 西脇市	7306	92	7214	43	1,631	2,195	0	1,121	760
20 多可町	4,119	71	4,048	0	731	1,131	0	551	326
21 姫路市	71,568	1,366	70,202	0	16,530	13,082		7,269	9,414
22 神河町	2,236	22	2,214	0	0	532	0	323	269
23 市川町	0	24	2,228	0	444	480	0	272	283
24 福崎町	2,745	50	2,695	0	404	503	0	289	353
25 相生市	5,481	54	5,427	0	1,342	992	0	762	973
26 たつの市	11,712	345	11,367	0	1,998	2,119	0	1,228	1,629
27 赤穂市	8,072	175	7,897	0	1,571	1,485	0	1,121	1,338
28 宍粟市	6,817	123	6,694	0	1,138	1,887	0	1,030	665
29 太子町	4,309	77	4,232	37	0	795	607	478	651
30 上郡町	2,908	56	2,852	0	0	614	0	432	419
31 佐用町	3,729	46	3,683	0	0	985	0	601	434
32 豊岡市	14,620	158	14,462	0	0	3,093	0	1,704	1,184
33 養父市	5,061	86	4,975	0	1,439	889	0	678	475
34 朝来市	5,792	74	5,718	0	0	1,661	0	801	560
35 香美町	3,962	40	3,922	0	556	1,149	0	514	320
36 新温泉町	3,091	29	3,062	0	627	909	0	375	241
37 丹波市	11,965	309	11,656	0	2,331	2,856	0	1,824	1,276
38 丹波篠山市	7,618	177	7,441	0	1,480	1,937	0	1,018	754
39 洲本市	8,140	246	7,894	0	0	1,827	2,053	381	229
40 淡路市	8,998	197	8,801	0	2,703	2,433	0	1,029	811
41 南あわじ市	8,537	214	8,323	0	1,991	2,201	0	963	682

Ⅱ 後期高齢:

自治体名	④保険料の 減免人数	徴収猶予	⑤保険料 の滞納人 数 B	比率 (%) B/A	⑥短期被 保険者証 の発行人 数	⑦差押え 人数	⑧一部負 担金の減 免適用人 数	⑨ 新型コロナウイルス対策として臨時対応した内容について(2020年7月1日現在)			
								保険料が 徴収猶予と なった件数	保険料が 減免とな った件数	感染者傷病手当支 給の条例改正をし たか	傷病手当 申請件数
1 神戸市	179	0	3,622	1.69%	682	0	2	0	0	改正した	0
2 尼崎市	88	0	804	1.26%	112	163	0	0	0	した	0
3 西宮市	41	0	502	0.86%	55	48	0	0	0		0
4 芦屋市	14	0	199	1.36%	20	19	0	0	0		0
5 伊丹市	9	0	159	0.61%	41	4	1	0	0		0
6 宝塚市	11	0	543	1.61%	92	7	0	0	0	改正済	0
7 川西市	128	0	225	0.83%	94	7	0	0	0	R2年5月1日施行と して改正を行った	0
8 三田市	1	0	193	1.58%	34	0	0	0	0	した	0
9 猪名川町	5	0	23	0.54%	13	0	0	0	0	改正を行った。	0
10 明石市	28	0	319	0.80%	79	11	0	0	0		0
11 加古川市	49	0	264	0.74%	84	21	0	0	0		0
12 高砂市	14	0	192	1.54%	33	5	0	0	0		0
13 稲美町	4	0	29	0.63%	1	5	0	0	0	改正済	広域連合 対応のため不明
14 播磨町	2	0	37	0.79%	8	1	20	0	0		0
15 三木市											
16 小野市											
17 加西市	0	0	82	1.09%	32	10	0	0	0		0
18 加東市	2	0	78	1.42%	6	0	0	0	0		0
19 西脇市	10	0	5	0.07%	2	0	0	0	0	改正済	0
20 多可町	0	0	24	0.58%	11	3	0	0	0	○	0
21 姫路市	62	0	956	1.34%	134	36	0	0	0	兵庫県後期高齢者 医療広域連合後期 高齢者医療に関す る条例の一部改正 (R2.5.1施行)	1
22 神河町	2	0	15	0.67%	0	0	0	0	0		0
23 市川町	0	0	6	0.26%	2	0	0	0	0	行った	0
24 福崎町	2	0	9	0.33%	2	0	0	0	0	改正済	0
25 相生市	1	0	22	0.40%	16	4	1	0	0	○	0
26 たつの市	4	0	119	1.02%	16	0	0	0	0	広域連合にて改正	0
27 赤穂市	1	0	182	2.25%	55	5	0	0	0	改正済み(R2.5.1施 行)	0
28 宍粟市	0	0	73	1.07%	15	0	0	0	0		0
29 太子町	0	0	42	0.97%	4	0	0	0	0		0
30 上郡町	1	0	29	1.00%	6	0	0	0	0		0
31 佐用町	0	0	26	0.70%	6	1	0	0	0	○	0
32 豊岡市	8	0	78	0.53%	14	9	2	0	0	した	0
33 養父市	1	0	39	0.77%	10	0	0	0	0	した	0
34 朝来市	0	0	4	0.05%	5	2	0	0	0		0
35 香美町	2	0	4	0.10%	1	0	0	0	0	改正した	0
36 新温泉町	0	0	28	0.91%	13	0	0	0	0		0
37 丹波市	6	0	57	0.48%	16	0	0	0	0	改正済	0
38 丹波篠山市	2	0	23	0.30%	13	0	0	0	0	6月議会で改正済	0
39 洲本市	7	0	113	1.39%	20	3	0	0	0		0
40 淡路市	0	0	96	1.07%	46	0	0	0	0		0
41 南あわじ市	1	0	93	1.09%	21	2	0	0	0	○	0

Ⅲ、介護保険制度についてお聞かせ下さい

市町名・担当部署・担当者名前

問合せ先電話

1、高齢者人口について(2020年3月末現在)

総人口 65歳以上

2、介護保険料にていて (2020年度)
段階別 月額保険料。(年額/12か月＝円)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

段階別 第一号被保険者 (人数)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3、1号被保険者の介護保険料滞納状況について

2020年3月末時点 2019年3月末時点 2020年3月末時点
 滞納者総数 普通徴収者総数 普通徴収者総数

4、保険料の滞納にたいするペナルティー(2020年3月末現在)

償還払い(件数)	給付差し止め(件数)	3割負担(件数)	差押え(件数)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

5、利用料負担について(2020年3月末現在)

1割負担者(人数) 2割負担者(人数) 3割負担者(人数)

6、国基準以外で、自治体独自の減免措置について(2019年度)

保険料 独自減免制度		有り場合、その要件と対象サービス、減免内容 <input type="text"/>
有り	無し	
減免件数	減免総額	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	

利用料 独自減免制度		有り場合、その要件と対象サービス、減免内容 <input type="text"/>
有り	無し	
減免件数	減免総額	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	

7、一定回数以上の生活援助ケアプランの届け出について(2020年3月末現在)

届出件数 その内のケアプラン変更件数

8、保険者機能推進交付金について(2019年度)

交付金額	交付金の使途(交付金を使った事業名、内容)
------	-----------------------

9、総合事業の事業費用について

2019年度総合事業費決算額	2020年度総合事業費予算額	2020年度総合事業費予算内一般財源投入額
----------------	----------------	-----------------------

10、総合事業対象者数、及び一般介護予防事業利用対象者数(2020年3月末現在)

要支援1・2認定者数(人)	チェックリスト事業対象者数(人)
---------------	------------------

11、総合事業サービス内容と利用者数(2019年3月末現在) 2020年3月末現在

※現行相当サービスとは、2016年時点の予防事業と同じ水準のサービスとしてスタートした総合事業サービス。

総合事業の訪問サービス					
現行相当サービス		基準緩和型事業		住民主体型事業	
事業所数	年間利用者(人)	事業所数	年間利用者(人)	事業所数	年間利用者(人)

総合事業の通所サービス					
現行相当サービス		基準緩和型事業		住民主体型事業	
事業所数	年間利用者(人)	事業所数	年間利用者(人)	事業所数	年間利用者(人)

12、基準緩和型総合事業の担い手養成状況について

2020年3月末時点到達人数	2020年度目標人数	これまで養成した担い手で基準緩和型で就労している人数
----------------	------------	----------------------------

13、特別養護老人ホーム待機者(2020年3月末現在)

満床率(入所者数/定員数)	入所希望者数
---------------	--------

14、老人福祉法第11条の規定による養護老人ホームへの入所措置の実施状況について(2020年3月末現在)

公立民間施設数	定員	措置入所者数 (自治体外施設利用含む)
---------	----	------------------------

15、介護保険利用が優先となっているサービス利用障害者について(2020年3月末現在)
65歳以上及び特定疾患の40～64歳の手帳所持者について (人数)

身体障害		知的障害		精神障害		難病	
65歳以上	40-64歳	65歳以上	40-64歳	65歳以上	40-64歳	65歳以上	40-64歳

総合支援法と重複利用(人数)				総合支援法のみを継続利用(人数)			
身体障害	知的障害	精神障害	難病	身体障害	知的障害	精神障害	難病

16、平成27年2月18日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課から出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」について

①障害福祉サービスを利用している障害者が介護保険サービスの利用対象となることをいつ本人に連絡をし、説明しますか？(連絡説明時期について)

A=65歳の誕生日の1年前。 B=65歳の誕生日の半年～1年前。 C=65歳の誕生日の3か月前～半年前。 D=65歳の誕生日の1か月前～3か月前。 E=決まっていない。

②支給決定について

A=本人のニーズや状況を踏まえて65歳以前に利用していたサービスを障害福祉サービスとして継続する(介護保険に移行しない)。 B=本人のニーズを踏まえ、要介護認定を受けないときはサービスを打ち切らない(障害福祉サービスの短期証を発行などで対応)。 C=事務連絡は出たが、介護保険優先で対応する。 D=その他

③支給量について不足が生じた場合

A=従来から利用しているサービス量を維持する(介護認定による不足分については障害者総合支援法により対応する)。 B=介護保険のみの給付とする。 C=その他

④「一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担の軽減(償還)」について、対象高齢者数(人数)

身体障害人数、 知的障害人数、 精神障害人数、 難病人数 それぞれの人数。

①連絡説明時期A,B,C,D,E

②支給決定A,B,C,D

③支給量について不足が生じた場合A,B,C,D

④軽減について 対象人数

対象高齢者	身体障害	知的障害	精神障害	難病

17、新型コロナウイルス対策として臨時対応した内容について(2020年7月1日現在)

保険料が徴収猶予となった件数

保険料が減免となった件数

感染者傷病手当支給の条例改正をした

傷病手当申請件数

Ⅲ、介護保険制度についてお聞かせ下さい

自治体名	①.高齢者人口(2019年3月末現在)		③.1号被保険者の介護保険料滞納状況 保険料の普通徴収 収納状況		
	総人口	65歳以上	滞納者総数 2020年3末	普通徴収者総数 2019年3末	普通徴収者総 数2020年3末
神戸市	1,529,092	520,482	10,585	51,466	51006
尼崎市	463,236	127,749	3,942	4311	3942
西宮市	483,744	116,709	2,086	12,274	12,291人
芦屋市	95,443	27,870	389	4002	3972
伊丹市	198,238	51,272	887件	7,542件	7,205件
宝塚市	233,604	64,768	1,198	6,202	6003
川西市	157,080	49,065	658	4376	5090
三田市	111,294	27,874	425	2305	2513
猪名川町	30,653	9,135	60	1021	959
明石市	303,587	79,219	1,685	9,763	9409
加古川市	263,524	72,893	912	9514	9318
高砂市	90,213	26,044	490	0	3321
稲美町	30,996	9,615	185	738	771
播磨町	34,505	9,408	157	216	157
三木市					
小野市					
加西市	43,877	14,577	197	1893	1931
加東市	40,214	10,649	184	1452	1356
西脇市	40,132	13,180	237	1392	1297
多可町	20,445	7,394	85	812	812
姫路市	534,648	142,707	2,888	2,963	2,888
神河町	11,191	4,070	24	329	324
市川町	11,875	4,328	23	42	23
福崎町	19,101	5,436	45	652	601
相生市	29,124	10,356	85	110	85
たつの市	75,995	23,216	337	450	337
赤穂市	47,121	15,285	167	1470	1397
宍粟市	37,086	13,038	255	276	255
太子町	34,105	9,083	101	834	896
上郡町	14,660	5,647	52	382	392
佐用町	16,478	6,703	48	371	405
豊岡市	80,416	26,881	248	2518	2371
養父市	23,087	8,840	289	867	880
朝来市	30,076	10,433	144	558	563
香美町	17,163	6,734	30	49	30
新温泉町	14,144	5,532	88	496	587
丹波市	63,659	21,543	427	1062	1328
丹波篠山市	41,168	14,146	263	302	263
洲本市	42,973	15,379	290	1945	1885
淡路市	43,253	16,363	199	204	199
南あわじ市	46,767	16,140	240	2173	1214
	5,403,967	1,619,763 29.97%	30,605	137,332	138,276 944

②.介護保険料にていて（2020年度）

自治体名	段階別 月額保険料。(年額/12か月＝円)						
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
神戸市	1,565	2,817	4,382	5,634	6,260	6,886	7,199
尼崎市	1,924	2,789	4,488	5,771	6,412	7,694	8,336
西宮市	1,683	2,800	3,925	4,900	5,600	6,300	6,717
芦屋市	1,650	2,480	3,850	4,940	5,490	6,030	6,860
伊丹市	1,566	2,600	3,641	4,550	5,200	6,241	6,758
宝塚市	1,775	2,942	4,125	5,150	5,892	6,625	7,658
川西市	1,407	2,345	3,283	4,104	4,690	5,628	6,097
三田市	1,686	2,810	3,934	5,058	5,621	6,745	7,307
猪名川町	1,620	2,700	3,780	4,725	5,400	6,480	6,750
明石市	1,761	2,935	4,109	4,990	5,870	6,164	6,927
加古川市	1,560	2,600	3,640	4,420	5,200	5,460	6,240
高砂市	1,770	2,950	4,130	5,310	5,900	6,490	7,080
稲美町	1,500	2,500	3,500	4,250	5,000	5,750	6,250
播磨町	1,650	2,750	3,850	4,675	5,500	6,325	6,875
三木市							
小野市							
加西市	1,860	3,100	4,340	5,575	6,200	7,433	8,058
加東市	1,767	2,950	4,125	5,308	5,900	7,075	7,667
西脇市	1,860	3,100	4,340	5,580	6,200	7,440	8,060
多可町	1,800	3,000	4,200	5,400	6,000	7,200	7,800
姫路市	1,800	3,000	4,200	5,400	6,000	7,200	7,800
神河町	1,740	2,900	4,060	5,220	5,800	6,960	7,540
市川町	2,100	2,800	3,920	5,040	5,600	6,720	7,280
福崎町	1,733	2,883	4,042	4,792	5,775	6,933	7,225
相生市	1,500	2,250	3,500	4,250	5,000	5,750	6,000
たつの市	1,710	2,850	3,990	5,130	5,700	6,840	7,410
赤穂市	1,530	2,550	3,570	4,335	5,100	6,120	6,630
宍粟市	2,010	3,350	4,690	6,030	6,700	8,040	8,710
太子町	1,605	2,675	3,745	4,280	5,350	6,420	6,955
上郡町	1,800	3,000	4,200	5,400	6,000	7,200	7,800
佐用町	2,070	2,553	4,830	5,727	6,900	8,280	8,970
豊岡市	1,845	2,768	4,305	5,535	6,150	7,380	7,688
養父市	2,100	3,150	5,250	6,300	7,000	8,400	9,800
朝来市	1,974	2,961	4,606	5,922	6,580	7,896	8,554
香美町	1,675	2,792	3,908	5,025	5,583	6,700	7,258
新温泉町	1,578	2,630	3,683	4,734	5,260	6,313	6,838
丹波市	1,178	2,238	4,123	5,301	5,890	7,068	7,657
丹波篠山市	1,764	2,940	4,117	5,145	5,880	6,763	7,644
洲本市	1,755	2,633	4,095	5,265	5,850	7,020	7,605
淡路市	1,740	1,740	2,900	4,060	5,220	5,800	6,960
南あわじ市	1,590	2,650	3,710	4,770	5,300	6,360	6,890
	1,768	2,828	4,134	5,211	5,920	6,951	7,575
	1.4%	2.2%	3.2%	4.0%	4.6%	5.4%	5.9%

自治体名									
	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
神戸市	9,077	10,329	10,642	10,970	12,520	13,146	14,398	15,650	0
尼崎市	9,618	10,900	11,702	12,503	13,305	14,106	14,908	—	—
西宮市	8,117	8,683	9,517	10,358	11,200	12,042	12,883	0	0
芦屋市	8,230	8,260	9,600	10,260	10,290	10,980	11,250	—	—
伊丹市	7,800	8,450	9,100	10,400	11,700	—	—	—	—
宝塚市	8,833	10,008	11,483	12,958	14,433	16,050	17,675	0	0
川西市	7,035	7,973	8,442	8,911	9,380	9,849	0	0	0
三田市	8,431	9,555	10,679	11,803	0	0	0	0	0
猪名川町	8,100	9,450	10,800	0	0	0	0	0	0
明石市	7,161	7,514	8,805	9,040	10,390	11,740	12,327	設定なし	設定なし
加古川市	6,500	6,760	7,800	8,840	9,620	10,400	10,920	11,440	0
高砂市	7,375	7,670	8,850	10,030	10,915	11,800	12,390	12,980	—
稲美町	7,500	8,500	9,000	10,000	10,500	11,000	0	0	0
播磨町	8,250	9,350	9,900	11,000	11,550	12,100	0	0	0
三木市									
小野市									
加西市	9,300	10,533	11,158	12,400	0	0	0	0	0
加東市	8,850	10,025	11,208	—	—	—	—	—	—
西脇市	9,300	10,540	11,160	12,400	0	0	0	0	0
多可町	9,000	10,200	11,400	—	—	—	—	—	—
姫路市	9,000	10,200	10,800	11,400	12,000				
神河町	8,700	9,860	10,150	0	0	0	0	0	0
市川町	8,400	9,520	9,800	0	0	0	0	0	0
福崎町	8,375	8,667	9,825	0	0	0	0	0	0
相生市	6,500	7,500	8,500	0	0	0	0	0	0
たつの市	8,550	9,690	9,975	0	0	0	0	0	0
赤穂市	7,650	8,670	0	0	0	0	0	0	0
宍粟市	10,050	11,390	12,060	12,730	0	0	0	0	0
太子町	8,025	8,560	9,095	9,630	0	0	0	0	0
上郡町	9,000	10,200	0	0	0	0	0	0	0
佐用町	10,350	11,040	12,075	0	0	0	0	0	0
豊岡市	9,225	10,455	10,763	0	0	0	0	0	0
養父市	11,200	12,600	14,000	15,400	0	0	0	0	0
朝来市	9,870	11,186	11,515	0	0	0	0	0	0
香美町	8,375	9,492	—	—	—	—	—	—	—
新温泉町	7,890	8,943	0	0	0	0	0	0	0
丹波市	8,835	10,013	11,191	11,662	0	0	0	0	0
丹波篠山市	8,527	9,408	10,290	11,173	12,054	0	0	0	0
洲本市	9,068	9,653	10,530	11,115	11,700	0	0	0	0
淡路市	7,830	8,700	10,730	11,020	11,600	0	0	0	0
南あわじ市	8,215	8,480	9,540	10,070	10,600	0	0	0	0

	8,740	9,709	10,650	11,568	12,110	13,321	15,250	13,357	
	6.8%	7.5%	8.2%	9.0%	9.4%	10.3%	11.8%	10.3%	

②.介護保険料にていて（2020年度）

自治体名	段階別 第一号被保険者（人数）						
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
神戸市	100,063	37,552	35,933	48,912	43,611	47,151	54,381
尼崎市	32,214	11,554	10,956	15,247	12,391	15,254	15,612
西宮市	23,244	9,333	9,085	14,128	12,056	12,662	16,081
芦屋市	5,046	1,980	1,816	3,560	2,584	2,831	3,809
伊丹市	9,955	4,113	4,018	6,644	6,465	5,865	7,352
宝塚市	11,685	4,683	4,558	9,047	7,131	6,643	9,536
川西市	8,428	3,665	3,275	7,491	6,156	5,283	7,129
三田市	3,633	1,715	1,544	3,829	3,802	4,538	4,260
猪名川町	1,153	563	486	1,424	1,227.0	1,263	1,542
明石市	15,542	6,233	6,491	11,004	8,604	2,377	7,522
加古川市	11,657	4,910	4,611	11,399	9,600	2,554	8,071
高砂市	4,493	1,996	1,843	3,884	3,297	923	2,914
稲美町	1,201	694	608	1,345	1,545	1,792	1,424
播磨町	1,565	711	685	1,289	1,310	1,454	1,369
三木市							
小野市							
加西市	1,988	1,321	1,119	1,614	2,669	2,601	1,654
加東市	1,322	787	715	1,455	1,838	1,916	1,372
西脇市	2,368	1,549	1,187	1,257	2,079	2,226	1,421
多可町	833	676	475	1,002	1,512	1,267	894
姫路市	29,968	12,504	12,434	18,103	16,953	17,227	18,436
神河町	448	353	293	481	872	744	533
市川町	643	388	305	495	743	784	611
福崎町	650	453	385	577	985	984	776
相生市	1,790	914	739	1,307	1,395	512	1,469
たつの市	3,069	1,945	1,552	2,956	3,929	4,002	3,292
赤穂市	2,207	1,334	1,146	1,860	2,413	2,763	2,001
宍粟市	1,609	1,325	1,079	1,352	2,646	2,218	1,538
太子町	1,192	602	487	1,302	1,432	1,615	1,461
上郡町	692	577	507	554	975	1,011	821
佐用町	878	683	669	705	1,374	1,099	772
豊岡市	3,892	2,515	2,274	3,227	4,713	4,797	3,076
養父市	1,150	957	895	784	1,832	1,247	1,298
朝来市	1,208	1,060	1,005	924	2,303	1,835	1,248
香美町	781	666	638	710	1,508	1,176	759
新温泉町	840	639	567	692	1,029	850	596
丹波市	2,673	1,844	1,875	2,632	3,851	3,945	2,741
丹波篠山市	1,879	1,285	1,242	1,680	2,431	2,406	1,829
洲本市	3,199	1,564	1,412	1,653	1,881	2,399	1,906
淡路市	247	3,231	1,690	1,372	1,843	1,928	2,531
南あわじ市	2,860	1,530	1,305	1,990	2,485	2,838	1,779
合計	298,265 19.5%	130,404 8.5%	121,904 8.0%	189,887 12.4%	185,470 12.1%	174,980 11.4%	195,816 12.8%

第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
31,929	13,787	5632	2750	1589	1204	1652	5136	0
7,173	2,829	2034	746	405	261	962	—	—
8,592	4,052	2,885	1,078	617	888	1490	0	0
2,341	1,289	1031	422	274	391	858	-	-
3,400	1,357	948	346	700	-	-	-	-
5,275	2,426	1,710	671	383	480	699	0	0
4,034	2,127	766	329	515	525	0	0	0
2,550	1,068	735	665	0	0	0	0	0
1,182	206	152	0	0	0	0	0	0
5,248	6,260	5,182	2,037	1342	454	951	設定なし	設定なし
6,794	4,248	4,884	1,880	1,150	355	206	522	0
2,297	1,325	1821	669	409	124	63	155	-
580	261	141	44	24	47	0	0	0
562	205	117	50	20	73	0	0	0
936	323	209	209	0	0	0	0	0
667	360	246	0	0	0	0	0	0
591	204	170	143	0	0	0	0	0
350	137	151	-	-	-	-	-	-
8,038	3,402	3,044	914	1,499				
215	70	70	0	0	0	0	0	0
247	77	79	0	0	0	0	0	0
302	130	158	0	0	0	0	0	0
1,374	416	411	0	0	0	0	0	0
1,279	459	635	0	0	0	0	0	0
821	724	0	0	0	0	0	0	0
598	226	163	152	0	0	0	0	0
635	224	112	142	0	0	0	0	0
309	201							
268	89	93	0	0	0	0	0	0
1,874	321	330	0	0	0	0	0	0
405	134	64	82	0	0	0	0	0
433	181	209	0	0	0	0	0	0
288	242	-	-	-	-	-	-	-
192	144	0	0	0	0	0	0	0
1,117	361	251	253	0	0	0	0	0
755	264	171	50	95	0	0	0	0
809	287	194	111	69	0	0	0	0
1,829	738	516	167	110	0	0	0	0
744	278	238	121	84	0	0	0	0
107,033	51,432	35,552	14,031	9,285	4,802	6,881	5,813	0
7.0%	3.4%	2.3%	0.9%	0.6%	0.3%	0.4%	0.4%	

自治体名	④.保険料の滞納に対数ペナルティー(件数) 2020年3月末現在				⑤.利用料負担(2020年度)		
	償還払い	給付差し止め	3割負担	差押え	1割負担者 (人数)	2割負担者 (人数)	3割負担者 (人数)
神戸市	266	7	108	94	84,968	6,333	3,797
尼崎市	13	0	85	0	30,408	1,601	1,135
西宮市	25	0	21	5	22,365	2,019	1,650
芦屋市	0	0	0	22	4,583	483	643
伊丹市	3	0	13	6	9,384	760	546
宝塚市	9	0	20	24	11,555	1,156	913
川西市	0	0	7	0	7,805	892	545
三田市	7	5	0	0	4,598	345	172
猪名川町	0	0	0	0	1,320	112	64
明石市	24	0	29	7	13,419	865	521
加古川市	0	0	23	91	12,280	835	383
高砂市	0	0	0	9	4,932	313	167
稲美町	0	0	1	0	1,319	67	46
播磨町	0	0	3	2	1,534	91	42
三木市							
小野市							
加西市	0	0	0	33	2,710	92	66
加東市	0	0	0	5	1,710	73	55
西脇市	1	0	3	0	2,583	69	41
多可町	0	0	0	17	1,374	40	22
姫路市	5	0	85	106	28,655	1,771	1,176
神河町	0	0	1	0	767	19	9
市川町	0	0	0	0	789	36	14
福崎町	0	0	0	9	902	53	28
相生市	0	0	4	7	1,734	102	38
たつの市	0	0	7	0	4,519	261	139
赤穂市	0	0	0	20	2,886	127	88
宍粟市	0	0	3	0	2,743	95	49
太子町	0	0	2	0	1,389	113	52
上郡町	0	0	1	0	974	56	14
佐用町	0	0	0	1	1,762	69	26
豊岡市	0	0	5	0	4,904	183	93
養父市	0	0	0	0	2,067	83	32
朝来市	0	0	2	0	2,236	73	35
香美町	0	0	0	4	1,277	44	20
新温泉町	0	0	0	0	1,069	32	9
丹波市	0	0	0	0	4,474	139	68
丹波篠山市	0	0	1	0	2,479	117	38
洲本市	0	0	2	1	3,520	148	82
淡路市	1	0	6	4	3,042	91	51
南あわじ市	1	0	2	42	3,012	91	64

355

12

434

509

294047

19849

12933

⑥ 国基準以外で、自治体独自の減免措置について(2019年度)

自治体名	保険料減免			有り場合、減免内容	
	有	無	件数		
神戸市	○		1722	31886230	生活困窮者減免、所得激減減免、法第63条適用者減免(拘禁減免)制度的無年金者(神戸市在日外国人等福祉給付金受給者)減免、災害減免
尼崎市	○		208	1004566	生活困窮者 ・保険料区分が第2・3段階である。・年間収入が98万円以下である。(世帯員1人増ごとに50万円加算)・住民税課税者に扶養されていない。・住民税課税者と生計が同じでない。・預金が1,050万円以下である。・居住以外に不動産を所有しない。 以上の要件すべてに該当するとき、第2・3段階の保険料を第1段階相当額に減額する。
西宮市	○		383	4499700	【低所得者減免】 対象者 1. 世帯の収入金額の合計が年間80万円以下の人(2人世帯以上では2人目から1人あたり25万円加算)で、活用できる資産がなく、預貯金等の額が350万円以下(2人世帯以上では2人目から1人あたり100万円加算)かつ世帯員以外の市民税課税者と生計を共にしておらず、扶養も受けていない人 2. 保険料段階が第1段階以外の人で世帯の収入金額の合計が年間150万円以下の人(2人世帯以上では2人目から1人あたり50万円加算)で、活用できる資産がなく、預貯金等の額が350万円以下(2人世帯以上では2人目から1人あたり100万円加算)かつ世帯員以外の市民税課税者と生計を共にしておらず、扶養も受けていない人 減免内容 1. 保険料を基準額の1/4相当額(16,800円)に減額 2. 保険料を基準額の1/2相当額(33,600円)に減額 【外国人等高齢者特別給付金受給者減免】 対象者: 保険料段階が第1~3段階の西宮市外国人等高齢者特別給付金受給者 減免内容: 保険料を基準額の1/4相当額(16,800円)に減額 【拘禁減免】 対象者: 介護保険法第63条に規定する施設(刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設)に1月以上拘禁された者 減免内容: 拘禁された日の属する月から拘禁を解かれた日の属する月の前月までの月数分の保険料の合計額 【出国減免】 対象者: 日本国外に継続して1年以上滞在した者 減免内容: 日本を出国した日の翌日の属する月から日本に入国した日の属する月の前月までの月数分の保険料の合計額 【破産決定を受けた場合】 対象者: 個人の自己破産により破産決定を受けた場合で、保険料の滞納がある者 減免内容: 破産決定前の保険料滞納分のうち、当該賦課年度保険料額の1/2の額を減免(滞納額を限度とする) 【DVにより避難中の場合】 対象者: 世帯員の暴力を理由として生計を別にしていないと認められる場合で、当該世帯員が課
芦屋市	○		37	1085120	失業等による所得激減(合計所得金額が前年に比べて半分以下に減少するかたで、保険料段階が下がると見込まれるかたの保険料を減免)
伊丹市	○		80	745900	災害減免、死亡・心身の障害等による収入減による減免、収入激減による減免、生活困窮者減免
宝塚市	○		219	2581400	生活困窮者、被保護者の過去の滞納分、監獄等拘禁者(法63条対象者)
川西市	○		1	12663	要件: 被保険者本人及びその家族全員の収入金額が94万円以下(世帯員1人につき47万円加算)、預貯金額が112万円以下(世帯員1人につき65万円加算)であり、かつ、現に居住しているもの以外に資産を所有していない人。 減免内容: 第1段階相当額まで減額。
三田市	○				
猪名川町	○				
明石市	○				【低所得者減免】 対象となる者 ・保険料段階が第1段階 第1段階保険料の半額相当の額 1,248,059円 98件 ・保険料段階が第2・3段階 第1段階保険料相当額 1,327,364円 100件 【介護保険法第63条に規
加古川市	○		493	8449400	・災害により財産に著しい損害を受けた場合 ・生計を主として支える人の収入が死亡や失業などにより著しく減少した場合 ・保険料が1段階(生活保護受給者を除く)から3段階の人で世帯員の年間収入額が一定基準額以下等の場合 ・外国籍高齢者等福祉給付金受給者の場合 ・刑務所などに入所している場合

高砂市	○		2064070	低所得者に対する保険料減免や退職等の理由による保険料減免
稲美町	○	1	12000	1段階に該当する者で、前年の世帯合計収入が60万円(2人以上は1人につき30万円を加算)以下の者、2・3段階に該当する者で、前年の世帯合計収入が120万円(2人以上は1人につき60万円を加算)以下の者を対象に低所得者減免を実施。
播磨町	○			
三木市				
小野市				
加西市	○			住宅等の損害、収入等の減少、生活困窮など
加東市	○			所得段階第2及び第3段階で一定条件に当てはまる者の保険料を第1段階と同額に減免する
西脇市	○	10	173400	①減免を受けようとする第1号被保険者と生計を一にする全ての者の前年の収入の合計額が、80万円に世帯員が2人目から1人増すごとに20万円を加算した金額以下であるとき。(第1段階～第3段階の者は第1段階の1/2に減免する。) ②減免を受けようとする第1号被保険者と生計を一にする全ての者の前年の収入の合計額が、80万円に世帯員が2人目から1人増すごとに40万円を加算した金額以下であるとき。(第2段階および第3段階の者は第1段階の額に減免する。)等
多可町	○	114	1026000	第1段階の被保険者(第5段階の1/4まで減額) 第2段階の被保険者(第5段階の1/2まで減額) 被保険者の内、収入要件、固定資産要件、扶養状況、滞納状況のすべての要件を満たす者 要件:保険料段階が第2・3段階で次のすべてに該当する者 1)課税要件 本人が保険料の賦課期日が属する年度分の市町村民税が課されていないこと 2)収入要件 申請日の属する月(1月～3月申請は前年)の1年間の世帯の見込収入額が次の額以下であること 96万円+42万円×(世帯員の数-1人) 3)扶養要件 ①保険料の賦課期日が属する年度分の市町村民税が課されている者の扶養を受けていないこと ②保険料の賦課期日が属する年度分の市町村民税が課されている者と生計を共にしていないこと 4)資産要件 世帯員の資産を活用してもなお生計の維持が困難な状況にあると認められること ①預貯金額が、世帯で48万円+21万円×(世帯員の数-1)以下であること ②居住用以外の土地、不動産を所有していないこと
姫路市	○	20	313980	
神河町	○			
市川町	○			
福崎町	○	4	90800	
相生市	○			
たつの市	○			介護保険法第63条(刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。)の適用をうけるときの必要があると認めるときは、保険料を減免することができる。
赤穂市	○	9	114750	【対象者】所得段階第2段階又は第3段階で、かつ、世帯の年間収入が96万円(世帯員が1人増すごとに40万円加算)以下で生活が苦しく困窮する者 【減免内容】当該年度分の保険料の3分の1に相当する額
宍粟市	○			「第1号被保険者又はその属する世帯の生計を維持する者の所得または収入、あるいは資産等が、災害・疾病等により損害、減収し、その割合等が、定めに該当するとき、事由が発生、あるいは申請の日から1年以内の保険料を減免対象とする」など
太子町				
上郡町	○	1		・世帯の主たる生計維持者が災害等で財産に著しい損害を受けた場合 ・世帯の主たる生計維持者が死亡、又は長期間入院等で収入が著しく減少した場合 ・世帯の主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合 ・介護保険法第63条の規定の適用を受けている場合 等
佐用町	○			
豊岡市	○	4	52,859円	保険料の減免:生活困窮者、制度的無年金者、介護保険法(平成9年法律第123号)第63条適
養父市	○			無年金外国籍高齢者福祉給付金受給者で、市民税非課税世帯に属する者 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者の保険料額を差し引いた額を減額
朝来市	○			
香美町	○			別シートに記載
新温泉町	○			
丹波市	○			
丹波篠山市	○			
洲本市	○	2	26617	・第1段階の被保険者について世帯収入計60万円(世帯員が2名以上の場合2名以降1人につき17.5万円加算)に該当した場合は保険料額の2分の1を減免。 ・第2段階の被保険者について世帯収入計60万円(世帯員が2名以上の場合2名以降1人につき17.5万円加算)に該当した場合は保険料額の3分の2を減免。 ・第3段階の被保険者について世帯収入計120万円(世帯員が2名以上の場合2名以降1人につき35万円加算)に該当した場合は保険料額の3分の1を減免。
淡路市	○			第1号被保険者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者が ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。 ②死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。 ③事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく収入が減少したとき。 ④干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したとき。
南あわじ市	○			

⑥ 国基準以外で、自治体独自の減免措置について(2019年度)

自治体名	利用料減免			総額	利用料減免 有り場合、減免内容
	有	無	件数		
神戸市		○			
尼崎市		○			
西宮市		○			
芦屋市		○			
伊丹市	○				災害減免、死亡・心身の障害等による収入減による減免、収入減減による減免
宝塚市		○			
川西市		○			
三田市		○			
猪名川町		○	2		不明＝社会福祉法人等への利用者負担軽減の確認証は2件認定したが、減免総額については、その費用の助成申請が施設より提出がなかったため把握
明石市		○			
加古川市		○			
高砂市	○				災害等の被災によるサービス利用料自己負担分の軽減
稲美町		○			
播磨町		○			
三木市					
小野市					
加西市		○			
加東市		○			
西脇市	○		1	193773	①住宅、家財その他の財産につき、災害等により受けた損害の金額が10分の3以上10分の5未満のときは利用者負担額の2分の1に相当する額を減免。 ②住宅、家財その他の財産につき、災害等により受けた損害の金額が10分の5以上のときは利用者負担額の全額に相当する額を減免 ③当該年の推計所得金額が前年の所得金額の2分の1に満たない場合で、かつ、実収入見込月額が、生活保護法第8条の規定により算定した基準生活費に100分の115を乗じて得た額に満たないときは、利用
多可町		○			
姫路市		○			
神河町		○			
市川町		○			
福崎町		○			
相生市		○			
たつの市		○			
赤穂市		○	—	—	
宍粟市		○			
太子町					
上郡町		○			
佐用町		○			
豊岡市		○			
養父市		○			
朝来市		○			
香美町		○	—	—	
新温泉町		○			
丹波市		○			
丹波篠山市		○			
洲本市	○				「洲本市介護保険利用者負担助成事業」 ◆要件 居宅サービス受給者で、①高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する人や保険料が第一段階の人②世帯の収入が60万円以下(世帯人員が一人増えるごとに20万円を加算)で、他の世帯の扶養を受けず、活用できる資産のない人 ◆対象サービス 訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護 ◆減免内容 利用者負担の1/2相当額、高額介護サービス費により還付を受ける場合は、1/2相当額から還付される額を差し引いて得た
淡路市		○	—	—	
南あわじ市		○			

自治体名	⑦、一定回数以上の生活援助ケアプランの届け出 (2020年3月末現在)		⑨、総合事業の事業費用について			⑩、総合事業対象者数、及び一般介護予防事業利用対象者数 (2020年3月末現在)	
	届出 件数	ケア プラン 変更件 数	2019年度総合 事業費決算額	2020年度総合 事業費予算額	2020年度総合 事業費予算内 一般財源投入 額	要支援1・2 認定者数 (人)	チェックリス ト事業対象 者数(人)
神戸市	133	17	6,890,228,967	7,001,393,000	875,174,125	36841	1,231
尼崎市	79	16	1,798,906,076	1,956,433,000	224,554,000	10258	0
西宮市	0	0	1,562,573,175	1,723,682,000	215,459,000	8,630	25
芦屋市	8	0	404,621,014	443,286,000	73,247,000	2,124	201
伊丹市	9	0	529,605,301	662,605,000	82,825,625	3,063	288
宝塚市	19	1	842,943,179	933,472,000	116,626,000	4,552	0
川西市	0	0	642,834,468	681,494,000	85,250,000	3131	390
三田市	6	0	-	-	-	-	-
猪名川町	1	0	128,974,566	151,836,000	23,211,000	573	0
明石市	29	10	1,052,394,452	1,277,615,000	159,695,625	5,699	300
加古川市	21	0	925,583,903	1,011,644,000		6174	11
高砂市	4	0	339,555,057	368,970,000	93,353,000	2336	75
稲美町	0	0	90,536,306	118,939,000	16,685,000	604	2
播磨町	0	0	111,282,091	119,870,000	31,030,000	660	10
三木市							
小野市							
加西市	0	0	97,723,625	101,826,000	17,977,102	931	0
加東市	0	0	52,111,005	66,304,000	7,208,000	314	61
西脇市	0	0	99,759,053	107,392,000	107,392,000	638	11
多可町	0	0	29,199,746	43,144,000	8,821,000	227	1
姫路市	37	0	1,896,852,187	2,026,916,000	686,648,000	13016	261
神河町	86	0	87,673,944	92,699,000	30,675,000	215	41
市川町	0	0	50,669,237	67,562,000	-	237	18
福崎町	1	1	39,394,889	49,187,000	5,411,000	213	121
相生市	1	0	89,601,864	106,562,000	13,320,000	512	85
たつの市	1	0	137,326,344	153,448,000	19,181,000	1108	351
赤穂市	0	0	200,781,854	213,817,000	24,643,145	1,093	18
宍粟市	0	0	143,774,775	156,344,000	33,438,000	644	306
太子町	1	0	49,206,052	51,519,000	6,439,000	384	47
上郡町	5	0	48,150,048	52,701,000	5,816,000	256	107
佐用町	0	0	47,499,504	51,396,000	6,326,000	434	33
豊岡市	9	1	344,071,972	380,376,000	67,542,000	1,379	385
養父市	1	0	36,714,820	39,336,000	6,539,000	385	143
朝来市	0	0	123,787,000	128,699,000	28,234,000	755	151
香美町	2	1	89,541,127	99,843,000	15,646,000	432	41
新温泉町	1	0	41,362,394	43,537,000	17,696,000	321	13
丹波市	6	0	67,480,637	78,814,000	10,316,000	924	176
丹波篠山市	3	0	80,742,234	88,472,000	11,011,000	528	28
洲本市	37	0	184,143,612	189,591,000	22,371,000	807	0
淡路市	0	0	72,310,869	92,542,000	11,519,000	725	0
南あわじ市	7	0	147,265,213	155,515,000	19,406,375	1074	0

507 47

112,197 4,931

⑧ 保険者機能推進交付金、金額と取組

自治体名	交付金額	交付金の使途(交付金を使った事業名、内容)
神戸市	294,089,000	地域支援事業に充当
尼崎市	86,520,000	介護予防・日常生活支援総合事業
西宮市	68,016,000	介護・医療関連データ等を活用した地域分析及び、介護予防事業効果測定・分析業務
芦屋市	13324000	包括的事業・任意事業
伊丹市	31,313,000	特になし
宝塚市	37,016,000	介護給付等費用適正化事業、日本福祉大学に給付費分析を委託
川西市	22,530,000	介護保険給付費準備基金へ積立
三田市	9,020,000	
猪名川町	3,274,000	地域介護予防活動支援
明石市	42,873,000	訪問型・通所型サービス費支給事業
加古川市	43,348,000	介護予防・生活支援サービス事業 ・いきいき百歳体操の参加者に健康ポイントの付与(50回で2,500円相当)
高砂市	12,770,000	地域支援事業
稲美町	5,285,000	基金積立
播磨町	4,564,000	
三木市		
小野市		
加西市	6,578,000	市町村特別給付(おむつ支給)
加東市	5,537,000	生活支援体制整備事業、総合相談事業等
西脇市	8,637,000	総合相談事業、地域包括支援センター運営事業
多可町	4,159,000	地域支援事業
姫路市	77305000	地域支援事業
神河町	1,756,000	本年度は積立てをした。
市川町	1,867,000	ロボットを利用した高齢者見守り支援事業
福崎町	2,430,000	財政調整基金へ一時積立。
相生市	5,315,000	介護事業所への継続的な指導
たつの市	14,789,000	自立支援、重度化防止等に資する施策
赤穂市	6,456,000	作業療法士を採用し、介護予防支援等に取り組んでいる
宍粟市	6,846,000	基金積立及びケアマネ受験対策講座事業
太子町	5,258,000	介護サービス事業所毎の要介護状態の変化について
上郡町	2,581,000	地域支援事業の充実
佐用町	4,366,000	既存の地域支援事業(特になし)
豊岡市	16,517,000	地域支援事業
養父市	3,961,000	運動・食事・社会参加のプログラムを指導する教室を地区ごとに実施
朝来市	5,267,000	地域支援事業の更なる取組に充当
香美町	3495000	訪問型・通所型サービス事業、介護予防普及啓発事業等
新温泉町	2,815,000	地域支援事業
丹波市	10777000	いきいき百歳体操の地域展開(介護予防・重度化防止)
丹波篠山市	8,167,000	地域支援事業
洲本市	10,100,000	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業
淡路市	8,902,000	地域支援事業の充実 高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等
南あわじ市	7,493,000	自立支援、重度化防止等に資する施策など

⑪,総合事業サービス内容と利用者数(2020年3月末現在)

自治体名	総合事業の訪問サービス					
	現行相当サービス		基準緩和型事業		住民主体型事業	
	事業所数	年間利用者数	事業所数	年間利用者数	事業所数	年間利用者数
神戸市	539	9162	308	2056	6	56
尼崎市	244	3904	203	32783	4	327
西宮市	176	22,034人	100	8,218人	0	0
芦屋市	69	9458	18	1546	0	0
伊丹市	48	3684	34	5864	0	0
宝塚市	111	14,691	28	156	0	0
川西市	32	777	9	0	0	0
三田市	0	0	0	0	0	0
猪名川町	4	943	0	0	0	0
明石市	78	20750	32	741	0	0
加古川市	92	1,276	28	4	0	0
高砂市	48	-	15	-	0	-
稲美町	26	1234	8	20	0	0
播磨町	36	1713	8	186	0	0
三木市						
小野市						
加西市	14	171	0	0	0	0
加東市	6	12	6	37	1	22
西脇市	9	91	10	25	1	14
多可町	2	100	3	76	0	0
姫路市	162	31647	6	142		
神河町	1	308	0	0	0	0
市川町	6	33	0	0	0	0
福崎町	11	47	1	15	0	0
相生市	13	135	7	26	-	-
たつの市	27	10	27	171	0	0
赤穂市	7	134	1	7	0	0
宍粟市	16	1125	10	419	3	64
太子町	24	14	22	12	1	10
上郡町	6	12	7	57	0	0
佐用町	4	3678	0	0	0	0
豊岡市	0	0	—	—	—	—
養父市	3	514	4	356	0	0
朝来市	14	1274	1	54	0	0
香美町	7	72	1	13	0	0
新温泉町	3	371	1	130	—	—
丹波市	14	299	10	856	1	283
丹波篠山市	7	141	7	365	—	—
洲本市	22	2,218	0	0	0	0
淡路市	13	20	13	114	0	0
南あわじ市	20	528	18	1883	0	0
	1914	132580	946	56332	17	776

市川町;年間ではなく、3月の利用者数(実人数)と3月の利用事業所数を計上しています。

⑪,総合事業サービス内容と利用者数(2020年3月末現在)

自治体名	総合事業の通所サービス					
	現行相当サービス		基準緩和型事業		住民主体型事業	
	事業所数	年間利用者数	事業所数	年間利用者数	事業所数	年間利用者数
神戸市	423	9843	12	249	0	0
尼崎市	171	36378	—	—	—	—
西宮市	115	29,933人	0	0人	0	0
芦屋市	49	7463	0	0	0	0
伊丹市	62	12420	7	1681	0	0
宝塚市	107	17,069	0	0	0	0
川西市	50	1128	3	3	0	0
三田市	0	0	0	0	0	0
猪名川町	7	885	0	0	0	0
明石市	79	24951	0	0	0	0
加古川市	126	1,687	12	12	0	0
高砂市	70	—	9	—	1	—
稲美町	43	1406	4	11	0	0
播磨町	52	2699	6	328	0	0
三木市						
小野市						
加西市	33	127	0	0	0	0
加東市	18	7	17	187	2	33
西脇市	19	177	18	34	0	0
多可町	8	633	0	0	0	0
姫路市	204	43228				
神河町	6	844	0	0	0	0
市川町	11	67	1	19	0	0
福崎町	15	44	4	46	0	0
相生市	18	169	1	0	—	—
たつの市	32	9	27	434	0	0
赤穂市	18	386	2	41	0	0
宍粟市	33	2273	32	741	0	0
太子町	34	37	29	40	0	0
上郡町	0	0	6	144	0	0
佐用町	8	5719	0	0	0	0
豊岡市	0	0	12	102	—	—
養父市	6	908	7	3768	0	0
朝来市	23	3701	0	0	0	0
香美町	22	141	1	59	0	0
新温泉町	6	1019	—	—	—	—
丹波市	33	531	36	2517	5	25
丹波篠山市	16	229	23	716	—	—
洲本市	26	3,812	0	0	0	0
淡路市	18	45	13	70	0	0
南あわじ市	17	3604	0	0	0	0
	1978	213572	282	11202	8	58

⑫ 基準緩和型総合事業の担い手養成状況について

自治体名	2020年3月末時点到達人数	2020年度目標人数	基準緩和型での就労人数
神戸市	500	200人	不明
尼崎市	60	30	
西宮市	549	600	64
芦屋市	247	0	把握していない
伊丹市	514	30	30
宝塚市	15	20	不明
川西市	128	30	3
三田市	0	0	0
猪名川町	62	特に定めていない	把握していない
明石市	106	100名	未把握
加古川市	105	定めていない	把握していない
高砂市	49	コロナにより未定	8
稲美町	26	26	不明
播磨町	126	未設定	41
三木市			
小野市			
加西市	0	0	0
加東市	0	不明	0
西脇市	0	0	0
多可町	13	20	0
姫路市	153	各法人が独自に設定	これまで養成した担い手で基準緩和型で就労している人数 50人(2018年5月時点)
神河町	0	0	0
市川町	0	0	0
福崎町	6	1	5
相生市	0	0	0
たつの市	6	40	不明
赤穂市	0	0	0
宍粟市	0		
太子町	0	0	
上郡町	—	—	4
佐用町	0	0	0
豊岡市	—	—	0
養父市	67	0	67
朝来市	25	20	20
香美町	7	10	0
新温泉町	6	—	22
丹波市	無し	無し	無し
丹波篠山市			
洲本市			
淡路市	26	0	0
南あわじ市	1	設定していない	1

2,847

315

⑬ 特別養護老人ホーム待機者(2020年3月末現在)

満床率(入所者数/定員数)	入所希望者数
未調査	未調査
97%(1709人/1757人)	1,711
1	1167
95.3	524
—	—
99.80%	637
96	1790
0	0
70/70	137
調査中	調査中
※調査中/1071	※調査中
—	336
1	81.0%
1	104
265	387
214	231
0%	363
100%	197
98%	5716
100%	135
100%	76
86%	46
270%	635
	集計中
97%	225
98%	221
100%	現時点集計中のため後日報告 企画政策課連絡
100%	85
100%	133
不明	調査中
100%	179
100%	180
100%	190
—	57
88%	334
276	165
78%	221
100%	197
82%	251人

⑭ 養護老人ホームの入所措置状況

公立民間施設数	定員	措置入所者数(自治体外施設利用含む)
9施設	540人	985
1	50	766
1	100	29
0	30	8
9	763	81
1	50	43
0	無し	15
町内施設なし	なし	4
2	180	132
1	185	58
1	50	8
0	0	1
0	0	4
0	0	0
0	0	9
0	0	17
1	60	7
3	250	222
0	0	5
2	0	9
1	50	42
1	50	34
7	不明	54
1	10	7
1	50	38
0	0	10
0	0	2
1	50	26
2	110	79
1	50	50
0	0	37
4	—	10
0	0	13
3	160	153
1	50	19
2	130	61
1	60	44
0	0	116

3,198

⑮ 介護保険利用が優先となっているサービス利用障害者
について(2020年3月末現在)

自治体名	65歳以上及び特定疾患の40～64歳の手帳所持者について（人数）							
	身体障害		知的障害		精神障害		難病	
	65歳以上	40-64歳	65歳以上	40-64歳	65歳以上	40-64歳	65歳以上	40-64歳
神戸市	63068	不明	829	不明	3525	不明	不明	不明
尼崎市	0	0	0	0	1231	1887	1,865	1,332
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
芦屋市	29	1	17	0	11	0	0	0
伊丹市	5038	1415	67	396	241	883	—	—
宝塚市	5745	1456	62	449	319	1007	不明	不明
川西市	4469	0	51	0	330	0	0	0
三田市	0	0	0	0	0	0	0	0
猪名川町	767	177	10	48	48	26	未把握	未把握
明石市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
加古川市	6862	1609	78	495	388	1061	不明	不明
高砂市	30	5	5	2	6	2	0	0
稲美町	0	0	0	0	0	0	0	0
播磨町	894	不明	10	不明	40	不明	不明	不明
三木市								
小野市								
加西市	1496	366	41	145	74	177	0	0
加東市	455	23	5	1	19	3	—	—
西脇市	不明	0	0	0	0	0	0	0
多可町	2	0	2	0	0	0	0	0
姫路市	182	不明	83	不明	22	不明	1	6
神河町	403	85	8	33	12	42	不明	不明
市川町	129	13	10	0	12	0	不明	不明
福崎町	474	17	23	0	42	2	—	—
相生市	947	29	23	0	43	0	—	—
たつの市	2015	549	40	209	131	209	0	0
赤穂市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
宍粟市	607	30	12	0	24	1	34	5
太子町	296	31	3	0	7	1	0	0
上郡町	3	0	1	0	3	0	0	0
佐用町	299	0	3	0	6	0	0	0
豊岡市	2592	559	78	239	101	277	不明	不明
養父市	397	24	6	0	18	3	—	—
朝来市	1200	0	22	0	37	0	0	0
香美町	765	11	27	0	21	1	不明	不明
新温泉町	0	0	22	0	23	0	0	0
丹波市	2501	542	49	148	171	242	不明	不明
丹波篠山市	1458	316	50	111	52	150	不明	不明
洲本市	1641	349	39	105	92	156	—	—
淡路市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
南あわじ市	1618	370	39	119	64	138	把握していない	0

⑮ 介護保険利用が優先となっているサービス利用障害者
について(2020年3月末現在)

自治体名	65歳以上及び特定疾患の40～64歳の手帳所持者について (人数)							
	総合支援法と重複利用(人数)				総合支援法のみを継続利用(人数)			
	身体障害	知的障害	精神障害	難病	身体障害	知的障害	精神障害	難病
神戸市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
芦屋市	12	3	6	0	18	17	11	0
伊丹市	—	—	—	—	—	—	—	—
宝塚市	80	6	9	0	不明	不明	不明	不明
川西市	23	0	1	0	29	19	1	0
三田市	0	0	0	0	0	0	0	0
猪名川町	5	1	1	0	4	2	3	0
明石市	122	11	21	0	122	11	21	0
加古川市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
高砂市	—	—	—	—	—	—	—	—
稲美町	0	0	0	0	0	0	0	0
播磨町	2	0	0	0	4	0	2	0
三木市								
小野市								
加西市	0	0	0	0	0	0	0	0
加東市	3	0	0	—	14	11	3	—
西脇市	7	0	1	0	10	16	2	0
多可町	1	1	0	0	6	6	4	0
姫路市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
神河町	0	0	0	0	16	16	11	0
市川町	1	1	0	0	46	78	16	1
福崎町	5	0	0	0	3	7	1	0
相生市	5	5	9	0	10	8	0	0
たつの市	0	0	0	0	0	0	0	0
赤穂市	12	1	1	0	不明	不明	不明	不明
宍粟市	3	0	0	0	2	1	0	0
太子町	3	0	0	0	0	0	0	0
上郡町	2	0	1	0	1	1	2	0
佐用町	2	0	0	0	15	18	4	1
豊岡市	16	1	6	0	90	176	112	1
養父市	—	—	—	—	—	—	—	—
朝来市	0	0	0	0	0	0	0	0
香美町	12	2	2	不明	9	10	2	不明
新温泉町	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波市	10	5	5	0	21	22	6	0
丹波篠山市	6	0	5	不明	20	23	11	1
洲本市	3	0	3	0	4	0	0	0
淡路市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
南あわじ市	3	0	1	0	71	73	73	1

- ⑩ 平成27年2月18日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課から出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」について
- ① 障害福祉サービスを利用している障害者が介護保険サービスの利用対象となることをいつ本人に連絡をし、説明しますか？(連絡説明時期について)
A=65歳の誕生日の1年前。 B=65歳の誕生日の半年～1年前。 C=65歳の誕生日の3か月前～半年前。
D=65歳の誕生日の1か月前～3か月前。 E=決まっていない。
- ② 支給決定について
A=本人のニーズや状況を踏まえて65歳以前に利用していたサービスを障害福祉サービスとして継続する(介護保険に移行しない)
B=本人のニーズを踏まえ、要介護認定を受けないときはサービスを打ち切らない(障害福祉サービスの短期証を発行などで対応)
C=事務連絡は出たが、介護保険優先で対応する
D=その他
- ③ 支給量について不足が生じた場合
A=従来から利用しているサービス量を維持する(介護認定による不足分については障害者総合支援法により対応する)
B=介護保険のみの給付とする
C=その他
- ④ 「一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担の軽減(償還)」について、対象高齢者数(人数) 身体障害人数、 知的障害人数、 精神障害人数、 難病人数 それぞれの人数。

自治体名	①連絡説明 時期 A,B,C,D,E	②支給決定 A,B,C,D	③支給量について 不足が生じた場合 A,B,C,D	④軽減について 対象人数				
				対象高 齢者	身体 障害	知的 障害	精神 障害	難病
神戸市	C	B	A	172	不明	不明	不明	不明
尼崎市								
西宮市	D	C	A	32	18	2	12	0
芦屋市	D	D	C	4	4	0	0	0
伊丹市	—	—	—	※空欄については、把握しておりません				
宝塚市	A	C	A	26	17	6	8	0
川西市	B	C	A	1	0	1	0	0
三田市	0	0	0	0	0	0	0	0
猪名川町	B	C	A	0	0	0	0	0
明石市	D	D	C	C	C	C	C	C
加古川市	D	C	A	9	6	3	0	0
高砂市	-	-	-	-	-	-	-	-
稲美町	C	C	A	0	0	0	0	0
播磨町	A,C	B	A	0	0	0	0	0
三木市								
小野市								
加西市	D	C	A	0	0	0	0	0
加東市	C	D	A	8	5	3	0	0
西脇市	C	B	A	7	5	1	1	0
多可町	C	A	A	3	1	2	0	0
姫路市	A	D	C	48	29	10	9	0
神河町	C	C	A	0	1	0	0	0
市川町	E	C	A	3	2	2	0	0
福崎町	E	D	C	1	0	0	1	0
相生市	C	A	A	10	7	4	2	0
たつの市	0	0	0	0	0	0	0	0
赤穂市	E	D	A	3	2	0	1	0
宍粟市	C	D	A	14	0	0	0	0
太子町	C	C	A	0	0	0	0	0
上郡町	C	B	A	0	0	0	0	0
佐用町	B	B	A	2	1	1	0	0
豊岡市	D	B	A	不明	不明	不明	不明	不明
養父市	E	D	0	2	2	0	0	0
朝来市	E	A	0	0	0	0	0	0
香美町	D	D	0	0	0	0	0	0
新温泉町	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波市	E	B	A	-	-	-	-	-
丹波篠山市	B	B	A	0	1	1	0	0
洲本市	E	D	A	4	2	0	2	-
淡路市	C	C	C	4	2	2	0	0
南あわじ市	B	B	A	2	1	1	0	0

⑰ 新型コロナウイルス対策として臨時対応した内容について
(2020年7月1日現在)

自治体名	保険料が徴収猶予となった件数	保険料が減免となった件数	感染者傷病手当支給の条例改正をしたか	傷病手当申請件数
神戸市	未集計	251	-	-
尼崎市	2	95		
西宮市	0	55	していない	0件
芦屋市	0	0	-	-
伊丹市	0	33	※空欄については、把握しておりません	
宝塚市	0	0	×	0件
川西市	0	0	-	-
三田市	0	22	無し	無し
猪名川町	0	0	していない	0
明石市	0	12		-
加古川市	0	0	-	-
高砂市	0	0	-	-
稲美町	0	0	-	-
播磨町	0	2		
三木市				
小野市				
加西市	0	0	-	-
加東市	0	0	-	-
西脇市	0	0	-	-
多可町	0	5	いいえ	-
姫路市	2	82	-	-
神河町	0	0	無し	-
市川町	0	0	○	-
福崎町	0	4	-	-
相生市	0	0	-	-
たつの市	0	0	条例なし	-
赤穂市	0	0	-	0
宍粟市	0	2	無し	0
太子町	0	0	いいえ	0
上郡町	0	0	-	-
佐用町	0	0	-	-
豊岡市	0	0	条例改正をした	0
養父市	0	0	-	-
朝来市	0	1	0	0
香美町	0	0	していない	0
新温泉町	0	0	×	0
丹波市	0	0	×	-
丹波篠山市	0	7	してない	-
洲本市	0	0	-	-
淡路市	0	0	-	-
南あわじ市	0	0	改正した	0

IV、生活保護についてお聞かせ下さい

市町名・担当部署・担当者名前

問合せ先電話

①被保護実世帯数
(2020年3月末現在)

世帯数	前年比
<input type="text"/>	<input type="text"/>

②被保護実人員
(2020年3月末現在)

人員数	前年比
<input type="text"/>	<input type="text"/>

③保護率
(2020年3月末推計人口比)

保護率(%)	うち外国人	
	世帯	実人員
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

④世帯類型別被保護実世帯数・構成比(2020年3月末現在)

A 高齢世帯		B 母子		C 傷病		D 障害	
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

E その他	
世帯数	構成比
<input type="text"/>	<input type="text"/>

⑤相談件数について(2019年度)

のべ相談件数 実相談件数 申請件数 開始件数

⑥生活保護担当職員について(2020年度4月現在)

正規職員			非正規職員		
職員数	前年比増減	CW	職員数	前年比増減	CW
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

1職員(ソーシャルワーカー)当たりの担当受給者数

警察OB	
配置数	前年比±
<input type="text"/>	<input type="text"/>

⑦生活保護費の支給日と件数について(2020年度4月現在)

A 支給日(当てはまる項目に○、または日)にち)						B 支給件数	
窓口・振込日	窓口支給	振込支給	休日は前日	休日は後日	休日はその他	金融機関	窓口
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

⑧障害認定に必要な診断書料金の支給について

A 支給(○を付ける)		B 「支給有」の場合の支給条件	
有り	無し	<input type="text"/>	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

⑨「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」(様式30号)の提出について

当てはまる項目に ○ を付けてください。

保護申請時 保護決定時 個別発生時 その他

⑩申請にあたって地域の民生委員などの関与の有無

無し 有り(担当部署以外で関わる人物)

IV 生活保護

2020年3月末現在

市町名		①被保護実世帯数		②被保護実人員		③保護率		
		世帯数	前年比	人員数	前年比	保護率	うち外国人	
							世帯	実人員
神戸	神戸市	34,058	-0.60%	44,784	-1.90%	2.95%	2,341	3,148
阪神	尼崎市	13,770	99.50%	17,712	98.30%	3.92	833	1,054
	西宮市	5,915	99.83%	7,847	98.49%	1.6	332	445
	芦屋市	535	103.20%	687	102.80%	0.72%	21	29
	伊丹市	2,513	101.8	3,478	101.4	17.54	139	186
	宝塚市	1,945	99.00%	2,637	98.00%	1.2	109	142
	川西市	1,360	18世帯減	1,850	30人減	1.18	49	70
	三田市	286	99.00%	357	96.00%	0.32	23	25
	猪名川町	28	-4	39	-7	12.72%	2	2
東播磨	明石市	3,902	99.80%	5,144	98.60%	1.72	138	171
	加古川市	1,679	99.2	2,136	96.7	80.00%	53	72
	高砂市	901	103.2	1,187	102.2	13.2	50	62
	稲美町	県福祉事務所所管のため不明です。						
	播磨町	246	98.37	328	100	95.00%	5	5
北播磨	三木市							
	小野市							
	加西市	150	-2	188	-2	40.00%	2	3
	加東市	109	99.09%	122	99.18%	30.30%	7	8
	西脇市	190	▲2.1	231	▲3.3	60.00%	4	5
	多可町	39	66.1	50	65.8	2.4	0	0
中播磨	姫路市	6,608	98.85	8,240	97.39	1.56	391	505
	神河町	23	88.00%	29	91.00%	26.00%	0	0
	市川町	31	89.00%	34	83.00%	29.00%	1	1
	福崎町	90	98.90%	106	95.50%	55.00%	0	0
西播磨	相生市	199	101	268	99.3	90.00%	17	24
	たつの市	348	1.14	437	1.12	58.00%	7	11
	赤穂市	257	3	298	11	63.00%	9	9
	宍粟市	131	94.90%	170	95.50%	49.00%	2	3
	太子町	101	97.12	124	93.94	37.00%	3	3
	上郡町	30	1.25	36	1.33	0.0025	0	0
	佐用町	58	101.75%	62	101.64%	0.38%	3	3
但馬	豊岡市	431	104.11	523	103.98	67.00%	3	3
	養父市	97	95.09%	114	97.43%	0.0052	1	1
	朝来市	93	96.90%	111	1.009	38.00%	2	2
	香美町	58	-6	71	-8	44.00%	1	1
	新温泉町	68	94.4	90	97.8	66.00%	0	0
丹波	丹波市	119	96	138	92.6	22.00%	0	0
	丹波篠山市	162	97.01%	188	0.8744	0.0047	2	2
淡路	洲本市	402	98	477	96	1.1	4	5
	淡路市	293	5	350	-1	81.00%	5	7
	南あわじ市	252	-5	326	-9	73.00%	1	2

IV 生活保護

2020年3月末現在

市町名	④ 世帯類型別被保護実世帯数									
	A 高齢世帯		B 母子		C 傷病		D 障害		E その他	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
神戸市	17,914	52.80%	2,276	6.70%	3,615	10.70%	4,635	13.70%	5,470	16.10%
尼崎市	7,674	55.83%	798	5.81%	2,913	21.19%	1,173	8.53%	1,188	8.64%
西宮市	2,868	48.49%	398	6.73%	991	16.75%	692	11.70%	906	15.32%
芦屋市	302	56.40%	25	4.60%	84	15.70%	48	8.90%	75	14.40%
伊丹市	1,243	49.50%	171	6.80%	236	9.40%	259	10.30%	604	24.00%
宝塚市	979	50%	133	7%	290	15%	233	12%	310	16%
川西市	740	54.41%	74	5.44%	171	12.57%	148	10.88%	227	16.70%
三田市	157	54.90%	9	3.15%	51	17.83%	31	10.84%	38	13.28%
猪名川町	4	14.28%	0	0	13	46.42%	0	0	11	39.28%
明石市	2,033	52.10%	222	5.70%	762	19.50%	460	11.80%	425	10.90%
加古川市	922	54.90%	81	4.80%	218	13.00%	227	13.50%	231	13.80%
高砂市	527	58.60%	51	5.70%	105	11.60%	69	7.60%	149	16.50%
稲美町	県福祉事務所所管のため不明です。									
播磨町	129	52.43%	18	7.31%	38	15.44%	23	9.34%	38	15.44%
三木市										
小野市										
加西市	102	68%	3	2%	8	5.30%	22	14.70%	15	10%
加東市	78	71.60%	2	1.80%	8	7.30%	16	14.70%	5	4.60%
西脇市	132	69.50%	2	1.10%	24	12.60%	22	11.60%	10	5.30%
多可町	27	54%	0	0	※C、Dは県でないとわからない。					
姫路市	3,930	59.47%	224	3.39%	968	14.65%	680	10.29%	806	12.20%
神河町	7	30.40%	1	4.40%	7	30.40%	4	17.40%	4	17.40%
市川町	14	45.16%	2	6.45%	4	12.90%	7	22.58%	4	12.90%
福崎町	58	64.40%	2	2.20%	6	6.70%	17	18.90%	7	7.80%
相生市	120	60.30%	10	5%	25	12.60%	26	13.10%	18	9%
たつの市	186	53.45%	14	4.02%	54	15.51%	31	8.90%	63	18.10%
赤穂市	156	60.70%	4	1.60%	41	15.90%	36	14.00%	20	7.80%
宍粟市	81	61.80%	2	1.50%	9	6.90%	20	15.30%	19	14.50%
太子町	48	47.53%	0	0	17	16.83%	15	14.85%	21	20.79%
上郡町	20	66.67%	0	0	1	3.33%	4	13.33%	5	16.67%
佐用町	27	46.55%	0	0	10	17.24%	11	18.97%	10	17.24%
豊岡市	262	60.90%	7	1.60%	58	13.50%	37	8.60%	66	15.30%
養父市	59	60.82%	0	0	18	18.56%	8	8.25%	12	12.37%
朝来市	59	63.40%	1	1.00%	10	10.80%	15	16.20%	8	8.60%
香美町	34	58.60%	1	1.70%	8	13.80%	7	12.10%	8	13.80%
新温泉町	31	45.59%	1	1.47%	6	8.82%	10	14.71%	20	29.41%
丹波市	79	67.50%	3	2.60%	13	11.10%	13	11.10%	9	7.70%
丹波篠山市	101	62.35%	4	2.47%	35	21.60%	15	9.26%	7	4.32%
洲本市	258	64.10%	8	2%	38	9.50%	47	11.70%	51	12.70%
淡路市	198	67.58%	5	1.71%	37	12.63%	22	7.51%	31	10.58%
南あわじ市	140	55.55%	4	1.59%	28	11.11%	35	13.89%	45	17.86%

市町名	⑤2019年度 相談件数について				⑥2020年4月 生活保護担当職員について									
	のべ相談 件数	実相談 件数	申請 件数	開始 件数	正規職員			非正規職員			1職員(ソシヤ ルワーカ)当た りの担当受給 者数	警察OB		
					職員 数	前年 比 増減	CW	職員 数	前年 比 増減	CW		配置 数	前年 比 士	
神戸市	16,673	8,181	4,201	3,622	460	-5	329	153	-7	4	100	19	5	
尼崎市	3,688	2,216	1,472	1,377	162	0	116	59	▲1	0	119	6	0	
西宮市	1,321	738	536	519	87	0	56	5	-	-	140	2	0	
芦屋市	306	184	77	70	9	-	7	3	-	-	98.1	-	0	
伊丹市	1,064	829	304	291	44	-1	28	26	1	1	80	2	0	
宝塚市	692	435	257	200	27	2	24	2	-	-	109	2	0	
川西市	1,247	529	188	183	20	-	13	10	-	-	1CW当たり平 均104世帯・ 142人	1	0	
三田市	117	102	67	58	7	-	4	3	-	-	89	-	-1	
猪名川町	12	12	4	4	3	-	-	-	-	-	0	-	0	
明石市	902	755	443	407	70	3	50	16	2	4	79	3	0	
加古川市	1,404	518	238	198	24	1	21	-	-	-	101	2	0	
高砂市	361	361	169	134	15	0	11	2	0	0	81	1	0	
稲美町	県福祉事務所所管のため不明です。													
播磨町	154	111	37	31	10	1	4	4	-	-	61.5	1	1	
三木市														
小野市														
加西市	86	48	25	17	4	-	3	-	-	-	63	-	0	
加東市	84	66	19	16	3	-	3	2	-	-	36.3	-	0	
西脇市	91	67	42	37	4	-	3	2	-	-	65	1	0	
多可町	16	16	9	7	1	-	-	-	-	-	0	-	0	
姫路市	1,895	1,853	692	648	92	-2	63	18	-1	2	126.7	1	-1	
神河町	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	0	-	0	
市川町	15	15	4	1	1	-	-	-	-1	-	0	-	0	
福崎町	13	13	13	11	5	±0	3	3	±0	-	49	1	±0	
相生市	42	42	32	27	4	-	3	1	-	-	66	-	0	
たつの市	195	195	71	61	6	-	5	2	-	-	60	-	0	
赤穂市	50	48	44	32	6	-	3	1	-	-	99.3	-	0	
宍粟市	59	44	20	13	4	-1	3	1	-	-	43	-	0	
太子町	91	65	14	12	2	-	-	-	-	-	0	-	0	
上郡町	13	12	6	6	1	-	-	-	-	-	36	-	-	
佐用町	21	21	8	7	1	-	-	-	-	-	0	-	0	
豊岡市	130	127	85	75	6	-	4	2	-1	-	106	-	0	
養父市	14	13	7	6	3	-	2	4	-	-	57	1	0	
朝来市	33	29	19	19	3	-	2	2	-	-	47	-	-	
香美町	17	12	9	4	3	-	-	-	-	-	0	-	0	
新温泉町	23	18	9	6	1	-	-	-	-	-	0	-	0	
丹波市	45	40	23	17	3	-	2	1	-	-	59.5	-	0	
丹波篠山市	45	45	27	21	3	-	2	1	-	-	94	-	-	
洲本市	100	83	45	38	6	-	5	4	-	-	95.4	1	0	
淡路市	92	74	41	39	8	-	4	3	-	-	約80世帯	1	0	
南あわじ市	115	69	29	24	5	-	4	3	-	-	51~67世帯	1	0	

IV 生活保護

2020年4月現在

市町名	⑦ 生活保護の支給日と件数							
	(A) 支給日						(B) 支給件数	
	窓口・振込 1日	窓口支給	振込支給	休日は前日	休日は 後日	休日は その他	金融機関	窓口
神戸市		4日	1日			○	32,660	1,106
尼崎市		毎月4日	毎月4日	○			12,475	244
西宮市		3日	3日	○			5,543	102
芦屋市		4日	4日	○			515	10
伊丹市		3日	3日	○			2,496	69
宝塚市		毎月5日	毎月5日	○(毎月5日) ※定例	○(毎月 15・20 日) ※追給		1,823	62
川西市		毎月5日	毎月5日	○			1,597	72
三田市		4日	4日	○			234	11
猪名川町			○				28	0
明石市	○			○			3,621	53
加古川市		毎月5日	毎月5日	○			1,436	63
高砂市		5日	5日	○			772	68
稲美町	県福祉事務所所管のため不明です。							
播磨町		5日	5日	○			220	17
三木市								
小野市								
加西市		○	○	○			131	2
加東市		毎月5日	毎月5日	○			95	5
西脇市		4日	4日	○			194	○
多可町		5日	5日	○			37	2
姫路市		3日	3日	○			6,375	138
神河町		5	5	○			16	1
市川町			毎月5日	○			0	0
福崎町		毎月5日	毎月5日	○			72	9
相生市		3日	3日				168	4
たつの市		毎月5日	毎月5日	○			0	0
赤穂市		5日	5日	○			220	13
宍粟市		5日	5日	○			105	0
太子町		5日	5日				66	28
上郡町		毎月5日	毎月5日	○			29	1
佐用町		毎月5日	毎月5日				41	0
豊岡市		5日	5日	○			358	23
養父市		5日	5日	○			76	2
朝来市	○			○			71	1
香美町		5日	5日	○			39	4
新温泉町		5日	5日	○			49	1
丹波市		毎月5日	毎月5日	○			107	0
丹波篠山市		5	5	○			156	6
洲本市		4	4	○			324	13
淡路市		5 10 25日	5 10 25日	○			259	0
南あわじ市		5、15、月末	5、15、月末	○			218	1

IV 生活保護

2020年3月末現在

市町名	⑧障害認定に必要な診断書料金			⑨「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」(様式30号)の提出について				⑩申請にあたって地域の民生委員などの関与の有無	
	支給		支給有の条件	保護申請時	保護決定時	個別発生時	その他	無し	有り(担当部署以外で関わる人物)
	有り	無し							
神戸市	○		生活保護法による保護の実施要領について 局第11-4(1)ア〜クに該当する場合			○			民生委員、保健福祉関係部局等
尼崎市	○		0			○		○	
西宮市	○		診断書料金の上限の範囲内で、生活保護を受給する上で必要であると認められる場合			○		○	
芦屋市	○		原則1種類の障害認定に対して年1度		○			○	
伊丹市	○		障害基礎年金等の申請や身体障害者手帳等の交付を受けるために診断書を必要とする場合。			○		○	
宝塚市	○		請求額6090円以内	○				○	
川西市	○		請求を受け、医療機関へ支払	○				○	
三田市	○		検診命令			○		○	
猪名川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
明石市	○		生活保護の実施上必要な場合	○					○民生委員
加古川市	○		生活保護の実施上必要な場合。	○					○(関係協力機 民生委員、医療 SW、ケアマネー ジャー
高砂市	○				○				
稲美町	県福祉事務所所管のため不明です。								
播磨町	○		上限5,970円(税込) ※R元.10.1~ 6,090円に変			○			○
三木市									
小野市									
加西市	○		なし			○			○
加東市	○		上限5,970円以内	○					民生委員
西脇市	○		生活保護実施要領のとおり			○			
多可町	○		医療機関へ直接支払、診断書料及び文書料として	○					○
姫路市	○		障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき			○		○	
神河町	○			○				○	
市川町	○		検診命令	○					○
福崎町	○		福祉サービスの利用及び収入を得るために必要な経費として			○		○	
相生市	○		障害手帳が取得可能な方			○		○	
たつの市	○		上限6,090円以内			○		○	
赤穂市	○		障害者加算、その他認定に関して健診が必要と認められるとき			○			地域の民生委員
宍粟市	○		生活保護基準内であること			○			民生委員一部あり (申請者が関与を了承された場合) ○
太子町	○		生活保護基準による	○					
上郡町	○		生活保護基準による	○					
佐用町	○		生活保護基準による	○				○	
豊岡市	○		認定の可能性がある場合	○					○
養父市	○		医療扶助の限度額の範囲内で直接医療機関へ支払う			○			○
朝来市	○		障害認定に係るものについては6,090円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。			○			○(民生委員)
香美町	○		県ケースワーカーにおいて支給の有無を判断			○			○(民生委員児童 委員)
新温泉町	○		自立支援医療費3,000円まで 障害認定6,090円			○			○
丹波市	○		限度額6,090円以内		○				○
丹波篠山市	○		特になし		○				○(必須ではない)
洲本市	○		自立支援医療費3,000円まで 障害認定5,970円まで	○				○	0
淡路市	○		検診命令			○			社協 民生委員
南あわじ市	○		保護の実施要領に基づき、上限5,970円を支給。医療機関への直接支払い。			○			○

V、就学援助・学校施策についてお聞かせ下さい

市町名・担当部署・担当者名前

問合せ先電話

①小・中学校生徒数(2020年度)

小学生	中学生
-----	-----

②就学援助利用人数(要保護者、準要保護者)

2019年度利用人数	2020年度利用見込み人数
要保護者 準保護者	要保護者 準保護者

③就学援助 申請時期

時期を決めている 月 日～ 月 日	いつでも申請
-------------------	--------

④就学援助申請先

学校	役所	郵送○×
----	----	------

⑤支給月

第1回 月	第2回 月	第3回 月	第4回 月	第5回 月	第6回 月
-------	-------	-------	-------	-------	-------

⑥申請に必要な書類

初回時に必要な書類

継続時に必要な書類

⑦2020年度新入学児童学用品前倒し支給

前倒し支給月	
小学1年生 年 月	中学1年生 年 月

支給額	
小学1年生(円)	中学1年生(円)

⑧2021年度入学者の「新入学児童生徒学用品費等」前倒し支給と金額について(含予定)

前倒し支給月	
小学1年生 月 日	中学1年生 月 日

支給額	
小学1年生 円	中学1年生 円

⑨申請にあたって校長等の審査の有無

無し	有り(校長、民生児童委員等)
----	----------------

⑩小・中学校の教室、体育館へのエアコン設置状況

小学校	
小学校総数	全クラスの教室にエアコンがある学校数 体育館にエアコンがる学校数

中学校	
中学校総数	全クラスの教室にエアコンがある学校数 体育館にエアコンがる学校数

V 就学援助就学援助・学校施策についてお聞かせください

	自治体名	①小・中学生数(2020年度)			②就学援助 利用人数					
		小学生	中学生	合計	2019年度利用人数			2020年度利用見込み		
					要保護者	準保護者	合計	要保護者	準保護者	合計
1	神戸市	74,460	33,932	108,392	2,672	15,536	18,208	2,600	15,500	18,100
2	尼崎市	20,927	9,471	30,398	1,075	5,498	6,573	1,124	5,701	6,825
3	西宮市	26,652	11,124	37,776	154	4,921	5,075	143	5,078	5,221
4	芦屋市	4,605	1,598	6,203	34	563	597	32	609	641
5	伊丹市	11,212	5,085	16,297	242	2,225	2,467	151	2,295	2,446
6	宝塚市	12,142	5,257	17,399	205	1,676	1,881	180	1,540	1,720
7	川西市	7,831	3,781	11,612	30	1,488	1,518	45	1,408	1,453
8	三田市	6,157	2,711	8,868	15	692	707	11	724	735
9	猪名川町	1,736	1,025	2,761	1	285	286	1	279	280
10	明石市	16,246	7,452	23,698	63	2,781	2,844	112	3,168	3,280
11	加古川市	14,217	6,973	21,190	94	2,336	2,430	29	2,330	2,359
12	高砂市	4,751	2,415	7,166	15	1,180	1,195	15	1,163	1,178
13	稲美町	1,687	775	2,462	3	251	254	3	260	263
14	播磨町	2,091	942	3,033	16	397	413	11	377	388
15	三木市									
16	小野市									
17	加西市	1,911	990	2,901	0	400	400	1	354	355
18	加東市	2,113	1,065	3,178	1	463	464	2	436	438
19	西脇市	1,940	998	2,938	6	403	409	4	406	410
20	多可町	897	495	1,392	4	191	195	0	179	179
21	姫路市	29,175	13,981	43,156	386	4,379		390	4,600	
22	神河町	482	298	780	2	80	82	2	93	95
23	市川町	526	280	806	1	76	77	1	75	76
24	福崎町	1,090	525	1,615	2	110	112	4	100	104
25	相生市	1,385	678	2,063	17	52	69	15	58	73
26	たつの市	3,999	1,925	5,924	15	294	309	14	290	304
27	赤穂市	2,295	1,109	3,404	11	450	461	10	448	458
28	宍粟市	1,803	967	2,770	13	257	270	12	251	263
29	太子町	2,158	1,070	3,228	0	197	197	1	200	201
30	上郡町	579	337	916	0	85	85	0	84	84
31	佐用町	625	346	971	0	51	51	0	50	50
32	豊岡市	4,180	2,041	6,221	10	651	661	12	711	723
33	養父市	1,050	548	1,598	0	67	67	0	33	33
34	朝来市	1,420	736	2,156	2	215	217	1	191	192
35	香美町	759	396	1,155	0	93	93	0	80	80
36	新温泉町	621	349	970	4	62	66	1	67	68
37	丹波市	3,154	1,595	4,749	2	547	549	3	515	518
38	丹波篠山市	1,978	953	2,931	0	479	479	6	414	420
39	洲本市	1,862	949	2,811	3	319	322	5	340	345
40	淡路市	1,964	1,005	2,969	1	258	259	2	282	284
41	南あわじ市	2,292	1,205	3,497	14	604	618	7	575	582

	自治体名	③就学援助 申請時期		④就学援助申請先		
		時期を決めている 月 日～ 月 日	いつでも申請	学校	役所	郵送 ○×
1	神戸市	4月1日～2月5日			○	○
2	尼崎市	4月10日～3月3日	いつでも申請	○	×	×
3	西宮市		○	○		
4	芦屋市		○	○	○	○
5	伊丹市		○	○		
6	宝塚市	4月1日～1月31日		○	○	○
7	川西市	4月1日～2月末日		○	○	○
8	三田市		○	○		
9	猪名川町		○	○		×
10	明石市	4月15日～6月15日(4月からの認定の場合)	可能	○	○	×
11	加古川市	6月1日～3月31日		○	○	×
12	高砂市			×	○	×
13	稲美町	5月下旬～6月上旬	○	○		
14	播磨町	当初認定)例年6月1日～15日であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は6月30日まで延長。 随時申請)その後随時			○	○
15	三木市					
16	小野市					
17	加西市		○	○	○	○
18	加東市		○	○	○	×
19	西脇市	6月中としているが、それ以外でも随時受付	○	○	○	○
20	多可町			○	○	×
21	姫路市	当初申請分	随時申請分	○	×	×
22	神河町			○		○
23	市川町	案内は4月でほとんどが6月認定		○	○	○
24	福崎町		○	○		
25	相生市		○	○	○	×
26	たつの市		○	○		
27	赤穂市	定期申請時期は 2月と6月	随時申請も受け付ける	○	○	○
28	宍粟市		○	○		
29	太子町	当初申請:4月1日～5月31日(土日祝を除く) 随時申請:6月1日～2月末日(土日祝を除く)		○	○	○
30	上郡町		○	○	○	○
31	佐用町	12月1日～1月31日	○	○		
32	豊岡市		○	○		×
33	養父市		○	○		×
34	朝来市	4月認定は、4月10日までに申請が必要		×	○	○
35	香美町			○		×
36	新温泉町	12/1～3/31	○	○		
37	丹波市		○	○		
38	丹波篠山市	1月末～3月初(その後は随時)		○	○	×
39	洲本市	当初 4月下旬～5月中旬	随時申請受付あり	○	×	×
40	淡路市	6月1日～随時		○		
41	南あわじ市			○		

V 就学援助就学援助・学校施策についてお聞かせください

	自治体名	⑤支給月						⑦2020年度新入学児童学用品前倒し支給			
		第1回 月	第2回 月	第3回 月	第4回 月	第5回 月	第6回 月	前倒し支給月		支給額	
		小学1年生 年 月	小学1年生 年 月	小学1年生 円	小学1年生 円	小学1年生 円	小学1年生 円	小学1年生 年 月	小学1年生 年 月	小学1年生 円	小学1年生 円
1	神戸市	7	9	11	2	0	0	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000
2	尼崎市	7月	12月	3月	4月	0	0	令和2年3月	令和2年3月	40,600	47,400
3	西宮市	7	10	1	2	3	0	2020年3月	2020年3月	40,600	47,400
4	芦屋市	8	12	3	0	0	0	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000
5	伊丹市	9	11	2	3	4	0	1905年7月	1905年7月	50,600	57,400
6	宝塚市	都度払い	0	0	0	0	0	2020年2月	2020年2月	51,060	60,000
7	川西市	8	12	4	0	0	0	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000
8	三田市	1学期学用品費	2学期学用品費	3学期学用品費	0	0	0			40,600	47,400
9	猪名川町	8	1	3	0	0	0	43831	43831	50,600(差額支給460あり)	57,400(差額支給2,600あり)
10	明石市	7月	随時	0	0	0	0	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000
11	加古川市	8月	9月	11月	12月	1月	2月※第7回4月	2020年3月	2020年3月	50,600	57,400
12	高砂市	7月	0	0	0	0	0	1900年1月	1900年1月	-	-
13	稲美町	9月	2月	0	0	0	0	2020年2月	2020年2月	50,600	57,400
14	播磨町	8	1	3	0	0	0	2020年3月	2020年3月	50,600	57,400
15	三木市										
16	小野市										
17	加西市	8月	翌年1月	翌年4月	0	0	0	令和2年3月	令和2年3月	51,060	60,000
18	加東市	5月	6月	7月	8月	1月	3月	2020年2月	2020年2月	51,060	60,000
19	西脇市	8月	12月	3月	0	0	0	43862	43862	51,060	60,000
20	多可町	7月	12月	3月	0	0	0	0	0	-	-
21	姫路市	7月	8	10	12月	1月	3月	2020年3月	2020年3月	50,600	57,400
22	神河町	7月	9月	1月	0	0	0	小学一年生2020年3月	小学一年生2020年3月	51,060	60,000
23	市川町	0	0	0	0	0	0	令和2年2月	令和2年2月	41,060	50,000
24	福崎町	9	3	0	0	0	0	0	0	51,060	60,000
25	相生市	7	10	1	3	0	0	-	R2年1月	-	57,400
26	たつの市	6月	7月	12月	3月			2020/3/1	3月1日	50,600	57,400
27	赤穂市	8月	1月	4月	0	0	0	令和2年3月	令和2年3月	50,600(460円追加支給予定)	57400(2,600円追加支給予定)
28	宍粟市	8月	12月	3月	0	0	0	2020年3月	2020年3月	-	-
29	太子町	7	8	9	10	11	12	前倒し支給はしない。	前倒し支給はしない。	前倒し支給はしない。	前倒し支給はしない。
30	上郡町	9	1	4	0	0	0	R2.1月	R2.1月	50,600	57,400
31	佐用町	7月	12月	3月	0	0	0	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000
32	豊岡市	7	12	3	0	0	0	2020年2月、3月	2020年2月、3月	51,060	60,000
33	養父市	4	5	6	7	9	10	2020年	2020年	-	-
34	朝来市	5	7	12	3	0	0	R2. 3月	R2. 3月	51,060	60,000
35	香美町	6月	12月	2月	0	0	0	2020年	2020年	51,060	60,000
36	新温泉町	5	9	1	0	0	0	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000
37	丹波市	6月	8月	1月	3月	4月	0	令和2年3月	令和2年3月	50,600	57,400
38	丹波篠山市	7	11	2	0	0	0	令和2年1月	令和2年1月	-	-
39	洲本市	7月	9月	11月	1月	3月	4月	×	令和2年	×	54,000
40	淡路市	7	8	9	10	11	12	令和2年3月	令和2年3月	50,600	57,400
41	南あわじ市	7月	9月	11月	1月	3月	0	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000

V 就学援助就学援助・学校施策についてお聞かせください

⑥申請に必要な書類		
自治体名	初回時に必要な書類	継続時に必要な書類
1 神戸市	申請書(転入者や未申告者など所得情報を教育委員会が閲覧できない方は所得証明書を添付)	申請書(未申告者など所得情報を教育委員会が閲覧できない方は所得証明書を添付)
2 尼崎市	申請書、通帳のコピー、必要に応じて離婚受理証明書、保険証のコピーなど	毎年度の申請のため、継続更新はありません。
3 西宮市	課税証明書等	課税証明書等
4 芦屋市	就学援助費交付申請書	就学援助費交付申請書
5 伊丹市	申請書とその事実を証する書類	初回時に同じ(年度ごとに申請)
6 宝塚市	課税確認できない人は、課税証明書、児童扶養手当を受給されている人は、受給者証明書の写しを提出。	同上
7 川西市	①申請書②通帳コピー③所得証明(令和2年1月1日現在他市在住の方のみ)	①申請書(世帯構成等に変更があった場合)
8 三田市	申請書 【1月1日時点で、他の市区町村に居住している場合】「所得・課税証明書」、「市・県民税特別徴収税額の決定通知書」、「市・県民税納税通知書」のいずれかの写し 【母子・父子家庭である場合】「母子家庭等医療費受給者証」、「戸籍謄本」のいずれかの写し 【心身に障害をお持ちの人と同居している場合】「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者手帳」のいずれかの写し	初回時と同様
9 猪名川町	申請書、委任状、課税証明書(該当者のみ)	申請書、委任状、課税証明書(該当者のみ)
10 明石市	申請書以外に児童扶養手当証書の写しや、他市発行の所得証明書等	なし
11 加古川市	申請書、マイナンバー確認書類・本人確認書類 ※世帯状況により同意書、所得証明書、住民票及び戸籍謄本 等	0
12 高砂市	児童扶養手当を受給中の世帯で申請の場合は児童扶養手当受給者証、振込先口座確認のための通帳またはキャッシュカード、認印	0
13 稲美町	申請書、委任状	同上
14 播磨町	申請書 ※世帯状況により申立書、課税証明書、住民票等	初回時に同じ(年度ごとに申請)
15 三木市		
16 小野市		
17 加西市	申請書	申請書
18 加東市	・世帯全員の住民票 ・所得税証明書または児童扶養手当証書の写し等	同上
19 西脇市	課税非課税証明書(1月1日時点で住民票のない方)理由書(特別な理由がある方のみ)	課税非課税証明書(1月1日時点で住民票のない方)理由書(特別な理由がある方のみ)
20 多可町	申請書、閲覧同意書(児童扶養手当受給者、所得基準額以下、町民税非課税の世帯の場合) 認定通知書のコピー(個人事業税、固定資産税の減免、国民健康保険税の減免、職業安定所登録日雇労働者の世帯の場合)	毎年、新規に申請
21 姫路市	申請書(必要に応じ所得及び家族状況等を証明するものを提出)	年度毎に申請が必要
22 神河町	・就学援助費受給申請書 ・1月2日以降に転入された方は、前年度の所	・毎年申請書が必要
23 市川町	申請書・所得課税証明書(認定年の1月1日現在で町外の方に限る)	同上
24 福崎町	申請書、源泉徴収票、源泉徴収票がなければマイナンバーカードの写し	初回時と同様
25 相生市	世帯票	世帯票
26 たつの市	申請書(民生委員意見要)、源泉徴収票等収入が分かるもの、家賃が分かるもの(借家の場合)、(特別)児童扶養手当証書の写し、身体障害者手帳の写し	申請書(民生委員意見不要)、その他添付書類は初回時と同様
27 赤穂市	申請書、申請理由を証する書類(ただし1月1日現在住所を有する方は所得証明は不要)	申請書、申請理由を証する書類(ただし1月1日現在住所を有する方は所得証明は不要)
28 宍粟市	民生委員児童委員の意見書	民生委員児童委員の意見書
29 太子町	申請書、所得証明(令和2年1月2日以降の転入者)	初回時と同様
30 上郡町	申請書のみ。ただし、申請年の1月1日時点において、当町以外に居住しており、市町民税課税状況の確認が必要な場合は、同市町の市町民税課税証明書等の提出が必要	同上
31 佐用町	①申請書 ②就学援助に係る所見書 ③ 収入に関する書類	同上
32 豊岡市	申請書、口座報告書、1月1日に住民票がない方は所得証明書	0
33 養父市	①申請書 ②振込依頼書 ③委任状 *②③は必要に応じて	初回時と同様
34 朝来市	・要保護・準要保護児童生徒就学援助費申請書(認定調書) ・給食費に関する「委任状」 ・要件に応じた証明書類の写し ・1月1日に朝来市に住民登録のなかった方は、1月1日現在の住所地の市区	初回時と同じ
35 香美町	要保護及び準要保護児童生徒認定申請書	同上
36 新温泉町	申請書	申請書
37 丹波市	申請書、所得要件で申請の場合、世帯全員の所得確認書類	申請書、所得要件で申請の場合、世帯全員の所得確認書類
38 丹波篠山市	認定要件の証明書	認定要件の証明書
39 洲本市	申請書	年度ごとに申請が必要
40 淡路市	認定申請書 ※1月1日時点で他市在住の場合は所得証明書	認定申請書
41 南あわじ市	就学援助申請書(兼委任状・同意書)、関係証明書等必要な書類	就学援助申請書(兼委任状・同意書)、関係証明書等必要な書類

V 就学援助就学援助・学校施策についてお聞かせください

自治体名	㊸2020年度新入学児童学用品前倒し支給(予定含む)			
	前倒し支給月		支給額	
	小学1年生_月_日	中学1年生_月_日	小学1年生_円	中学1年生_円
1 神戸市	2021年3月	2021年3月	51,060	60,000
2 尼崎市	令和3年3月	令和3年3月	40,600	47,400
3 西宮市	2021年3月	2021年3月	40,600	47,400
4 芦屋市	2021年3月	2021年3月	51,060	60,000
5 伊丹市	2021年7月	2021年7月	50,600	57,400
6 宝塚市	2021年2月	2021年2月	51,060	60,000
7 川西市	2021年3月	2021年3月	51,060	60,000
8 三田市			40,600	47,400
9 猪名川町	44197	44197	50,600 (差額支給460あり)	57,400 (差額支給2,600あり)
10 明石市	2020年3月	2020年3月	51,060	60,000
11 加古川市	2021年3月	2021年3月	50,600	57,400
12 高砂市	2021/1/0	2021/1/0	-	-
13 稲美町	2021年2月	2021年2月	50,600	57,400
14 播磨町	2021年3月	2021年3月	50,600	57,400
15 三木市				
16 小野市				
17 加西市	令和3年3月	令和3年3月	51,060	60,000
18 加東市	2021年2月	2021年2月	51,060	60,000
19 西脇市	2月26日予定	2月26日予定	51,060	60,000
20 多可町	2021/1/0	2021/1/0	-	-
21 姫路市	2021年3月	2021年3月	51,060	60,910
22 神河町	小学1年生2021年3月	中学1年生2021年3月	51,060	60,000
23 市川町	令和3年2月	令和3年2月	41,060	50,000
24 福崎町	2月	2月	51,060	60,000
25 相生市	-	R3年1月	-	57,400
26 たつの市	3月1日	3月1日	50,600	57,400
27 赤穂市	令和2年3月	令和3年3月	50,600 (460円追加支給予定)	57400 (2,600円追加支給予定)
28 宍粟市	2021年3月	2021年3月	-	-
29 太子町	前倒し支給はしない。実施予定(時期は検討中)		前倒し支給はしない。検討中	
30 上郡町	同上	同上	50,600	57,400
31 佐用町	2021年3月	2021年3月	51,060	60,000
32 豊岡市	2月15日	3月15日	51,060	60,000
33 養父市	1月	1月	-	-
34 朝来市	R3. 3月	R3. 3月	51,060	60,000
35 香美町	2021年	2021年	51,060	60,000
36 新温泉町	2021年3月1日	2021年3月1日	51,060	60,000
37 丹波市	令和3年3月	令和3年3月	50,600	57,400
38 丹波篠山市	令和3年1月	令和3年1月	-	-
39 洲本市	×	1月	×	54,000
40 淡路市	令和3年3月	令和3年3月	50,600	57,400
41 南あわじ市	2021年3月	2021年3月	51,060	60,000

V 就学援助就学援助・学校施策についてお聞かせください

自治体名	⑨申請にあたって校長等の審査の有無		⑩小・中学校の教室、体育館へのエアコン設置状況					
	無し	有り 校長、民生児童委員等	小学校			中学校		
			小学校 総数	教室にエアコン がある学校数	体育館にエアコン がる学校数	中学校 総数	教室にエアコン がある学校数	体育館にエアコン がる学校数
1 神戸市	○		162	162	0	82	82	82(R2年度で整備完了予定)
2 尼崎市	○		41	41	0	18	18	0
3 西宮市	○		40	0	0	19	0	0
4 芦屋市	○		8	8	2	3	3	0
5 伊丹市		○	17	0	0	8	0	0
6 宝塚市		○	24	0	0	12	0	0
7 川西市	○		16	16	16(2020年2学期～各校 2台ずつスポットクー ラー設置)	7	7	7(2020年2学期～各校 に2台ずつスポットクー ラー設置)
8 三田市	○		20	19	0	8	8	0
9 猪名川町	○		6	0	0	3	0	0
10 明石市	—	必要に応じて学校長の 意見を求める	28	0	0	13	0	0
11 加古川市	○		28	0	0	12	0	0
12 高砂市	○		10	0	0	6	0	0
13 稲美町	○		5	5	0	2	2	0
14 播磨町	○		4	0	0	2	0	0
15 三木市								
16 小野市								
17 加西市	○		11	0	0	4	0	0
18 加東市	○		9	9	0	3	3	0
19 西脇市	○		8	8	0	4	4	0
20 多可町		○	5	5	0	3	3	0
21 姫路市	○		69	69	0	35	35	0
22 神河町		有(校長、民生委員等)	3	0	0	1	0	0
23 市川町		校長・民生委員	4	4	0	2	2	0
24 福崎町		有り(校長、民生児童委員)	4	4	0	2	2	0
25 相生市		○	7	7(普通教室及び音楽室 図書室、多目的教室)	0	3	3(普通教室及び特別教室)	0
26 たつの市	○		17	17	0	5	5	0
27 赤穂市		○	10	0	0	5	0	0
28 宍粟市		○(校長、民生委員児童委員)	12校	0	0	7校	0	0
29 太子町	○		4	4(※普通教室のみ)	0	2	2(※普通教室のみ)	0
30 上郡町		○	3	3	0	1	1	0
31 佐用町		校長、民生児童委員	4	0	0	4	0	0
32 豊岡市	○		29	0	0	9	0	0
33 養父市		校長、民生児童委員	9(義務 教育学校1を含)	0	0	4(義務教 育学校1を 含む)	0	0
34 朝来市		校長	9	9	0	4	4	0
35 香美町		有り(校長、民生児童委員)	11	0	0	4	0	0
36 新温泉町		校長	6	0	0	2	0	0
37 丹波市		所得要件での申請時 のみ申請書に校長所 見記載	22	0	0	7	0	0
38 丹波篠山市		校長	14	0	0	5	0	0
39 洲本市	○		13校	0	0	5校	0	0
40 淡路市	○		11	0	0	5	0	0
41 南あわじ市		校長、必要に応じ て民生・児童委員	15	0	0	6	0	0

VI、障害者施策についてお聞かせ下さい

市町名・担当部署・担当者名前 _____
 問合せ先電話 _____

1、手帳所持者数（2020年4月1日現在）

身体障害	知的障害	精神障害
------	------	------

2、交通機関の利用支援について

①電車・バス利用助成はありますか？（支給対象者ごとの、級・判定と利用人数。制限の有無と内容）

有	無	身体(級)	利用者数	知的(判定)	利用者数	精神(級)	利用者数
---	---	-------	------	--------	------	-------	------

所得制限	
有	無

助成内容 _____

②タクシー利用助成はありますか？（支給対象者ごとの、級・判定と利用人数。制限の有無と内容）

有	無	身体(級)	利用者数	知的(判定)	利用者数	精神(級)	利用者数
---	---	-------	------	--------	------	-------	------

所得制限	
有	無

助成内容 ()円×()枚/1年。一乗車()枚まで可。

③ガソリン等自動車燃料費助成はありますか？（支給対象者ごとの、級・判定と利用人数。制限の有無と内容）

有	無	身体(級)	利用者数	知的(判定)	利用者数	精神(級)	利用者数
---	---	-------	------	--------	------	-------	------

所得制限	
有	無

助成内容 _____

助成方法（現物給付、償還払い、領収書で清算 等）

3、2013年4月から障害福祉サービスの対象が拡大された件で
 難病で2019年度に新規でサービス利用を開始された方の人数

4、重度訪問介護についておたずねします

A 利用基準について

有	無
---	---

B 利用時間 時間/月

C 介護保険との関係（以下の3項目のなかから、番号で選び対応した利用者人数ご記入ください。またその他の場合は記述でご記入ください）。

- ①本人の希望があれば障害者総合支援法による支援を継続
- ②介護保険優先であるが介護保険受給まで切れ目なく障害者総合支援法による支援を支給
- ③介護保険申請がない場合、障害者総合支援法による支援を打ち切る

対応項目番号	対応利用者人数
--------	---------

④その他→記述をお願いします

D 介護保険の上乗せ

有	無
---	---

有の場合の条件を記入

E 宿泊を伴う外出時の利用

イ 利用制限について

有	無
---	---

有の場合の条件を記入

ロ 宿泊地での介護について(以下の3項目の中から記入ください)。

- ①居宅介護に準ずる
- ②重度訪問介護は認めない
- ③該当者なし(該当者があれば検討)でご記入ください。

5、同行援護・行動援護・移動支援について

A 利用者(2019年度)実人数

視覚障害者人数	強度行動障害者人数	同行援護(利用者数)	行動援護(利用者数)	移動支援(利用者数)

B 利用時間の上限

有	無
---	---

上限がある場合		
同行援護の上限 時間/月	行動援護の上限 時間/月	移動支援の上限 時間/月

6、日常生活用具について

厚生労働省の参考例以外に自治体独自で支給されているものがあればご記入ください

7、暮らしの場について

下記のサービスについて、貴市町の実数でお答えください(利用者・待機者数は市町民での数で)

①入所施設

施設数	利用者数	待機者数	待機者のうち重度心身障害者の数

②グループホーム

ホーム総数	身体障害		知的障害		精神障害	
	利用者数	待機者数	利用者数	待機者数	利用者数	待機者数

③ショートステイ(利用については年間で)

身体障害

施設数	のべ利用者数	のべ支給量(日/月)	実利用者数	月間最大利用日数(一人で何日)

知的障害

施設数	のべ利用者数	のべ支給量(日/月)	実利用者数	月間最大利用日数(一人で何日)

VI、障害者施策についてお聞かせ下さい

自治体名	1、手帳所持者数(2020年4月1日現在)			3、難病で2019年度に 新規サービス利用数
	身体障害	知的障害	精神障害	
神戸市	78,621	16,505	17,873	10人
尼崎市	22,622	5,293	5,437	1人
西宮市	15,864	4,195	3,779	5人
芦屋市	3,246	623	641	0人
伊丹市	6,978	1,995	1,557	0人
宝塚市	9,069	2,128	1,965	0人
川西市	5,823	1,444	1,285	0人
三田市	4,189	937	698	0人
猪名川町	1,034	298	189	0人
明石市	11,321	2,987	2,920	1人
加古川市	9,082	2,480	2,051	4人
高砂市	3,243	860	658	0人
稲美町	1,173	293	201	0人
播磨町	1,173	367	230	0人
三木市				
小野市				
加西市	1,963	488	334	0人
加東市	1,412	350	311	0人
西脇市	1,714	435	242	0人
多可町	1,027	237	138	0人
姫路市	21,742	5,162	4,019	0人
神河町	547	161	51	0人
市川町	569	137	69	1人
福崎町	653	200	118	0人
相生市	1,213	314	163	0人
たつの市	2,763	834	479	1人
赤穂市	1,761	531	275	0人
宍粟市	1,732	363	227	1人
太子町	983	379	167	0人
上郡町	725	168	99	0人
佐用町	846	210	106	0人
豊岡市	3,343	963	479	2人
養父市	1,379	137	310	0人
朝来市	1,249	323	133	0人
香美町	1,162	204	88	0人
新温泉町	737	173	103	0人
丹波市	3,254	787	589	1人
丹波篠山市	1,916	454	269	0人
洲本市	2,066	451	304	0人
淡路市	2,469	472	289	0人
南あわじ市	2,141	430	246	該当なし

2、交通機関の利用支援について

自治体名	① 電車・バス利用助成										
	有	無	身体(級)	利用者数	知的(判定)	利用者数	精神(級)	利用者数	所得制限有	所得制限無	助成内容
神戸市	○		1~4	36,436	A、B1、B2	12,582	1~3	15,374		○	無料乗車
尼崎市	○		1~4	9,466	A、B1、B2	2,787	1~3	3,409		○	市内の停留所で乗車し降車する場合に限り、無料でバスを利用できる特別乗車証(ICカード)を
西宮市		○									
芦屋市		○									
伊丹市	○		1~4級	2,444	A、B1	606	1、2級	703		○	伊丹市営バスのみ、乗車時に提示すると無料となるバス特別(無料)乗車証を交付。等級による制限はあるが、介護人付を選択可能。身体障害等級5、6級、療育手帳B2、精神障害者保険福祉手帳3級は交付不可。
宝塚市		○									
川西市		○									
三田市		○								○	
猪名川町		○									
明石市	○		1,2種・A、B1、B2(身体・知的合算のため)8549				1~3	2,124		○	(1)本人+介護人1名:第1種身体、療育A、精神1級 (2)本人のみ:第2種身体、療育B1、B2、精神2級、3級 ※(1)(2)ともに、バスのみ助成であり対象者は
加古川市		○									
高砂市	○									○	市内のコミュニティバスについて、手帳を見せていただければ半額とあります。チケット等の配布があるわけではありませので、人数の把握はできかねます。手帳の等級・種類による制
稲美町		○									
播磨町		○									
三木市											
小野市											
加西市	○		1~6	不明	A、B1、B2	不明	1~3	不明		○	障害者手帳所持者にバス無料券を配布。コミュニティバス、路線バスの市内乗降に限り利用可
加東市		○									
西脇市		○									
多可町	○		1~6級	把握していません	A・B1・B2	把握していない	—	—		○	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方及びその介護人は半額
姫路市	○		1,2,3,4,5,6	17,285	A、B1、B2	4,898	1,2,3	3,525		○	バス(市内無料)、鉄道(1万円/1年)、船舶(姫路~家島間の半額補助券20枚/年)、タクシー、ガソリンの中からいずれか一つを選択
神河町	○		1,2,3,4,5,6	不明	A、B1、B2	不明	無			○	町内コミュニティバス半額助成
市川町		○									
福崎町	○		1~6級		A・B1・B2		1~3級			○	障害者及び配偶者並びに障害者の扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について所得割の額の合計額が23万5千円以上であるときは、助成しないものとする。
相生市		○									
たつの市		○									
赤穂市		○									
宍粟市	○		全て	10	全て	53	全て	70		○	障害者支援施設等に通所する障害者に対して公共交通運賃を実費助成。
太子町		○									
上郡町		無									
佐用町	○									○	指定の障害福祉サービス利用者(手帳の所持不問)に対して、通園交通費の一部を助成
豊岡市	○		1,2	62	A	21	1			○	福祉タクシー、バス共通利用券により、バスについて助成。交付する利用券は月4枚(透析患者の場合は13枚)とし、申請月から当該年度分を一括交付。利用券1枚の助成額は500円で、バス利用時に限り100円単位で使用可能。
養父市	○		1,2,3,4,5,6	132	A、B1、B2	-	1,2,3	-		○	バスの利用助成。市内1乗車区間を150円で乗車できる
朝来市	○		全て		全て		全て			○	高齢者等優待乗車カード交付事業 年間5,000円で朝来市コミュニティバス及び市内の路線バスが乗り放題
香美町		○									
新温泉町	○		1,2,3,4,5,6	不明	A、B1、B2	不明	1,2,3	不明		○	町民バスが、大人(100~300円)は小人の額(50~150円)の運賃で乗車できる。小人は50円で乗車できる。
丹波市	○		じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療をしている者で、電車・バスを利用して通	1						○	じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療をしている者で、電車・バスを利用して通院している者。通院距離区分により、月額500円から5,000円を補助する。
丹波篠山市	○			61						○	じん臓機能障害により、人工透析治療を受けている方に対し、通院交通費として、通院距離により500円~5,000円/月を助成(自家用車、
洲本市		○								○	
淡路市	○		制限なし	不明	制限なし	不明	制限なし	不明		○	手帳所持者は市内コミュニティバスを半額で乗車できる。
南あわじ市	○		1~6		A、B1、B2		1~3			○	コミュニティバスの運賃助成 【対象者】①75歳以上 ②身体障害者手帳所持者 ③療育手帳所持者 ④精神保健福祉手帳所持者のいずれかに該当する者 【利用者数】②~④の手帳所持者の利用はのべ20278人

2、交通機関の利用支援について

自治体名	②タクシー利用助成											
	有	無	身体(級)	利用者数	知的(判定)	利用者数	精神(級)	利用者数	所得制限有	所得制限無	助成内容	
神戸市	○		1~2	10155	A	355	1	162		○	助成内容 最大[4月認定]500円×72枚/1年を上限として申請月に応じて枚数を減一乗車3枚まで可。	
尼崎市	○		1,2	—	A	—	—			○	身体手帳と療育手帳保持者のタクシーチケット交付者合計2245人。(身体手帳と療育手帳を両方保している方の重複を除く。)1ヶ月あたり4枚の計算で交付。(最大48枚)	
西宮市	有		1,2	身体・知的・精神的・精神合わせて4,256人障害種別を分けて集計していません	A		1			無	初乗り630円まで又は運賃の9割を助成(居住地により2,000円か4,000円まで)×48枚/年	
芦屋市	○		身体1,2、知的A、精神1 3障がい者982人							○	(500)円×(26)枚/1年。一乗車(3)枚まで可。一乗車3枚まで可。	
伊丹市		○	1、2級	1044	A	71	1級	34		○	(基本料金)円×(48)枚/1年。一乗車(1)枚まで可。バス特別(無料)乗車証との併給は不可。手帳による割引後の初乗り運賃(基本料金)を助成。身体障害等級3~6級、療育手帳判定B1、B2障害者保健福祉手帳2、3級は交付不可。	
宝塚市	○		1、2級	1044	A	71	1級	34		○	(基本料金)円×(48)枚/1年。一乗車(1)枚まで可。身障手帳は1・2級対象。しかし呼吸機能障害(かい)又は心臓機能障害で在宅酸素治療を実施している場合あるいは、じん臓機能障害で透析を実施している場合は3級でも対象。1~3級のじん臓機能障害の方で透析を実施している場合、年間96枚支給	
川西市	○		阪神不目田1・2級、視覚障害1・2級、内部機能障害1級		A判定		×			○	一般タクシーは初乗り料金相当金額×48枚/年。介護タクシーは利用料金の半額×48枚/年(上限5,000円)	
三田市	○		1~2級	下記	A	下記	1級	下記		○	(580)円×(48)枚/1年。一乗車(上限なし)枚まで可。	
猪名川町		○									0	
明石市	○		1,2種・A,B1,B2(身体・知的合算のため)3481				1	120			○	(1)本人+介護人1名:第1種身体、療育A、精神1級 (2)本人のみ:第2種身体、療育B1、B2、精神2級、3級 ※(1)(2)ともに、バスのみの助成であり対象者は市内無料、電車の助成はない。
加古川市	○		1、2	1089	A	137	1	50	○		500円×48枚/1年。一乗車3枚まで可。	
高砂市	○		1級・2級若しくは3級の下肢・体幹・運動機能障害3級	405	A判定	17	1級	10		○	タクシーチケット:500円×52枚/年 1乗車1枚まで。	
稲美町	○		1,2	集計なし	A	集計なし	1	集計なし		○	500円券×72枚/年 一乗車タクシー利用額が1,000円未満は1枚、1,000円以上1,500円未満は2枚、1,500円以上は3枚まで利用可	
播磨町	○		1、2級	491	A	69	1級	17		○	500円×52枚/1年 一乗車あたりの枚数制限なし(R2.7月から所得制限なし、枚数制限なしに変更)	
三木市												
小野市												
加西市	○		1,2級	266	A	28	1	8		○	H31.4~R1.9 560円×48枚/年。一乗車3枚まで。 R1.10~R2.3 590円×48枚/年。一乗車3枚まで。 消費税増税の影響で30円増。	
加東市	○		1,2	181	A	9	1		○		(500)円×(30)枚/1年。一乗車(5)枚まで可。	
西脇市	○		1・2	302	A	17	1	4	○		500円×60枚/1年。一乗車3枚	
多可町	○		1・2・3級	37	A・B1	11	1・2・3級	8		○	500円×24枚/1年 1,000円の負担金で交付 一乗車の利用枚数制限なし	

自治体名	②タクシー利用助成										
	有	無	身体(級)	利用者数	知的(判定)	利用者数	精神(級)	利用者数	所得制限有	所得制限無	助成内容
姫路市	○		1.2(下肢、体幹、視覚に障害のある者)	1252						○	500円×48枚/年、乗車1回につき3枚まで可
神河町	○		1.2	33	A		無			○	(運賃半額)円×(24)枚/1年。一乗車(1)枚まで可。透析利用の方は48枚支給。
市川町	○		1・2	24	A	3	×				年間48枚。 4月以降は、申請のあった日の属する月以降1ヶ月当たり2枚とし、当該年度分を一括交付するもの
福崎町	○		1・2級		A		1				(500)円×(48)枚/1年。一乗車(4)枚まで可。障害者及び配偶者並びに障害者の扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について所得割の額の合計額が23万5千円以上であるときは、助成しないものとする。
相生市	○		1.2	79	A	1	1	1		○	初乗り料金の9割相当額×最大36枚/1年。一乗車1枚まで可。
たつの市	○		1、2	180	A	17	1	3		○	500円×54枚/1年(半月毎に交付枚数が減少)一乗車2枚まで可。 交付条件:①在宅生活をしていること②自動車税・軽自動車税の減免を受けていないこと③高齢者タクシーの助成を受けていないこと
赤穂市	○		1、2級の下肢、体幹、内部、視覚障害者	不明	A、B1	不明	1級			○	500円×48枚/1年(1月あたり4枚)。1乗車1枚まで可。ただし、1乗車の料金が1,000円以上の場合は、2枚を限度として利用可
宍粟市	○		1級-4級	242	A・B1	12	1級・2級	21		○	(250~750)円×(96)枚/1年。一乗車()枚まで可。
太子町	○		1.2	65	A	6	1			○	500円×48枚/年 ・一乗車1枚まで利用可 ・運賃が1,000円を超える場合は2枚まで利用可
上郡町	有		第1種	4	A判定		1級			無	申請により、1回につき1/2(上限1,000円)を助成する年間24枚配布。
佐用町	○		123	不明	A,B1,B2	不明	123	不明		○	(1,000(12枚綴))円×5セット/1年。一乗車(1)枚まで可。 運賃2,000円以下は、半額助成 運賃2,001円~3,000円は、料金から1,000を引いた額 運賃3,001円以上は、2,000円助成
豊岡市	○		1.2	155	A	24	1			○	①と同じ福祉タクシー・バス共通利用券により助成。 年間最大で500円×48枚/年(透析の場合は500円×156枚/年) 1乗車1枚まで可。
養父市	○		1,2,3,4	20	A	0	1	1		○	通院等に際し、実費の1/2を助成(ただし、月5千円を限度)
朝来市	○		1.2	178	A,B1	19	1.2	17		○	500円×24枚=12,000円/年 一乗車当たりの枚数制限なし
香美町	○		不明	不明	不明	不明	不明	不明		○	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持しているすべての方が町内でタクシーをする場合、料金が半額になる。 利用回数は無制限
新温泉町	○		1.2(65歳以上)	7	A(65歳以上)	0	1(65歳以上)	1		○	500円×24枚×1年 (申請した日の属する月から当該年度の末月まで。年間24枚限度)(利用1回につき2枚まで)
丹波市	○		じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療をしている者で、電車・バスを利用して通院している者	13						○	じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療をしている者で、電車・バスを利用して通院している者。通院距離区分により、月額500円から5,000円を補助する。
丹波篠山市	○		1・2	17	A	2	1	0		○	タクシー料金から1000円を控除した2分の1助成。補助金上限2千円。
洲本市	○		1、2	102	A	18	1	5	○		200円券×60枚、500円券×48枚(計36,000円分) 1乗車2,000円分まで利用可 指定の路線バスでも利用可
淡路市	○		1・2	150	A	7	1	1	○		1,600円×12枚/1年。非課税世帯。
南あわじ市	○		1種	45			1~2級	23	○		課税状況、利用距離に応じた負担区分を設定し、利用料金との差額を事業者を支払っている。原則月16回まで、助成額の上限はなし

2、交通機関の利用支援について

自治体名	③ガソリン等自動車燃料費助成はありますか？										助成内容	助成方法
	有	無	身体(級)	利用者数	知的(判定)	利用者数	精神(級)	利用者数	所得制限有	所得制限無		
神戸市	○		1~2	1858	A	165	1	100		○	最大[4月認定]12000円を限度として申請月に応じて金額を減	領収書で清算
尼崎市		○										
西宮市	○		1.2	650						無	半年ごとに本人からの請求により支給。普通自動車1,000円/月、自動二輪・原付500円/月	償還払い
芦屋市	○		身体1.2、知的A、精神1 3障がい者434人							○	月@1000円×12か月分/1人	現物給付
伊丹市		○								○		
宝塚市	○		1・2・3(一部)	不明	A	不明	1	不明	○		市内の西谷地区に在住の障害者にはタクシーチケットではなく自動車燃料費1,000円/月を支給、透析を実施している障害者には2,000円/月	チケットで清算
川西市		○										
三田市		○										
猪名川町		○										
明石市		○										
加古川市		○										
高砂市		○										
稲美町		○										
播磨町		○										
三木市		○										
小野市		○										
加西市		○										
加東市		○										
西脇市		○										
多可町	○		1~6級	1	A・B1・B2	1	-	-		○	自宅~施設までの往復距離(km)×10円×通所日数 公共交通機関の場合は実費×通所日数 ※小児慢性特定疾病等も対象としており、別途	申請により助成
姫路市	○		1.2(下肢、体幹に障害のある者で、在宅に限る)	1609						○	燃料チケット(レギュラー11L又は軽油13L)×12枚/年	現物給付
神河町		○										
市川町		○										
福崎町	○		1・2級		A		1			○	本人運転・・・2,500円/月 家族運転・・・2,000円/月 上記の対象者で非課税世帯・・・5,000円/月	3か月分のガソリン代を指定口座へ振り込み
相生市		○										
たつの市		○										
赤穂市	○						1級				2,000円/月を限度に助成。ただし、②のタクシー利用助成とどちらか	償還払い
宍粟市	○		全て	15	全て	55	全て	72		○	障害者支援施設等に通所する障害者(手帳の所持不問)に対して、通所日数に応じガソリン代相当額を助成。	償還払い
太子町		○										
上郡町		無										
佐用町		○									指定の障害福祉サービス利用者(手帳の所持不問)に対して、通園交通費の一部を助成	償還払い
豊岡市		○										
養父市		○										
朝来市		○								○		
香美町		○										
新温泉町		○										
丹波市	○		じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療をしている者で、電車・バスを利用して通院している者	56						○	じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療をしている者で、電車・バスを利用して通院している者。通院距離区分により、月額500円から	償還払い
丹波篠山市		○										
洲本市		○								○		
淡路市		○										
南あわじ市		○										

4、重度訪問介護についておたずねします。

自治体名	(A)利用基準		(B)利用時間 時間/月	(C)介護保険との関係		
	有	無		対応項目番号①②③	④その他記述	対応利用者数
神戸市	○		区分6の15%加算の対象者で 単身世帯の者の標準支給量 は月279時間	②		不明
尼崎市	○		障害特性等勘案のうえ、個 別に支給決定している。	②		42人
西宮市	○		320	②		2人
芦屋市		○			介護保険が優先であるが、 介護保険で足りない部分は 障害者総合支援法による支 援を支給	
伊丹市	○			②	標準となる支給量の基準 (1)日中活動系サービス非 利用者(自宅等)の場合 区分4…140時間、区分5 …170時間、区分6…230時間 (最重度…250時間) (2)他制度、他サービスを利用 している場合(日中活動系 サービス利用者) 区分4…120時間、区分5 …150時間、区分6…210時間 (最重度…230時間)	
宝塚市	○		支援区分による	②		不明
川西市	○		120～400時間/月(区分に よって標準支給量を定めて いる)	2		24(介護保険との重複 利用者を計上)
三田市	○		区分による	②		1人
猪名川町	○		支援区分による	②		15
明石市	○		都度判断	②		不明
加古川市	○		200(ただし、介護者の状況により 最大280時間/月)	②		163人
高砂市	○		120		介護保険優先であり、介護 認定申請をしていただきま す。 Dの内容に続きますが、介護 度に応じて、真に必要となれ ば総合支援法による上乗せ 支給します。	
稲美町	○		区分4(基本)120時間(最大) 必要時間 区分5(基本)150時間(最大) 必要時間 区分6(基本)180時間(最大) 必要時間	②		1
播磨町	○		区分4 190時間/月 区分5 250時間/月 区分6 310時間/月	②		
三木市						
小野市						
加西市		○		②		不明
加東市		○		②		
西脇市	○		標準量＝基準標準量＋加算 量(加算基準量×加算係数) で算出。障害支援区分、介 護を行うものの状況を勘案	②		

自治体名	(A)利用基準		(B)利用時間 時間/月	(C)介護保険との関係		
	有	無		対応項目番号①②③	④その他記述	対応利用者数
多可町	○		障害支援区分・年齢等によって標準量を算定		介護保険優先ですが、障害福祉サービスを利用する特段の理由がある場合は、障害福祉サービスを利用できるものとしております。	
姫路市	○		上限 550時間/月		介護保険対象になる者については、スムーズに移行を行うために事前に連絡を行っており、65歳の年齢到達の時点では必ず介護保険に移行している。その上で介護保険を限度額まで利用しても不足が出ない場合のみ障害者総合支援法による支援を継続する。	
神河町	○		上限 550時間/月			
市川町	○		区分4 119H/月 区分5 149H/月 区分6 185H/月	④	介護保険優先であるが介護保険外のサービスについては障害福祉サービスにて対応。	1
福崎町	○		66	②		
相生市		○		②		
たつの市		○	215	②		2
赤穂市		○			本人が真に必要とするサービスであるか、介護保険サービスでニーズが満たせないかを総合的に判断し、支給の可否を決定する	
宍粟市		○	0	②		0
太子町	○		115時間/月	②		0
上郡町	○		105	①		0
佐用町	○		490	0	介護保険優先であるが介護保険受給まで切れ目なく障害者総合支援法による支援を支給	
豊岡市	○		244	②		23
養父市	○		区分により異なる		本人の希望だけでは判断できないが、その他の要因を考慮して障害者総合支援法による支援を支給している。	
朝来市		○		①		1人
香美町		○		①		
新温泉町	○		区分により異なります	②		2
丹波市	○		単位数の範囲内	②		2
丹波篠山市	○		250	②		11
洲本市	○		118～172	②		2
淡路市	○		118～183	②		
南あわじ市	○		118～183時間/月	②		

4、重度訪問介護についておたずねします。

自治体名	(D)介護保険の上乗せ		有の場合の条件を記入
	有	無	
神戸市	○		別紙取扱い基準のとおり
尼崎市	○		全身性障害者(1級)であり、介護保険で要介護5の認定を受け、区分支給限度額まで介護保険のサービスを受ける場合であって、かつ介護保険の訪問介護を支給限度額の5割以上利用している場
西宮市	○		医師によりALS等の運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者等であり、「要介護5」で、区分支給限度額を全て使い切っており(訪問介護が50%以上であること)、障害支援区分認定において「区分6」で、吸引等の医療行為が頻回に必要な状態であること。なお、介護保険適用以前から障害福祉サービスを利用している者については、介護保険での支給量が移行時の障害福祉サービスの支給量に満たない場合、その不足分について障害福祉サービスで支給決定を行う。
芦屋市	○		ケースごとに判断
伊丹市	○		・介護保険の要介護認定において「要介護5」であること ・「要介護5」の区分支給限度額をすべて使い切っていること(その中身につき訪問介護が3分の2程度であること) ・介護保険の要介護認定において「区分6」であり、通所サービスや短期入所の利用が困難な人以上
宝塚市	○		介護保険適用以前に障害福祉手帳を取得していることを前提とし、宝塚市障害福祉サービスガイドラインに記載している要件に該当する場合に障害福祉サービスの支給を検討
川西市	○		障がい者が65歳以上である場合や、40歳～64歳で介護保険制度に定める「16の特定疾病」に該当する場合は、介護保険制度でのサービス支給が優先されることとなる。介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービス(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)と認められるものには当該障害福祉サービスの支給決定を行うものとする
三田市	○		在宅の障害者で、介護保険でサービス量の確保ができず下記①～④をすべて満たす場合。①介護保険の要介護認定において要介護5②全身性障害者(両上肢、両下肢いずれにも障害が認められ肢体不自由1級の手帳を所持している者)及びこれと同等と市長が認める者③介護保険の支給限度額までサービス利用④介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス)を支給限度額の5割以上利用※状況を勘案して上記条件以外でも市町が必要と認めた場合は支給できる。
猪名川町	○		介護保険の限度額まで利用すること
明石市	○		状態により都度判断
加古川市	○		・介護保険対象者となる以前から障害福祉サービス(居宅介護等)の適用を受けている者(障害が肢体不自由による場合は除く)、または、肢体不自由による身体障害者若しくは難病患者等で要介護5の認定を受けていること。 ・介護保険の支給限度額の50%以上を訪問介護で利用していること。 ・介護保険の支給限度額までサービスを利用又は利用する見込みがあり、その状態が支給決定後3ヶ月以上の期間にわたり継続する見込みがあること。等
高砂市	○		個別事案を勘案してになります。
稲美町	○		「障害者自立支援法に基づく、自立支援給付と介護保険制度の適用関係について」の通知のとおり
播磨町	○		個別に判断(障害福祉サービス支給者が介護到達し、介護保険サービスでは支給量が不足する場合など)
三木市			
小野市			
加西市		○	
加東市		○	
西脇市	○		介護保険サービスを上限まで利用しても、移行前の水準を維持できない場合
多可町	○		本人の生活を成り立たせるために、やむを得ないと判断した場合
姫路市	○		要介護5相当で介護保険の居宅介護サービスを支給限度額まで利用している者について、重度訪問介護の上乗せが認められる場合がある。
神河町		○	
市川町	○		介護保険において利用量が足りない場合、個々に対応し協議を行う。
福崎町		○	
相生市		○	
たつの市		○	
赤穂市	○		介護保険だけではニーズが満たせず、実費負担が出ている場合
宍粟市	○		サービス利用計画等によりその必要性が認められる場合
太子町	○		個別に検討の上、必要と認められる者
上郡町		○	
佐用町	○		介護保険不足分を提供
豊岡市	○		介護保険のケアプランにおいて介護保険サービスのみに基づいて確保することができないと認められた場合
養父市	○		介護保険のサービスを上限いっぱい利用しており、それでもサービスの利用を必要とする場合。
朝来市		○	
香美町		○	
新温泉町	○		障害者総合支援法時と同量のサービス上乗せ
丹波市	○		介護保険の訪問介護サービスの支給限度額まで受けてもなお支援が不足し、市が必要と認めた場合
丹波篠山市	○		必要に応じて上乗せする。
洲本市		○	
淡路市	○		特別な理由がある場合に協議を行う。
南あわじ市	○		障害福祉サービス支給者が介護移行サービスが不足した場合は、障害者の状況を踏まえ対応する

4、重度訪問介護についておたずねします。

自治体名	(E) 宿泊を伴う外出時利用		有の場合の条件を記入	宿泊地での介護について ①②③
	利用制限 有	無		
神戸市	○		・支給決定時間の範囲内 ・社会通念上適当であると認められる外出	①居宅介護に準ずる
尼崎市		○		①
西宮市		○		
芦屋市		○		③該当者なし(該当者があれば検討)
伊丹市		○		①
宝塚市		○		重度訪問介護で認める
川西市	○		対象者はいないが、何らかの条件は付すべきだと考える。	③
三田市		○		①
猪名川町		○		③
明石市		○		①
加古川市		○		③
高砂市	○		個別事案を勘案してになります。	③
稲美町		○		③
播磨町	○		該当者があれば検討	③
三木市				
小野市				
加西市		○		③
加東市		○		①
西脇市		○		③
多可町	○		障害支援区分・年齢等によって標準量を算定	③
姫路市		○		①
神河町		○		③
市川町		○		③ (対象者が出てきたら要協議)
福崎町		○		①
相生市		○		③
たつの市		○		③
赤穂市		○		③
宍粟市		○		
太子町		○		③
上郡町		○		③
佐用町		○		③
豊岡市		○		①
養父市		○		③
朝来市		○		③
香美町		○		③
新温泉町		○		③
丹波市				③
丹波篠山市		○		
洲本市		○		③
淡路市		○		③
南あわじ市		○		③

5、同行援護・行動援護・移動支援について

自治体名	(A)利用者(2019年度)実人数					(B)利用時間の上限		上限がある場合		
	視覚障害者人数	強度行動障害者人数	同行援護(利用者数)	行動援護(利用者数)	移動支援(利用者数)	有	無	同行援護の上限時間/月	行動援護の上限時間/月	移動支援の上限時間/月
神戸市	-	-	664	83	3864		○	基礎時間として18歳以上の障害者50時間/月、小学生以上の障害児32時間/月を設定している		
尼崎市	1473	158	216	24	1863		○			
西宮市	934人	不明	169人	10人	1,550人		○	60	60	60
芦屋市	204	不明	0	0	167		○			
伊丹市	356	抽出不可	56	82	349		○			
宝塚市	488	不明	57	0	608		○			
川西市	318	84	29	1	258		○			
三田市	207人	不明	24	3	160		○	60時間	60時間	60時間
猪名川町	47	1	4	1	55		○	支援区分による	支援区分による	児20時間/月、者40時間/月
明石市	不明	不明	136	2	888		○	都度判断	都度判断	都度判断
加古川市	569	136	88	0	389		○	40	40	40
高砂市	199	不明	34	1	62		○	支援区分1、2 30時間/月 支援区分3以上 50時間/月	支援区分に応じ、20~50時間/月	身体介護あり 50時間/月 身体介護なし 30時間/月
稲美町	54	不明	5	0	35		○	未定	60時間/月	0
播磨町	87	不明	9	0	0		○	50時間(移動支援との合算で)	区分3 30時間 区分4 40時間 区分5 50時間 区分6 60時間	50時間(同行援護との合算で)
三木市										
小野市										
加西市	9	0	9	2	30		○			
加東市	7	0	7	0	22		○			
西脇市	0	2	11	0	15		○			
多可町	4	0	3	0	6		○			
姫路市	1253	410	134	28	568		○	64.5時間	50時間	64.5時間
神河町	2	0	2	0	6		○	50時間	35.5時間	20時間
市川町	28	0	2	0	9		○	50/月	28/区分3 50/区分5	20/月
福崎町	2	2	2	0	5		○	50	65	20
相生市	61	不詳	4	0	34		○			
たつの市	168	-	12	1	72		○	40	72	40
赤穂市	96	不明	20	4	38		○			
宍粟市	9	0	9	1	9		○	市内のみ36h、市内+市外38h	区分3:38h、区分4:51h、区分5:67h、区分6:88h	市内のみ36h、市内+市外38h
太子町	42	0	1	3	50		○	25時間/月	25時間/月	25時間/月
上郡町	37	不明	5	0	14		○	50時間/月	30時間/月	50時間/月
佐用町	3	0	0	0	21		○	25	25	25
豊岡市	208	13	19	13	66		○	58	41	50
養父市	0	0	7	0	9		○	0	0	20
朝来市	64	0	2	0	17		○	54	68	20
香美町	91	0	13	2	21		○	無し	障害区分6で65時間/月	無し
新温泉町	32	0	1	0	15		○	60	区分により	—
丹波市	0	0	16	1	65		○	単位数の範囲	単位数の範囲内	40時間
丹波篠山市	91	0	14	42	89		○	50	65	30
洲本市	0	0	75	10	0		○	60	26~62	50
淡路市	173	0	14	1	65		○	60	26~62	50
南あわじ市	114	1	10	0	17		○	60時間/月	26~62時間/月	50時間/月

6、日常生活用具について

自治体名	(6) 日常生活用具について
	厚生労働省の参考例以外に自治体独自で支給されているもの
神戸市	床ずれ防止用具、腰掛便座、洗浄機能付便座、パルスオキシメーター、手動式たん吸引器、音声血圧計、視覚障害者用テーブルコーダー、視覚障害者用音声読書器、人工内耳体外機、人工内耳電池、視覚障害者用音声ICタグレコーダー
尼崎市	・エアマット ・動脈血中酸素飽和度測定器 ・盲人用テーブルコーダー ・人工内耳体外外部装置 ・地上デジタル対応ラジオ
西宮市	・褥瘡予防マット ・パルスオキシメーター ・視覚障害者用音声ICタグレコーダー ・人工内耳体外外部装置 ・地デジ対応ラジオ
芦屋市	特になし
伊丹市	・火災警報補助装置 ・動脈血酸素飽和度測定器 ・視覚障害者用音声ICタグレコーダー ・視覚障害者用色彩判別装置 ・視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ ・スピーチプロセッサ(人工内耳体外外部装置)
宝塚市	カーシート、補助犬用ハーネス、パルスオキシメーター、人工内耳体外外部装置、人工内耳用電池、人工鼻、テレビが聞けるラジオ、車いす昇降機
川西市	人工内耳対外部装置(スピーチプロセッサ)
三田市	・地上波デジタル放送対応ラジオ ・視覚障害者用訳音器としてオーカムマイアイなど
猪名川町	地震感知安全装置、パルスオキシメーター
明石市	音声コンパス、動脈血中酸素飽和度測定器、視覚障害者用血圧計、音声ICタグレコーダー、視覚障害者用音声色彩判別装置、地デジ対応ラジオ、人工内耳対外部装置、人工内耳電池
加古川市	防水シーツ、人工鼻、パルスオキシメーター、地デジ対応ラジオ、音声ICタグレコーダー、視覚障害者用音声読書器、大活字図書、デイジー図書、人工内耳体外外部装置
高砂市	パルスオキシメーター、大活字図書
稲美町	
播磨町	動脈血中酸素飽和度測定器、地デジ対応ラジオ、音声ICタグレコーダー、人工内耳対外部装置
三木市	
小野市	
加西市	パルスオキシメーター、視覚障害者用音声読書器
加東市	人工内耳身体外部装置(スピーチプロセッサ)
西脇市	腰掛便座、盲人用血圧計、パルスオキシメーター、視覚障害者用音声読書器、視覚障害者用情報受信装置(テレビが聞けるラジオ)、人工内耳体外外部装置、人工鼻
多可町	
姫路市	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)・人工内耳体外外部装置(スピーチプロセッサ)及び人工内耳電池
神河町	なし
市川町	
福崎町	パルスオキシメーター
相生市	地デジ対応ラジオ、人工呼吸器用自家発電機又はバッテリー
たつの市	地デジ対応ラジオ
赤穂市	地上デジタル放送対応ラジオ、人工内耳体外外部装置(スピーチプロセッサ)、パルスオキシメーター、音声血圧計、食事支援ロボット
宍粟市	人工内耳対外部装置、人工内耳用充電器・イヤモールド・マイクロホンカバー
太子町	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、人工内耳外部装置
上郡町	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
佐用町	
豊岡市	視覚障害者用地デジ対応ラジオ・眼鏡型文字読上げ器・人工内耳体外外部装置
養父市	視覚障害者音声読書器情報受信装置、動脈血中酸素飽和度測定器、聴覚障がい者用ICタグレコーダー、盲人用血圧計(音声式)、視覚障がい者用地デジ対応ラジオ、人工鼻
朝来市	
香美町	
新温泉町	
丹波市	動脈血中酸素飽和度測定器 視覚障害者用地デジ対応ラジオ
丹波篠山市	簡易浴槽、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ
洲本市	
淡路市	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ、視覚障害者用血圧計、聴覚障害者用映像型通信装置
南あわじ市	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、盲人用血圧計、視覚障害者用地デジ対応ラジオ、聴覚障害者用映像型通信装置、音声炊飯ジャー

7. 暮らしの場について

自治体名	(7) 暮らしの場について										
	①入所施設				②グループホーム						
	施設数	利用者数	待機者数	待機者のうち重度心身障害者の数	ホーム総数	身体障害		知的障害		精神障害	
利用者数						待機者数	利用者数	待機者数	利用者数	待機者数	
神戸市	25	1,347	85	82	73	65	0	609	0	144	0
尼崎市	1	408	不明	不明	26	10	不明	272	不明	80	不明
西宮市	10	235	不明	不明	19	14	不明	234	不明	46	不明
芦屋市	1	63	不明	不明	4	4	不明	51	不明	16	不明
伊丹市	1	171	0	0	32	7	0	126	0	33	0
宝塚市	6	不明	不明	不明	47	不明	不明	不明	不明	不明	不明
川西市	0	128	1	0	8	20	0	96	0	25	0
三田市	4	100	0	0	10	3	0	28	0	25	0
猪名川町	0	16	0	0	2	0	0	14	0	3	0
明石市	2	242	不明	不明	14	8	不明	136	不明	33	不明
加古川市	4	91	90	6	7	4	不明	22	不明	15	不明
高砂市	2	87	11	2	7	4	不明	36	不明	11	不明
稲美町	0	24	2	0	2	1	不明	7	不明	5	不明
播磨町	0	22	不明	不明	2	1	不明	15	不明	3	不明
三木市											
小野市											
加西市	2	77	0	0	2	1	0	19	0	6	0
加東市	0	52	0	0	4	4	0	16	0	4	0
西脇市	0	59	2	0	1	1	0	20	0	8	0
多可町	3	25	把握していません	把握していません	6	3	0	10	0	3	0
姫路市	9	631	不明	不明	58	9	不明	211	不明	74	不明
神河町	20	36	0	0	7	0	0	7	1	1	0
市川町	0	26	5	2	0	0	0	8	0	1	0
福崎町	1	5	0	0	1	1	0	5	0	1	0
相生市	2	56	0	0	3	1	0	24	0	13	0
たつの市	7	137	-	-	6	0	-	39	-	17	-
赤穂市	1	63	不明	不明	3	0	-	39	-	17	-
宍粟市	2	124	3	0	5	4	0	26	0	15	0
太子町	1	4	0	0	1	0	0	15	0	10	0
上郡町	1	6	0	0	4	0	0	4	0	0	0
佐用町	6	不明	不明	不明	2	不明	不明	不明	不明	不明	不明
豊岡市	2	117	4	0	9	85	未把握	左記に含む	未把握	33	未把握
養父市	1	0	不明	0	3	0	不明	14	不明	12	不明
朝来市	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
香美町	9	39	0	0	27	2	0	20	0	6	0
新温泉町	0	40	2	0	0	1	1	19	4	7	1
丹波市	4	93	不明	不明	32	3	不明	67	不明	15	不明
丹波篠山市	1	36	不明	不明	14	1	0	39	0	12	0
洲本市	19	63	0	0	4	8	—	36	—	17	—
淡路市	1	71	不明	不明	5	5	不明	40	2	18	不明
南あわじ市	16	58	0	0	16	10	0	29	0	15	0

7、暮らしの場について

自治体名	(7) 暮らしの場について									
	③ショートステイ(利用については年間で)									
	身体障害					知的障害				
	施設数	のべ利用者数	のべ支給量(日/月)	実利用者数	月間最大利用日数(一人で何日)	施設数	のべ利用者数	のべ支給量(日/月)	実利用者数	月間最大利用日数(一人で何日)
神戸市	24	2,874	18,273	240	31	41	6,918	57,229	577	31
尼崎市	11	316	1,512	48	31	20	3,987	19,552	467	31
西宮市	19	4,442	1,673	不明	31	0	0	0	0	0
芦屋市	5	97	37	11	12	5	509	227	51	30
伊丹市	11	401	596	40	13	11	1,491	2,122	135	31
宝塚市	不明	760	4,825	87	8日(標準支給量)	不明	1,439	11,298	148	8日(標準支給)
川西市	9	299	303	41	31	13	924	773	108	31
三田市	7	4,415	1,938	802	30	0	0	0	0	0
猪名川町	0	30	119	5	10	1	233	408	26	17
明石市	5	263	不明	130	30	8	1,324	不明	418	30
加古川市	1	185	405	19	14	3	692	2,018	98	23
高砂市	1	104	569	20	14	1	207	652	28	14
稲美町	1	49	140	7	31	0	75	343	12	29
播磨町	0	47	143	7	6	0	103	889	15	31
三木市										
小野市										
加西市	2	92	47	10	23	1	474	202	45	31
加東市	0	156	72	22	31	1	109	34	36	14
西脇市	0	95	76	11	31	0	114	86	20	31
多可町	-	-	-	-	-	5	227	1,513	30	23
姫路市	7	581	1,491	85	14	9	1,743	4,872	224	14
神河町	2	20	262	2	30	9	103	421	10	15
市川町	1	1	84	12	31	1	138	1,083	127	31
福崎町	0	24	0	2	9	1	120	0	10	31
相生市	1	77	650	11	31	1	80	748	8	31
たつの市	5	53	2,911	6	-	2	230	9,617	18	-
赤穂市	0	不明	不明	不明	不明	2	不明	不明	不明	不明
宍粟市	1	32	34	3	14	1	89	36	14	14
太子町	1	49	260	8	26	1	84	442	11	31
上郡町	0	0	0	0	0	1	386	32	5	31
佐用町	3	不明	不明	不明	14	4	不明	不明	不明	14
豊岡市	10	371	-	110	14	上記に知的・精神障害者も含む	0	0	0	0
養父市	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0
朝来市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香美町	0	0	0	0	0	5	50	321	6	14
新温泉町	0	0	0	0	0	0	355	181	6	31
丹波市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波篠山市	3	111	35	15	不明	3	387	235	48	不明
洲本市	3	61	403	36	14	3	30	828	74	14
淡路市	7	82	51	11	31	6	83	56	15	31
南あわじ市	4	52	333	9	14	5	52	636	11	23

Ⅶ、新型コロナ対策 生活支援などについてお聞かせ下さい

1、新型コロナウイルス対策で自治体独自の生活支援、補助金について、5月ごろの各自自治体独自で実施されている情報を記載しました。貴自治体の情報をお願いします。各施策の対応期間や、同様の内容で確認されている追加施策、漏れがありましたら記入をお願いします。（2020年7月末現在）

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
神戸市	◇4・5月分の店舗家賃を50%以上減額したオーナーに減額分の8割、最大200万円を補助	令和2年5月15日から令和2年6月30日まで
	◇市所有の物件、外郭団体の物件に入居する店舗の家賃を半額に	
	◇テイクアウト・宅配参入や新商品開発などの経費を75%補助(最大100万円)	令和2年6月8日から令和2年6月30日まで
	◇感染患者受け入れの医療機関に、入院1人当たり30万円、外来同3000円を助成	事業実施期間 令和2年4月1日～3年3月31日 補助金交付申請 令和3年2月15日まで
	◇介護・障害者福祉サービス事業所に助成(20万円×4000カ所)	令和2年5月28日 日から8月3日 ※電子申請は6月22日 まで 締切
	◇解雇・離職や収入減による住宅困窮者、DV被害者、ネットカフェ利用困難者に市営住宅提供	令和2年4月16日から(ネットカフェ等利用困難者は4/28より)
	◇内定取り消し者と離職を余儀なくされた児童養育中の一人親を会計年度任用職員として採用(前者は2021年3月末まで、後者は6カ月間)	令和2年3月25日より随時募集
	◇DV相談窓口の24時間対応	4/23～6/30 日中(9時～17時)は神戸市配偶者暴力相談支援センターで対応をしていたが、上記期間は夜間(17時～翌9時)の電話相談窓口として「こうべDV夜間相談ダイヤル」を開設し、24時間相談に対応。
	◇準要保護世帯に休校中の子どもの昼食支援として食材を配布	令和2年5月中旬に配布
	◇3～5月の学童保育利用料無償化	全ての利用者を対象に無償化
◇サンテレビと連携し「テレビ授業」実施		
尼崎市	◇店舗家賃3カ月分緊急貸し付け(上限50万円、1週間以内に貸し付け)	4/21～7/31
	◇解雇・離職や収入減による住宅困窮者に市営住宅提供	令和2年4月15日～ 使用期間:6カ月を限度とするが状況により最長1年まで。
	◇休業要請でネットカフェに宿泊できない人に市営住宅提供	令和2年4月15日～ 令和2年5月31日まで
	◇生活困窮度の高い家庭(要保護・準要保護)の児童生徒等に対して、市内事業所で利用できるお弁当クーポンを交付	【実施期間】 令和2年5月18日から 7月31日まで
	◇市内の子ども食堂に補助を行い、無償で子どもたちに昼食弁当を提供	【実施期間】 令和2年4月13日から 6月30日まで
	◇上下水道基本料金免除(6カ月)	手続き不要で、7月か8月検針分から6カ月間
	◇テイクアウト・デリバリー等業務転換の飲食業者に上限10万円補助	5/15～8/31
	◇クラウドファンディングを通じて、プレミアム率25%の商品券の販売や、市内飲食店等の参加店舗への寄付を募る。(尼崎のお店まるごと応援プロジェクト「あま咲きチケット」)	6/1～6/21
◇応援したいお店に代金を先払いし、新型コロナウイルスの収束後にお店を訪れるか、店舗を決めずに寄附をして、参加店舗全体を応援するプロジェクト(尼のさきめし)	5/15～未定	

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
	◇市立駐輪場の4月分及び5月分の定期利用の振替(小中高校生・大学生等)	小中高校生・大学生等の4月・5月を含む定期券購入者で、学生証等通学を証明するものを駐輪場窓口で提示し、定期券申請者と一致する場合のみ振替措置を適用する。 振替期間及び受付期限 (1か月定期) 4月・5月までの定期券:6月に振替(受付期限 6月末日) (3か月定期) 2~4月までの定期券:6月に振替(受付期限 6月末日) 3~5月までの定期券:6・7月に振替(受付期限 7月末日) 4~6月と5~7月までの定期券:7・8月(8月)に振替(受付期限 8月末日)
	◇令和2年5月31日納付期限の土地水面使用料・道路占用料・公園占用等使用料の納付期限を延長	緊急事態宣言が解除された5/21~2カ月後の7/21まで延長
	◇家計が急変し、見込みの年間所得が基準以下であれば就学援助受給可能に	
	◇家計が急変し、年間所得見込みが基準以下の世帯の高校生・高等専門学校生などの保護者に修学援助金を交付	
	◇ネグレクトや生活困窮等の家庭事情により昼食を十分に摂ることができない児童等に対し、指定された弁当事業者の店舗で利用できる弁当引換券を交付	【実施期間】 令和2年4月14日から 5月31日まで
西宮市	◇月売り上げが前年比20%以上減の個人事業主に店舗家賃補助(1カ月分、上限10万円)	令和2年5月8日~令和2年7月31日
	◇市の中小企業融資の利子補給と信用保証料補助	令和2年4月1日~令和2年6月30日融資実行分まで ※ただし、令和2年2月25日受付分まで遡って適用
	◇児童扶養手当受給者に5万円支給	令和2年6月12日に事業完了。 ※遡及で対象者となったものは、随時対応
	◇準要保護世帯に休校中の子どもの昼食費として給食費相当額を支給	申請: 令和2年4月7日~令和2年5月22日 支給: 令和2年7月31日 ※令和2年6月30日まで随時受付を行う
	◇支援が必要な子供たちに対し、子ども食堂が昼食(弁当)等を無償提供する場合に経費の一部を補助	申請: 令和2年5月22日~8月31日 対象期間: 令和2年4月1日~8月31日
	◇家計が急変し、見込みの年間所得が基準以下であれば就学援助受給可能に	申請: 令和2年5月23日~令和2年6月10日 ※最終登校日まで随時受付中
	◇家計が急変し、見込みの年間所得が基準以下の世帯の高校生・高校専門学校生などに市奨学金を給付(国公立月5500円、私立同1万1000円)	申請: 令和2年6月24日~令和2年7月31日 ※令和3年3月31日まで随時受付中
	◇解雇・離職による住宅困窮者に市営住宅提供	随時 ※7月末時点で期間設定はしていない
	◇上水道基本料金免除(4カ月)	令和2年7月または8月検針分から4カ月間※申請手続きは不要
	◇市内の民間文化芸術施設に対し、映像配信にかかる経費として、30万円を上限に支援	申請期間 令和2年5月25日~9月30日
	◇アーティストの公募動画に最大25万円補助	申請期間 令和2年5月18日~6月8日
	◇アーティストが、映像配信するにあたり市内の民間文化芸術施設を利用した場合の施設使用料を2万円を上限に補助	申請期間 令和2年5月25日~9月30日
	◇障害者就労施設の販路開拓等に対する補助、障害者就労施設で働く障害のある人に工賃の一部に相当する額の給付	令和2年6月~令和2年7月
	◇支援が必要な子供たちを含む地域の子供たちの居場所づくりを促進するため、子ども食堂が実施する事業に要する経費の一部を補助	申請: 令和2年7月10日~令和3年3月31日 対象期間: 同上
	◇令和2年4月28日~12月31日に出生したことにより、新たに市民となった新生児1人につき5万円を世帯主に支給	申請期間: 申請書発送~令和3年2月26日(消印有効) 対象期間: 左記の通り
	◇分娩前のウイルス検査補助等の支援	事業開始日・申請、対象期間は未定。 現在調整中。(兵庫県の集合契約待ちのため)

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
	◇各市民ホールおよび県立芸術文化センターで実施される芸術文化公演等について、施設使用料の半額を減免	申請: 令和2年7月1日～12月31日 対象期間: 同上
	◇市内で実施される実演芸術の有料公演について、公演にかかる費用の一部(会場使用料等)を支援	申請: 令和2年8月28日～9月25日 対象: 令和2年6月1日～令和3年2月28日に実施される公演
	◇民間ホール、博物館等に対し、感染予防対策費用を一部補助(上限20万円)	申請: 令和2年9月1日～10月9日
	◇濃厚接触者等への介護サービス従事者・障害福祉サービス従事者へ特殊勤務手当を支給する事業所を支援	対象期間は令和2年4月1日から令和2年12月31日まで。申請受付期間は未定。
	◇面会者等との接触機会削減のためのICT機器導入費用を補助	申請: 令和2年8月14日～令和3年2月26日 補助対象期間: 令和2年4月1日～令和3年3月31日
	◇路線バス車内での密集・密接を避けるため、人数に余裕のある便数での運行を継続した場合、奨励金を交付	申請期間: 令和2年8月11日～令和3年3月31日 交付対象期間: 令和2年4月7日～令和2年5月21日
	◇売上が減少している市内事業者の支援のため、キャッシュレス事業者によるポイント還元を実施し、消費喚起を図る	令和2年11月1日～令和2年11月30日
芦屋市	◇県の「経営継続支援金」を受給する飲食店、旅館・ホテルの個人事業主に、15万円など同支援金と同額を追加支給	令和2年5月21日～8月7日
	◇政府系金融機関などの融資実行までの資金として50万円を緊急融資(無利子無担保1週間をめどに実行)	令和2年5月7日～6月30日
	◇収入が2割以上減の介護・障害福祉サービス事業所、放課後等デイサービスなどに上限30万円支給	令和2年5月～8月31日
	◇要保護・準要保護世帯と特別支援学級の保護者に、休校中の子どもの食事のため月5000円支給	令和2年4月～令和3年3月31日
	◇解雇・離職による住宅困窮者に市営住宅提供	入居日から1年以内
	◇内定取り消し者や離職を余儀なくされた人を会計年度任用職員として採用(8月末まで)	令和2年5月1日～8月31日
	◇上下水道基本料金免除(6カ月)	令和2年5月検針分(6月請求)または、6月検針分(7月請求)から6か月間
	ホームページにて記載しております。 以下のリンクから「芦屋市の取組」に記載の「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる緊急支援策一覧」をご確認ください。 なお、国・県の支援策(特別定額給付金、休業要請事業者経営継続支援事業等)も含まれておりますので、ご注意ください。 https://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/sitypromotion/korona.html	
伊丹市	◇月売り上げが前年比20%以上減の個人事業主と同50%以上減の小規模法人に家賃補助(上限10万円)	7月31日受付分まで(すでに受付終了)
	◇テイクアウト・デリバリー登録店で使えるクーポン券(100円×5枚)を全戸配布し、飲食店を応援	6/1～6/31まで 広報紙と同時に配布
追加施策	◇内定取り消し者を会計年度任用職員として採用(21年3月末まで)	令和2年5月以降、現在も引き続き受付中
	◇準要保護世帯に休校中の子どもの昼食費として給食費相当額を支給	R2年度内は随時申請可能。
	◇上下水道基本料金免除(4カ月)	申請手続不要。2020年8月請求分から11月請求分まで2期分(4カ月)の基本料金免除。
	◇商店街等の活性化につながる事業を行う場合、年間150万円を上限に対象経費の全額を補助。	7月31日受付分まで(すでに受付終了)
	◇新型コロナウイルス感染症の患者が発生、または訪問のあった事業者が、保健所の指導に基づき実施した事業所等の消毒、清掃作業等に対して10万円を上限に補助	対応中 (終了時期については未定)
追加施策	テイクアウト事業補助	5月～現在
追加施策	デリバリー事業補助	5月～6月
宝塚市	◇売り上げが20%以上減の個人事業主に家賃補助(1カ月分、上限10万円)	5/19(火)～7/31(金)

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
追加施策	◇テイクアウト・デリバリーなどの新たな業態に取り組む経費を補助 (①備品購入上限10万円、②コンサルティング費用同60万円、③多くの事業者が利用できるシステム構築同400万円、④プロモーション支援同100万円)	5/25(月)～7/6(月) ③④について8/13(木)～8/27(木)追加募集
	◇内定取り消し者を会計年度任用職員として採用(21年3月末まで)	21年3月末まで随時受付
	◇解雇・離職による住宅困窮者に市営住宅提供	(申請)5/11(月)～ ※入居期間は1年以内
	◇上下水道基本料金免除(4カ月)	令和2年8月の検針から4カ月間
	◇子ども食堂の運営団体に上限16万円を助成	(募集期間)5/15(金)～6/19(金)(助成対象事業期間)4/1(水)～6/30(火)
追加施策	◇市内対象店舗でPaypayを利用された方に25%ポイント還元を実施	9/1(火)～9/30(水)
川西市	1◇売上げが20%以上50%未満減少した事業者に10万円支給	令和2年6月1日～令和2年7月31日
追加施策	2◇テイクアウト実施店で使える1冊2500円分(5食分)のクーポンを2000円で1000セット販売	令和2年7月1日に1,000部追加で発行。 購入及び使用期間:令和2年6月15～令和2年8月31日
	3◇内定取り消し者などを会計年度任用職員として採用(21年3月末まで)	令和2年5月18日から募集開始
	4◇解雇・離職による住宅困窮者に市営住宅提供	令和3年3月31日まで
	5◇準要保護世帯に休校中の子どもの昼食費として給食費相当額を支給	申請:不要 対応期間:令和2年3月3日～6月19日
	6◇生活困窮世帯の子どもに上記テイクアウトクーポンを3500セット配布	使用期間: 令和2年6月15日～ 令和2年8月31日
	7◇上下水道の基本料金免除と使用量20立方メートル以下は使用量料金免除(3カ月)	令和2年7月～10月 (4カ月)
	(仮称)商店街お買物券事業 川西市内13の商店会で使用できる1冊6000円分のクーポンを5000円で9000冊販売予定	発売日:令和2年9月20日(予定) 使用期間:令和2年10月1日～令和2年11月30日(予定)
三田市	◇4月の売上げが前年比20%以上50%未満減少した小規模事業者 に10万円支給(※下記に拡充内容を追記)	令和2年4月27日(月)～6月30日(火)
追加施策	◇解雇・離職や収入減による住宅困窮者に市営住宅提供	R2.5.7から当面の間、受付 【募集期間】 4/20～(現在募集中) 【雇用期間】 随時～21年3月末
	◇内定取り消し者や解雇された人を会計年度任用職員として採用(21年3月末まで)	令和2年4月27日～ 令和2年11月30日
	◇児童扶養手当受給者に5万円支給	申請不要
	◇上下水道料金全額免除(4カ月)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市民や民間事業所の皆さまの経済的負担を軽減するため、7月検針分からの水道料金を4カ月間免除 奇数月検針:7月、9月検針分 偶数月検針:8月、10月検針分 ※下水道使用料及び、給水装置工事にかかる臨時水道料金は対象外 ※「水道使用水量等のお知らせ[検針票]」には、免除前の料金が表示されますが、請求は下水道使用料のみにとなります。
追加施策	◇令和2年4月～6月のいずれかの月の売上が、前年同月と比べ20%以上50%未満減少または令和2年4月～6月のすべての月の売上が、前年同月と比べ50%以上減少(3か月連続)した小規模事業者 者に10万円支給【制度内容拡充】	令和2年4月27日(月)～8月31日(月)
	◇新型コロナウイルス感染症拡大により経済的影響を受けている大学生の支援を目的に会計年度任用職員として採用	【募集期間】 5/19～(受付終了) 【雇用期間】 5/25以降随時～9/30
猪名川町	◇上下水道の基本料金免除と使用量20立方メートル以下は使用量料金免除(4カ月)	申請不要 5～8月請求分

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間	
追加施策	◇全世帯にマスク配布(1世帯10枚)		
	本庁舎前にて除菌水の無料配布		
	◇農産物販売農家(猪名川町野菜部会会員・認定農業者・認定新規就農者)に対して一律2万円の給付金を支給	7月8日から9月30日まで	
	猪名川町商業活性化補助金 ・いながわグルメクーポン1,000円以上のお会計で500円クーポン券(総数1,000枚)	1,000枚発行 8/8～9/30	
	・猪名川テイクアウトデリバリープロジェクト等	38店舗からテイクアウトやデリバリーができる	
	◇内定取消し者や解雇・失職された方を会計年度任用職員として任用(令和3年3月末まで)	随時(採用人数に達し次第受付終了)	
明石市	◇店舗家賃2カ月分の緊急貸し付け(上限100万円・1店舗50万円)	4/21～5/31	
	◇県社協の緊急小口融資を借りた人に国の特別定額給付金を優先支給	4/27～5/22	
	◇県社協の緊急小口資金を借りることができない(債務整理中など)人に10万円を生活資金として貸し付け	令和2年5月1日～5月31日	
	◇高齢者・障害者に飲食店や日用品の購入、タクシーの乗車に使える1万円の「サポート利用券」を交付	申請不要。 券有効期限は2020年12月31日まで。	
	◇住民税非課税世帯を対象として、上記サポート利用券を各世帯員あたり5千円交付予定	原則申請不要。 券有効期限は2020年12月31日まで。	
	◇児童扶養手当受給者に5万円を5月支給分に乗せ	対象者には5/11に支給済み(申請不要)	
	◇児童手当受給世帯に1万円を6月支給分に乗せ(市独自)	対象者には6/12に支給済み(申請不要)	
	◇学費納入が困難な大学・大学院・高専・専門学校・定時制通信制高校等の学生に学業資金貸し付け(上限100万円、無利子無保証人卒業後5年以内に返済)	令和2年5月1日～7月31日	
	◇上水道基本料金免除(6カ月)	令和2年7月～12月	
	緊急事態宣言期間中も、感染防止対策を厳重に徹底した上で、介護サービスの提供を継続された介護サービス事業所に対して、10万円の助成金を支給	令和2年7月1日～令和2年8月31日	
	◇明石市赤ちゃん応援給付金 令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた新生児と同居する父又は母に新生児1人につき10万円を給付	令和2年8月1日より申請受付	
	加古川市	◇売り上げが20%以上減少の小売業・飲食店などに10万円の家賃・固定費補助	申請期間は令和2年5月20日から令和2年8月31日まで
		◇飲食店のテイクアウトを支援するため、市民会館前を弁当の販売場所にし、クーポン券付きチラシを全戸配布	利用期間 令和2年6月1日～令和2年12月31日
		◇離職した人に生活支援給付金(最大10万円)を支給	申請期間は令和2年5月20日から令和2年8月31日まで
◇解雇・離職による住宅困窮者に市営住宅提供		令和2年4月24日から(受付中)	
◇収入減少等により市営住宅の家賃等(家賃・駐車場使用料)が支払えない場合の家賃等にかかる延滞金の免除(令和2年2月から12月分までの家賃等を対象とし、令和3年3月31日までに完納することが条件)		令和2年5月29日から7月31日又は各納期限まで	
◇内定取消者・失業者を会計年度任用職員として採用(任用期間:令和3年3月末まで)		【会計年度任用職員】 受付期間:令和2年5月11日～随時	
◇内定取消者を正規職員として採用		【正規職員】 受付期間:令和2年7月1日～7月13日	
◇上水道基本料金免除(6カ月)		・加古川市上下水道局と給水契約を結んでいるすべての使用者 ・水道料金の基本料金を6か月間(令和2年8月～令和3年1月検針分)免除。	
追加施策	◇新生児特別定額給付金	制度設計中	
	◇次亜塩素酸水の配布	令和2年4月9日～令和2年6月6日(7回)	

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
	◇クラウドファンディングの活用支援	【申請期間】プロジェクトの募集期間が終了した日から起算して30日以内 【対応期間】令和2年5月18日から令和2年12月31日までにプロジェクトの募集期間が終了するもの
高砂市	◇月売り上げが前年比30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業主に10万円支給	R2.5.15～R2.6.30
	◇妊婦に特別支援金5万円支給	対象者がR2.6.1までに妊娠届出書を提出した者等
	◇内定取り消し者や離職を余儀なくされた人などを任期付職員として採用(21年3月末まで)	R2.5.7～R2.6.30
追加施策	◇就学援助(学用品費等特別補助金) 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、令和2年度の就学援助受給者に1万円を支給	申請不要(就学援助の申請は必要) 2021年3月15日まで
追加施策	◇高等学校特別奨学金 経済的な理由により修学が困難な者に対して、令和2年度の高等学校奨学金の受給者に1万円を支給	申請不要(奨学金の申請は必要) 2021年3月31日まで
追加施策	◇乳児健診を県外の医療機関で受診する費用の助成	R2年度
追加施策	◇緊急事態等宣言期間中に医療に従事した事業者に対する支援金の支給	申請期間R2.8.31まで
追加施策	◇新型コロナウイルス感染症により、事業活動に特に大きな影響を受け、県(市町協同)の休業要請外の中小事業者(法人及び個人)で、4月又は5月の売上が前年同月対比で50%以上減少した者に対し、法人、個人を問わず、一律に15万円の支援金を給付する。	R2.7.15～R2.8.31
追加施策	◇新型コロナウイルス感染症拡大により、事業活動に大きな影響を受けている中小事業者(法人及び個人)で、本市の「中小事業者事業継続給付補助金」の支給を受けた者に対し、より一層の事業継続の支援を行うため、上乘せで補助金5万円を給付する。	R2.8月上旬請求書送付予定
追加施策	◇新型コロナウイルス感染症の収束後、感染症の影響により売上が減少した市内事業者の経営支援を行うことを目的として、当該事業者で使えるプレミアム付商品券を発行する。	販売期間 R2.9.1～完売まで 使用期間 R2.9.1～R2.10.31
追加施策	◇学童保育や病児保育事業従事者に対して支援金1万円を支給	令和2年9月30日まで
追加施策	◇高砂市と給水契約を締結している水道使用者を対象に水道料金の基本料金を減免	申請不要 6ヶ月間
追加施策	◇水道料金の支払いが困難な水道使用者(要件に該当する対象者)に対して、水道料金の全額を減免	申請必要 6ヶ月間
追加施策	◇新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のため、ビデオ通話アプリを用いて各種相談や行政業務などを行う環境を整備	-
追加施策	◇芸術活動の早期再開を支援するため、対象施設で行う芸術文化公演の施設利用料金を助成。	2020年7月1日～ 12月28日
追加施策	◇新しい生活様式の中で取り組めるラジオ体操やウォーキング等の運動活動を推進し、市民の心身の健康維持を図り、運動や体操を継続的にを行うことを目標に、にこにこ健康チャレンジを推進。	2020年8月1日～2021年2月28日
稲美町	◇住民1人当たり5千円分の地域振興商品券を交付	引換: 令和2年7月28日～11月30日 使用: 令和2年7月28日～令和3年2月28日
	◇全世帯にマスク配布(1世帯10枚)	令和2年5月18日～6月10日
追加施策	◇上水道基本料金免除(4カ月)	令和2年8月～11月請求分
播磨町	◇国の持続化給付金を受給する事業者に10万円を給付	申請期間 R2.5.19～R3.2.26
	◇内定取り消し者や離職を余儀なくされた人などを会計年度任用職員として採用(2021年3月末まで)	R2.5実施
	◇児童扶養手当受給者に3万円支給	R2.6.支給
	◇家計が急変し、見込みの年間所得が基準以下であれば就学援助受給可能に	R2.6実施

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
追加施策	◇小中学校の授業再開後、給食費を3カ月間無償化	R2.6～R2.8分
	◇上水道基本料金免除(6カ月)	R2.7～R2.12分
	◇全世帯にマスク配布(1世帯7枚)	R2.5実施
	◇広報紙に500円のクーポン券を添付	R2.9～R3.2
三木市	◇新型コロナ関連融資を受ける中小企業・個人事業主に融資額の5%(上限30万円)を支給	
	◇上水道料金全額免除(6カ月)	
追加施策		
小野市	◇飲食店応援に先払いチケット販売	
	◇上水道料金全額免除(6カ月)	
追加施策		
加西市	◇令和2年4月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した小規模事業者に一律10万円支給	5月12日～6月30日
	◇令和2年4月又は5月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した小規模事業者に一律10万円支給	7月1日～8月31日
	◇令和2年6月又は7月の売上が前年同月比20%以上減少した小規模事業者に一律10万円支給	8月3日～9月30日
	◇県の新型コロナ関連融資の信用保証料を全額補助(上限なし、1回限り)	4月1日～6月30日
	◇小学校休校による休職で所得が減少し、国の制度が利用できない非課税世帯に1日上限8330円、1回の休校期間につき同10万円を支給	3月5日～7月31日
	◇児童扶養手当受給者に児童1人当たり5万円支給	R2.8.1～R3.2.26
	◇上水道料金全額免除(6カ月)、業務用は基本料金免除(同)	R2.4～R2.12
追加施策	◇保護者負担の軽減をはかるため、小・中・特別支援学校の児童、生徒約3千人分の学校給食費を9月から11月の3カ月間無償化	R2.9～R2.11
	◇準要保護児童生徒の臨時休業中の昼食費の助成	R2.4～R2.5
加東市	◇売り上げが20%以上減の事業者に10万円支給【商工観光課】	6月8日(申請書受付開始)～7月31日(申請期限)
	◇県の新型コロナ関連融資の信用保証料を補助(上限100万円)【商工観光課】	令和2年2月25日から令和2年6月30日までの融資実行分
	◇家計と店舗の支援に2万円分の商品券を1万円で販売【商工観光課】	6月25日引換券を発送 商品券購入及び使用期間 令和2年7月1日から 令和3年2月28日まで
	◇一人親世帯に第1子3万円、第2子以降1人当たり1万円支給(所得制限なし)【福祉総務課】	5月18日(申請書発送)～8月31日(申請期限)
	◇子育て世帯に15歳以下の児童1人当たり1万円支給(市独自、所得制限なし)【福祉総務課】	6月2日(案内等発送・公務員申請受付)～12月31日(公務員申請期限)
	◇上水道料金全額免除(6カ月)、法人は基本料金免除(同)【上下水道部管理課】	申請不要 6月請求分から11月請求分まで
	◇国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない高校生等のいる生体に対し、1人当たり1万円支給(市独自)【福祉総務課】	6月12日(申請書発送)～9月30日(申請期限)
追加施策	◇令和2年度において市内でサービスを提供している社会福祉施設(介護老人福祉施設等)に対し、令和2年6月以降に空気清浄機等を購入し、令和3年3月31日までに導入、支払が完了するものに対し、1事業所につき30万円を上限に補助。(市独自)【社会福祉課】	申請期間:6月4日～12月28日
	◇4月28日以降の緊急事態宣言中に妊婦である者を対象に、妊産婦への支援として、母子健康手帳の冊数に応じ5万円の臨時特別給付金を支給(市独自)【健康課】	対象者に個別案内。 申請期間:令和2年7月31日まで。
西脇市	◇月売り上げが前年比20%以上50%未満減少した中小事業者に20万円、小規模事業者に10万円を支給	申請期限 R2.8.31まで
	◇児童扶養手当受給者に児童1人当たり3万円を支給	申請不要 基準日:R2.4.30
	◇子育て世帯への臨時特別給付金受給世帯に児童1人当たり1万円の地域商品券を交付	申請不要 基準日:R2.5.31

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
	◇就学援助の要保護世帯・準要保護世帯に臨時休校中の子どもの昼食費として1万円支給	申請不要 昨年度対象者 R2.6.10給付 今年度対象者R2.8未給付予定
	◇家計が急変し、大学などへの通学が困難になる市在住・出身の奨学生に5万円支給	申請期限 R3.3.1まで
	◇新型コロナ関連融資の信用保証料を補助(上限100万円)	申請期限 R2.10.30まで
	◇水道料金免除(6カ月)。 一般家庭及び市内在住の個人事業者は全額、その他法人等は基本料金部分のみ。(官公庁は免除対象外)	申請不要 6月～11月検針分が免除対象
	◇飲食サービス業と市民生活の支援として、飲食店で利用できるクーポン券(1,000円相当)を市内全戸に配布	利用期間 R2.8.1～R2.9.30
	13,000円相当の地域商品券を10,000円で購入できる30%のプレミアム付き商品券を発行・販売	利用期間 R2.11.1～R3.2.28
	R2.4.28以降に出産(予定)した妊婦等に児童(胎児)1人当たり5万円を支給	詳細は検討中
	北播磨広域定住自立圏の圏域特産品を購入できる100%のプレミアム付き商品券を発行・販売	申込期限 R2.7.20 (申込終了) 利用期限 R3.1.31
多可町	◇児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円支給(町独自)	(申請期間)R2.5.18～10/31
追加施策	◇就学援助・ハートフル学業支援金対象者に1人あたり2万円の子育て緊急特別給付金を支給	(申請期間) 〈就学援助〉R2.5.25～6.22 〈ハートフル〉R2.6.1～7.20
追加施策	◇水道料金の基本料金を免除(6ヶ月分)	(対象期間)R2.8～R3.1
追加施策	◇国の持続化給付金の対象にならない事業者(売上げ減 20%～49%)に対し、中小事業者事業継続支援金を給付(小規模事業者 10万円、中小事業者 20万円)	(申請期間)R2.7.20～9.30
追加施策	◇水田営農継続支援金の交付(水稲耕作農家 10aを超える耕作面積に対し 4,000円/10a、酒米生産農家は更に6,000円/10aを加える。)	未定
姫路市	◇▽休業要請・時短営業依頼に応じた中小企業・個人事業主▽休業した大型商業施設に入居している店舗を経営する中小企業・個人事業主——に10万円の家賃・固定費補助	
追加施策	◇内定取り消し者や離職を余儀なくされた人を会計年度任用職員として採用(21年3月末まで)	
	◇上水道基本料金免除(6カ月)	
神河町	◇売上げが20%以上減少した法人30万円・個人事業主に15万円支給(町独自)	受付期間 令和2年5月16日～ 令和2年9月30日
追加施策	◇子育て世帯に子ども1人当たり2万円の地域商品券を配布	対象者 令和2年5月15日までに生まれた高校生以下 使用有効期間 令和2年11月30日まで
	◇子育て世帯に子ども1人当たり2万円の地域商品券を配布 対象者拡大	対象者 令和2年6月30日までに生まれた高校生以下 7月30日までに母子手帳の交付を受けた方 使用有効期間
追加施策	◇町内全世帯に1万円の商品券を配布 (Go toかみかわ元気回復商品券)	使用有効期間 令和2年11月30日まで
追加施策	◇町内観光施設宿泊者に3,000円の商品券を配布 (Welcome to観光商品券)	使用有効期間 令和2年9月1日～ 令和3年2月28日まで
追加施策	◇「新しい生活様式」への転換(衛生管理用品、飛沫防止対策、換気設備など)に取り組む町内の中小法人上限20万円、個人事業主上限10万円の支援	対象期間R2.2.1～12.31 受付R2.7.1～12.31
市川町	◇売上げが20%以上減少した中小法人15万円・個人事業主に10万円支給	申請期間 R2.6.1～R2.8.31
	◇児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円支給(町独自)	申請期間 R2.6.1～R2.9.30
	◇高校生・大学生・専門学校生など1人当たり2万円支給(所得制限なし)	申請期間 R2.6.1～R2.8.31

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
追加施策	○全町民に1万円分の地域商品券の配布	利用期間 R2.9.1～R3.2.28
追加施策	◇離職者に生活支援給付金(最大15万円)を支給	申請期間 R2.8.3～R2.9.30
追加施策	◇新生児に臨時特別給付金(10万円)を支給	申請期間 R2.8.3～R3.4.30
福崎町	◇売り上げが20%以上50%未満減少した中小法人・個人事業主に10万円支給	令和2年6月30日まで
	◇プレミアム商品券(1万円で1万2千円分の商品券)を販売予定	使用期間 令和3年1月15日まで
	◇上水道基本料金免除(6カ月)	8月請求分から翌年1月請求分まで
追加施策	◇新生児世帯応援給付金 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた子1人あたり10万円を給付	
追加施策	◇子育て世帯応援給付金 0歳から大学生・専門学校生までの子を持つ保護者で福崎町に住所を有する方に子ども1人あたり2万円を給付	令和3年3月31日まで
追加施策	◇単身大学生等応援給付金 単身生活を送る大学生に対し、1人あたり2万円を給付	令和3年3月31日まで
追加施策	◇ひとり親世帯応援給付金 児童扶養手当受給者に対し、子ども1人あたり3万円を給付	申請不要
追加施策	◇学校給食費等無償化応援給付金 ①準要保護世帯等の保護者に対し、子ども1人あたり毎月5,000円を最大6か月間給付 ②認定こども園等副食費免除対象者及び3号認定児の保護者に対し、子ども1人あたり毎月5,000円を最大6か月間給付	申請不要
追加施策	◇学校給食等無償化 ①小中学生の保護者 ②認定こども園等に通園する子のいる保護者で、福崎町に住所を有する方	令和2年6月分～11月分
追加施策	◇町税の徴収猶予制度の特例 前年同期比概ね20%以上収入が減少した納税者、特別徴収義務者に対し、無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予	納期限が令和3年1月31日までの税が対象
追加施策	◇国民健康保険税の減免 ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯又は被保険者②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯又は被保険者の国民健康保険税を20%～100%減免	令和3年3月31日まで
追加施策	◇介護保険料の減免 ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯又は被保険者②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯又は被保険者の介護保険料を80%～100%減免	令和3年3月31日まで
追加施策	◇後期高齢者医療保険料の減免 ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯又は被保険者②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯又は被保険者の後期高齢者医療保険料を20%～100%減免	令和3年3月31日まで
追加施策	◇固定資産税の軽減措置 売上高が、前年同期比30%以上減少している事業者に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を50%又は100%軽減	令和3年度分のみ
相生市	◇月売り上げが30%以上減で、県の「経営継続支援金」対象外の中小法人・個人事業主に10万円支給	【申請期間】 令和2年5月18日～ 同年8月31日
	◇飲食店で利用できる1冊6000円分のプレミアム付食事券(5000円で購入可)を8000冊販売	【販売期間】 令和2年6月1日～同年8月31日 【使用期間】 令和2年6月1日～同年11月30日
	◇児童扶養手当受給者に5万円支給	1.基本給付 ①児童扶養手当受給者:申請不要 ②それ以外:R2.8.3～R3.2.28 2.追加給付 R2.8.3～R3.2.28
	◇児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円支給(市独自)	申請不要(国の子育て世帯臨時特別給付金の対象者に上乗せして支給するため)
追加施策	◇児童扶養手当受給世帯に1世帯あたり5万円支給(市独自)	国の子育て世帯臨時特別給付金対象者の内、ひとり親世帯について5万円を上乗せして支給。申請は不要。
追加施策	◇市民が市内の宿泊施設を利用する際に大人1人当たり3,000円、子ども1人当たり2,000円を助成(日帰りは宿泊の半額を助成)	【申請期間】 令和2年7月18日～ 同年10月31日

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
追加施策	◇上下水道使用料納付相談	対応期限は未定
たつの市	◇月売りが前年比30%以上50%未満減少した事業者に10万円支給	下記の追加施策のとおり拡充
	◇県社会福祉協議会の緊急小口融資利用者に、最高20万円を2回まで無利子無担保で貸し付け	令和2年5月18日～受付中
	◇児童扶養手当受給者に5万円支給	5月15日～5月22日
	◇児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円支給(市独自)	6月5日～6月12日(一般受給者) 6月1日～9月30日(公務員)
	◇内定取り消し者や離職を余儀なくされた人を会計年度任用職員として採用(21年3月末まで)	3名を採用した。
	7月17日より施策を拡充(令和2年1月から12月のいずれかの月の売上が前年同月比で20%以上減少) 国の持続化給付金及び兵庫県の休業要請事業者経営継続支援金の対象となる方も申請可能	申請期限 令和3年3月31日
	◇市内飲食店で利用できるプレミアム付グルメ券を発行	使用期間 令和2年7月14日～令和3年2月28日 販売期間 令和2年7月7日～令和2年8月31日
	◇妊婦の方に対して、「たつの市妊婦臨時特別給付金」を支給	令和2年4月28日から令和3年4月1日
	◇高校生等奨学給付金支給事業	申請期限 令和3年3月31日
	◇宅配ボックスの設置費用を上限2万円補助	申請期限 令和3年3月31日
	◇宿泊業活性化支援「たつの おもてなし キャンペーン」	令和2年7月18日から令和3年2月28日まで
	◇ひとり親世帯臨時特別給付金	令和2年8月3日から令和3年2月26日
追加施策	◇赤とんぼ文化ホールの大ホール及び中ホール並びにアクアホールのホールにて芸術文化活動を実施する場合、施設使用料の一部を助成	令和2年7月1日から同年12月27日まで
赤穂市	◇内定取り消し者や離職を余儀なくされた人などを会計年度任用職員として採用(21年3月末まで)	受付締切(令和3年3月31日)
	◇児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者に児童1人当たり2万円支給	支給済み(6月25日)
	◇児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円支給(市独自)	申請締切(10月30日)
	◇一人親世帯などに弁当の持ち帰りサービスをしている子ども食堂に助成	支給済み(7月27日)
	◇上水道料金全額免除(4カ月)	7月・9月又は8月10月請求分
追加施策	◇小中学校の8月分給食費を無償化	8月請求分
	◇売上げ等が20%以上減少した中小企業、個人事業主に10万円支給のほか、家賃の負担がある場合には5万円を加算支給	申請締切(9月30日)
	◇飲食店で利用できる1セット6千円分のプレミアムグルメ券(4千円で購入可)を1万セット販売	販売期間(7月26日・27日) 完売
	◇令和2年4月28日から令和3年4月1日までに誕生した新生児1人につき5万円を支給	申請締切(令和3年4月15日)
	◇市内のゴルフ場(2施設)の利用料金について千円を助成。(利用者は1人につき千円割引)	各先着5千人
	◇市内宿泊施設に宿泊した際、宿泊料金に応じた定額を助成	受付締切(7月31日)
宍粟市	◇新型コロナ関連融資の信用保証料を補助 1事業者あたり上限110万円	【申請期限】 令和2年11月30日まで
	◇国の持続化給付金が支給されない事業者への支援 売上前年同月日25%～50%未満減少している事業者(令和2年1月から12月のうちひと月) 法人、個人事業者 10万円	【申請期限】 令和3年1月15日まで
	◇事業者への水道基本料金の支援 基本料金6月分から11月分を支援 ※水道基本料金の減免との重複はありません。	【申請期限】 令和2年12月15日まで
	◇児童手当受給世帯に児童1人当たり2万円支給(市独自)	【申請期限】 令和2年11月30日まで
	◇要保護・準要保護世帯に休校中の子どもの昼食費支援 学校臨時休業日あたり1日500円支給(3月分から5月分)	【支給済】 令和2年3月3日～令和2年5月31日

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
追加施策	◇インターネットが利用できる環境にある要保護・準要保護世帯に、子どもの家庭学習のためのオンライン通信費として、1世帯につき月1,000円支給	要保護世帯：R2.6～R3.3 ※R2.5は生活保護費より支給 準要保護世帯：R2.5～R3.3
追加施策	◇しそこの子ども生き活き応援金 対象児童一人につき2万円	【申請期限】 対象者へ支給済 ただし、公務員は令和2年11月30日までに申請必要
追加施策	◇水道基本料金の減免 基本料金7月分から10月分を減免	申請手続き不要
追加施策	◇要保護・準要保護世帯へのオンライン通信費支援 1世帯月額1,000円を令和2年5月から令和3年3月まで最大11か月支援	申請手続き不要
追加施策	◇テイクアウト応援券による200円の割引サービス テイクアウト応援事業者が応援券を配布(1店舗上限250枚)	【応援券利用期限】 令和2年7月31日まで
追加施策	◇観光目的の宿泊に助成金 宿泊施設に宿泊 1回2,000円助成 一棟貸し宿泊施設に宿泊 1棟1回5,000円助成	【対象期間】 令和2年8月1日から令和2年10月31日まで ※予算がなくなり次第終了
追加施策	◇30%お得なプレミアム商品券の販売 1冊13,000円の商品券を10,000円で販売 1世帯1冊。ただし、10月5日以降は先着順で上限2冊まで	【販売】 令和2年9月14日から令和2年10月4日まで 【使用期限】 令和2年9月18日から令和3年1月31日まで
追加施策	◇40%お得な地域応援グルメ券の販売 1冊7,000円の商品券を5,000円で販売 1世帯1冊。ただし、10月5日以降は先着順で上限2冊まで	【販売】 令和2年9月14日から令和2年10月4日まで 【使用期限】 令和2年9月18日から令和3年1月31日まで
追加施策	◇宿泊事業者への感染防止対策設備整備を助成 接触感染や飛沫感染の拡大防止の経費を上限30万円助成	【申請期限】 令和2年10月30日まで
追加施策	◇飲食事業者への感染防止対策設備整備を助成 接触感染や飛沫感染の拡大防止の経費を上限10万円助成	【申請期限】 令和2年10月30日まで
追加施策	◇自主防災会への感染拡大防止資機材の配布及び貸出 【配布】非接触型体温計1台、マスク100枚。手指消毒液 【貸出】ダンボールベット(一時避難所開設時)	配布済 ※貸出機材は随時
追加施策	◇自主防災会の感染拡大防止資機材の購入費助成 一時避難所の感染拡大防止資機材の購入経費の1/2(上限50万円)を助成	【申請期間】 令和3年3月31日まで ※予算がなくなり次第終了
太子町	◇新型コロナ関連融資の信用保証料補助金(上限10万円)	10月末までに実行された融資が対象 保証料支払後1か月以内の申請
追加施策	◇国又は兵庫県の利子補給が終了する借入後4年目、5年目(2年間)の利子補給	10月末までに実行された融資が対象 令和3年2月末までに申請
	◇水道基本料金の減免(上水道基本料金のみ)	7月から12月検針分を減免
	◇就学援助特別給付金(準要保護者に2万円)	通常の就学援助の申請で上乗せ(年度内)
	◇国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	令和2年度中の納期分が対象
	◇妊産婦支援給付金(1人あたり5万円)	8月31日までに妊娠届出書を提出している妊産婦
	◇あすかふるさと応援商品券(1世帯あたり1万円)	10月から12月に使用
	◇経営継続支援持続化給付金(国制度の対象外者で売上高が前年比で一定割合減少した事業者)に10万円	令和3年2月末までに申請
	◇経営継続支援家賃給付金(国の家賃支援給付金に上乗せ。月額家賃15万円を上限としてその3分の1の額を最大6か月。)	令和3年2月末までに申請
上郡町	◇妊産婦に給付金5万円支給 【対象者】 次のすべての要件を満たす妊産婦 1.基準日(5月13日)に上郡町の住民基本台帳に登録されている。 2.緊急事態措置を実施すべき期間の末日(5月21日)までに親子健康手帳の交付を受けている。 3.出産日が令和2年4月28日以降である。	支給実績=26人 該当者全員支給済み
	◇児童手当受給世帯に児童1人当たり2万円支給(町独自)	令和2年11月2日
	◇児童扶養手当受給世帯に5万円を支給	令和2年5月29日
	◇売上げが20%以上減少した中小法人・個人事業者)に10万円支給(国・県の支援制度対象者除く)	受付6/1～7/31 自己申請 申請件数42件
	◇水道利用者に口徑に応じた金額の地域振興券を交付(例:一般家庭の場合5千円分)	対象:水道契約者 居所不明を除き 交付済み

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
佐用町	◇全ての法人・個人事業主に10万円支給	
	◇町の「子育て支援券」(商品券)を小中学生1人につき2万円分を上乗せ交付	
	◇新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者でひとり親家庭に給付金を支給	
	◇商工業を営んでいる中小企業者に対して下水道料金の一部減免を実施	
	◇新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合は、一定の基準を満たす方について国民健康保険税を減免	
	◇新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合は、一定の基準を満たす方について後期高齢者保険税を減免	
	◇新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合は、一定の基準を満たす方について第1号被保険者の介護保険料を減免	
	◇プレミアム商品券(1万円1万1千円分の商品券)を販売中 2万セット	
	◇佐用日本語学校に通う外国人学生に対して1人10万円を支給	
	◇町内の会社及び商工業者が、新型コロナウイルス感染症の対策を実施した場合の対策費」、又は、営業方法の転換や経営発展の事業に取り組む場合は、必要経費の1/2 上限150万円を補助	
	◇町内店舗においてクレジットカード決済、キャッシュレスサービスを導入する場合、必要経費の1/2上限5万円を補助	
	◇町内商店街がプレミアム付き買い物券やポイントシール事業を実施する場合に、必要経費の10/10を補助する。	
	◇本町に住所を有し、令和2年4月28日～令和3年3月31日までに新生児を出産した者に10万円支給	
	◇町内の医療機関が新型コロナウイルス感染症対策として購入した備品に対し、10/10の補助金を交付	
	◇町内の商工業事業者が新型コロナウイルス感染症対策で3密防止対策を実施した場合は、経費の1/2を150万円まで補助する。	
豊岡市	◇2019年5月～2020年6月に市内で創業し、初期投資100万円以上の法人・個人事業主に30万円支給(国の持続化給付金の対象者を除く)	
	◇▽新型コロナの影響で月売り上げが前年比50%以上減▽雪不足によるスキー客減少で冬の月売り上げが前年比30%以上減——の神鍋地域の法人・個人事業主に30万円支給	
	◇出石のそば屋など市独自の休業要請に応じた店舗に協力金支給(中小企業30万円、個人事業主15万円)	
	◇上限2000万円、利子補給による3年間実質無利子の中小企業融資創設	
	◇児童扶養手当・就学援助受給世帯に3万円支給	7月末まで
	◇就学援助受給世帯、就学援助受給世帯に準ずる世帯、減収した子育て世帯に1世帯5万円と第2子以降に3万円ずつ支給	7/13～2021/2/26
	18歳未満の子供がいる保護者のうち下記に該当する方に給付金5万円支給(18歳未満の対象者が2人以上の場合は、2人目以降につき3万円を給付) 【基本給付】 ①令和2年5月31日時点で就学援助を受給されている方 ②平成30年中の所得が就学援助を受給している方と同じ水準の方(豊岡市立の小中学生のいる世帯を除く) ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年中の所得見込額が就学援助費を受給している方と同じ水準となっている方 【追加給付】 上記①②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方に追加で1世帯5万円給付	
	◇国の雇用調整助成金を申請された事業主に対して、申請額の1/10相当額を上乗せ補助	
	◇新型コロナの影響を受けた飲食業を支援するため、30%プレミアム付応援食事券(5,000円で6,500分)を80,000セット発行	

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
	<p>◇売上が減少している豊岡産品(靴、麦わら細工、出石焼、但馬牛、水産加工品など)の市内消費を促進するため、小売価格の30%割引セールを行い、割引分を市が補助する</p> <p>◇市内事業所(小売、宿泊、飲食など)の感染症予防力を向上させるため、機器・備品・消耗品等の購入費を補助。補助率10/10、上限5万円</p> <p>◇市民の市内宿泊を促進することにより、「宿泊業」を応援するため、市民の市内宿泊料金の一部を補助 6/1～7/31 基本的な宿泊料金の2分の1。上限1人1泊1万円。 8/1～8/31 旅行代金の15%。上限1人1泊6千円。</p>	2020年8月31日宿泊分まで
養父市	<p>◇県の新型コロナ関連融資の信用保証料補助(上限100万円)と5年間利子補給(実質無利子)</p> <p>◇年100万円以上事業収入がある事業者、固定経費などのために中小法人40万円、個人事業主(農家含む)15万円を支給</p> <p>◇繁殖母牛1頭当たり7500円の給付金、利子補給など和牛農家支援</p> <p>◇児童扶養手当受給者に手当支給月額2分の1を上乗せ支給</p> <p>◇児童手当受給世帯に児童1人当たり2万円を上乗せ支給(市独自)</p> <p>◇9月まで学校給食費無償化</p> <p>◇養父市出身の学生に給付金(2万円)と米・同市産品を支給</p> <p>◇上下水道基本料金免除(5カ月)</p> <p>◇全世帯にマスク配布(1世帯10枚)</p>	<p>融資実行後30日を経過する日まで</p> <p>5月20日～8月31日</p> <p>6月5日まで</p> <p>5月末まで</p> <p>公務員のみ10月1日まで その他支給済</p> <p>申請不要～9月30日</p> <p>9月30日まで</p> <p>5月～9月分</p> <p>5月11日～18日</p>
追加施策	市内小中学校及び高等学校へマスクの配布(8万枚)	5月25日
追加施策	次亜塩素酸水(1人500ml)の配布(5/13～17の間1,976名)	5月13日～17日
追加施策	衛星資材の配布 各区・自治協180か所に高濃度エタノール・液体せっけん・ペーパータオルを配布	6月3日
追加施策	こども園及び保育所保育料の減免	4月7日～5月6日まで 申請不要
追加施策	市税の徴収猶予・市県民税、国保税の減免	6月30日、または各税目の納期限
追加施策	若者未来応援奨学金の追加募集	6月5日まで
追加施策	頑張る高校生応援給付金(高校2.3年生へ2万円支給)	11月30日まで
追加施策	出産応援給付金(4/28以降の生まれた方へ10万円の給付)	4月28日～令和3年4月1日まで
追加施策	手指消毒液配布(市内の法人・企業・個人事業主473社に4ℓの高濃度エタノールを無償配布。)	5月25～29日
追加施策	訪問看護事業所に非接触型体温計の配布(2事業所45台)	7月2日
追加施策	養父市クーポン券(全市民に1人1冊3,000円分)	8月22日～11月30日
朝来市	<p>◇売上げが前年同月比の売上げから20%以上50%未満減少した事業者に上限20万円支給</p> <p>◇休業要請の対象となる中小法人・個人事業主と飲食業、生花業、タクシー業、運転代行業及び酒類小売免許を有する者で市内宿泊業者、飲食業者に納入している方に対して法人30万円・個人20万円を支給</p> <p>◇休業要請・時短営業依頼に応じた中小企業、個人事業主に4・5月の家賃を半額補助(月上限5万円)</p> <p>◇国の雇用調整助成金の決定を受けた事業主に休業手当の10分の1に相当する額を支給</p> <p>◇県制度融資資金の融資を受けた際に、融資金額3千万円を上限に、兵庫県信用保証協会に支払った信用保険料と記入期間に支払った利子(3年間)について国補助を除き補助</p> <p>◇児童扶養手当受給者に2万円支給</p>	<p>申請期間: 令和2年5月25日～ 令和3年1月31日</p> <p>申請期間: 令和2年5月18日～ 令和2年7月31日</p> <p>申請期間: 令和2年6月1日～ 令和2年7月31日</p> <p>申請期間: 令和2年6月1日～ 令和3年3月31日</p> <p>—</p> <p>申請期間: 令和2年4月27日～ 令和2年7月31日</p>

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
追加施策	◇子育て世帯に高校生以下の子ども一人当たり1万円支給(所得制限なし)	申請期間: 令和2年5月25日～ 令和2年8月24日
	◇市立小中学校の1学期の学校給食費無償化	対象期間: 令和2年度1学期分
	◇市出身の大学生に4・5月の家賃を半額補助(月上限2万円)	申請期間: 令和2年6月1日～ 令和2年12月28日
	◇水道基本料金免除(6カ月)	免除期間: 令和2年6月～11月請求分
	◇収束後の高齢者の健康づくり等に取り組む団体に支給 ・老人クラブ等 最大3万円 ・介護予防活動団体等 最大2万円 ・地域自治協議会 5万円	申請期間(老人クラブ等): 令和2年6月1日～ 令和2年11月30日 申請期間(地域自治協議会): 令和2年7月20日～ 令和2年11月30日
	◇テイクアウト事業等に新たに参入する事業者に最大5万円支給	申請期間: 令和2年6月1日～ 令和2年7月31日
	◇市内の社会福祉事業等を運営する法人に最大10万円支給	申請期間: 令和2年6月1日～ 令和2年7月31日
	◇新生児1人につき10万円支給	対象: 令和2年4月28日～ 令和3年4月1日
	◇市内医療機関等に最大50万円支給	基準日: 令和2年4月7日
香美町	◇全ての法人・個人事業者に10万円支給	令和2年8月20日まで
追加施策	◇児童手当受給者に1万円支給	令和2年10月16日まで
	◇新型コロナ関連融資に5年間利子補給(1%以内)	令和2年6月30日貸付実行分まで
	◇雇用調整助成金に1日上限925円上乗せ支給	令和3年3月31日まで
	◇子育て世帯に高校生以下の子ども1人当たり1万円支給(町独自、所得制限なし)	令和2年8月17日まで
	◇一人親世帯には高校生以下の子ども1人当たり2万円を追加支給(町独自、所得制限なし)	令和2年8月17日まで
	◇中・重度障害児を持つ保護者には高校生以下の子ども1人当たり2万円を追加支給(町独自、所得制限なし)	令和2年8月17日まで
	◇全世帯にマスク配布(1世帯20枚)	配布済
	◇令和2年6月から9月までの4か月間の水道基本料金を免除	申請不要
	◇全世帯にマスクを追加配布(1世帯50枚)	配布済
	◇新型コロナウイルスとの同時流行をできるだけ避けるため、新たに子どもに対しインフルエンザ予防接種の助成を行うとともに、65歳以上の高齢者への助成を拡充	令和3年3月31日まで
	◇重症化の要因の一つとされる喫煙リスクを避けるため、禁煙治療費用1人当たり1万円を上限に助成(届出から6か月以内に治療を終了すること。)	令和3年3月31日まで
◇新型コロナウイルスとの同時流行をできるだけ避けるため、障害者手帳、特定疾患受給者証を所持する人にインフルエンザ予防接種の助成を行う。	令和3年3月31日まで	
◇令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した子の父母に対し、子一人当たり10万円を支給	令和3年3月31日まで	
◇感染症予防で外出を控えることで熱中症になるリスクが高くなることから、後期高齢者のみの世帯重度障害者がいる世帯に対し、エアコン設置費用の補助を行う。	令和2年10月30日まで	
新温泉町	◇新型コロナ関連融資の信用保証料補助(上限20万円)と3年間利子補給(1%以内)	
	◇県の「経営継続支援金」受給事業者のうち飲食店、旅館・ホテルに対し、休業要請業種と同等になるように法人70万円、個人事業主35万円を上乗せ支給	

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
追加施策	◇新型コロナの影響を受ける全ての商工業事業者に10万円支給	
	◇優良牛確保事業の申請頭数を年間3頭から5頭へ拡充し、市場落札価格1/4以内を補助(最高25万円)	
	◇畜産農家へ授精料の1/3を補助	
	◇浜坂漁協への漁船保険等加入推進事業に係る補助金の補助率を5%上乘せ	
	◇全町民へ布マスク1枚を配布	
	◇一人親家庭、中・重度障害児童を持つ保護者に対し、対象児童1人につき2万円支給	
	◇小中学校の児童生徒の学校給食費を1学期の間、免除	
	◇水道使用料の基本料金を4か月間免除	
	◇浜坂漁協が実施する外国人漁業実習生受入れ宿泊施設の改良等整備工事に対し、整備費の1/2を補助	
	◇漁業者が負担する販売手数料(6.5%)のうち1%を補助(4月～10月)	
	◇町民が町内の商店で利用できるプレミアム商品券(10,000円に対し、2,000円分付与)を発行	
	◇町内の飲食店等で利用できるプレミアム飲食券(5,000円に対し、1,500円分付与)を発行	
◇町内の旅館・民宿で利用できる「新温泉町民げんき券」(宿泊大人5,000円・こども2,500円、日帰り大人3,000円・こども1,500円を割引)を発行		
◇新温泉町産のお米、加工品等を大学生等へ配布(1万円相当)		
◇町内に住所を有する農業者・漁業者・農業者等で構成する団体が実施する新たな販路拡大等の販売促進活動に取組む費用を補助(上限:1事業者あたり10万円)		
◇県の「経営継続支援金追加」受給事業者のうち飲食店、旅館・ホテルに対し、休業要請業種と同等になるように法人20万円、個人事業主10万円を上乘せ支給		
丹波市	◇新型コロナ関連融資の信用保証料補助(上限50万円)	令和2年9月1日まで
	◇融資を受ける農家への信用保証料全額補助(上限なし)	令和3年3月31日まで
	◇月売り上げが前年比20%以上減の中小法人・個人事業主に店舗等家賃補助(月上限10万円×2カ月)	令和2年8月31日まで
	◇月売り上げが前年比20%以上減の中小法人・個人事業主に10万円支給	令和2年8月31日まで
	◇食事を十分摂取できていない児童・生徒に学校が弁当を配り、見守り(臨時休校時)	令和3年3月31日まで
	◇雇用調整助成金の申請費補助(上限10万円)	令和3年3月31日まで
	◇飲食店の消費促進支援(1店舗2,000円以上、3店舗の利用で商品券3,000円ほか)	令和2年8月2日まで
	◇プレミアム商品券(プレミアム率25%:一世帯最大20,000円で25,000円の市内共通商品券、10月発行)	令和2年11月頃(予定)
	◇中小法人、個人事業主が行う販売促進(新聞折込チラシなど)に要する費用を補助(上限:20万円)	令和3年1月31日まで
	◇タクシー事業者が取り組む感染拡大防止などに要する費用の半額助成(1台20,000円上限)	令和3年3月31日まで

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
丹波篠山市	◇新型コロナ関連融資の信用保証料補助(上限50万円)	令和2年3月2日から令和2年9月1日まで
	◇飲食店のテイクアウト商品(合計2000円以上)を半額補助	令和2年4月20日から令和2年5月12日まで
	◇▽肥育農家の子牛購入の際、1頭当たり5万円、肥育用自家保留に3万円を助成▽家畜共済掛け金の20%助成——など肉用牛農家を支援	令和3年3月末まで
	◇内定取り消し者や解雇された人などを会計年度任用職員(臨時職員)として採用(令和3年3月末まで)	
	◇児童扶養手当受給者に3万円支給	支給期間 令和2年5月27日から令和2年9月20日まで
	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児の母または父である方に、新生児1人につき10万円(1回限り)	申請期間 令和2年9月1日から 令和3年4月15日まで
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために、子ども及びその保護者を対象に、食事の提供、居場所づくり又は子育て世代が抱える課題の調査を行う団体等に対し、補助金を交付 補助金額…食事の提供のみ 上限20万円 食事の提供・居場所づくり 上限30万円 食事の提供・居場所づくり・課題調査 上限100万円	申請期間 令和2年9月1日から 令和2年11月30日まで
	重症化しやすい方で特定の身体障害者手帳をお持ちの方へのマスク配布について(令和2年7月末日をもって終了)	
	新型コロナウイルス感染拡大防止のために行った自粛要請及び休業要請の影響を踏まえ、利用者に支払われる工賃の原資である収支差額が減少した事業所に補助。	令和2年4月から9月分
	高齢者の方が集う場で使用するマスク配布について(令和2年7月末日をもって終了)	
	子ども・妊婦の方へのマスク配布について(令和2年7月末日をもって終了)	
	丹波篠山市緊急経済対策「サービス合戦開幕！」参加事業者に一律70,000円を支援し、参加店独自の魅力ある消費者サービスを提供いただく	申込期限 令和2年6月10日(水曜日)午後5時
	販売促進につなげることを目的とし、買い物金額に応じて「まるいの宝くじ」を配布	売出期間: 令和2年7月20日から7月26日まで
	新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇や離職、収入が減ったことにより住居の退去を余儀なくされる方、およびその同居家族の方を対象に、丹波篠山市営住宅を提供(一時使用を許可)します	令和2年7月1日(水曜日)から(平日のみ)先着順
	市と契約している全ての水道使用者は、(公共施設除く)令和2年7月請求分から12月請求分(6ヶ月間)の水道料金の基本料金全額減免	令和2年7月請求分から12月請求分
秋の特産物送料助成として、生産農家が市が指定する秋の特産物を宅配を用いて販売する際、購入者に対し宅配1個当たりの送料を450円以上割引いて販売した場合、500円を助成	10月1日(ぶどうは9月1日)から10月31日(山の芋は11/30日)までに発送分	
市内に本拠を有する牛肉販売店が、市内肥育農家が生産する但馬牛(神戸牛)をセリ購入した場合、1頭につき20万円(事業合計280万円まで)	令和3年3月末まで	
秋の農業労働力支援として、新たに雇用する労働者の労働時間に対して300円以内(労働者一人当たり5万円以内、かつ、雇用主一人当たり20万円以内)を雇用主に助成	令和2年10月1日～10月31日の雇用分	
洲本市	◇全世帯に1万5000円分の商品券(高校生以下の子どもがいる世帯に1万円分上乗せ)配布	
	◇事業継続支援として個人事業主・中小企業に5万円支給	
	◇認定農業者に3万円、認定新規就農者に2万円、肥育和牛農家に牛1頭当たり3000円(上限30万円)給付	
	◇上水道基本料金免除(3カ月)	
	◇65歳以上高齢者及び要介護認定者並びに障害手帳の交付を受けている者にマスク配布(1人あたり5枚)	
追加施策	◇買い物代行サービスを実施する事業者に対し市が1回あたり500円を補助	

自治体名	主な支援内容	申請・対応期間
	◇未就学児がいる世帯へマスク50枚・ゴミ袋10枚・塗り絵を配布	
	◇児童扶養手当受給世帯の児童1人につき5千円分の図書カードを支給	
	◇市内の生産者などと、関西圏で営業しているフードトラック事業者とのマッチングや、フードトラック事業者へ発送する際の梱包や配送費用の補助	
	◇高齢者や子ども向けに、屋内でもできるストレッチ体操、「GENKIすもっと体操」を市ホームページやYouTube、ケーブルテレビにて配信	
	◇市内40医療機関に医療用マスク3,000枚とフェイスシールド900枚を配布	
	◇令和2年度中に納期限が到来するケーブルテレビ施設使用料について、納期から1年間の徴収猶予を行う	
淡路市	◇国の特別定額給付金に市民1人当たり1万円を上乗せ支給	令和2年8月17日
追加施策	◇高齢者、重度障害者、15歳以下の全児童、児童扶養手当対象者の高校生に5000円の商品券配布 ※子育て世帯応援事業は令和2年3月31日生まれまでの子どもを対象にしていますが、令和2年12月31日生まれの子どもまで拡充します。	申請不要(対象者へ郵送)
	◇和子牛を出荷した農家と6月までに花卉を出荷する農家に5万円補助	令和3年3月31日まで
	◇農漁業者向け融資に利子補給(3年間無利子)	令和3年3月31日まで
	◇解雇・離職や収入減による住宅困窮者に市営住宅提供	令和2年5月1日～未定
	◇3・4・5月の学童保育利用料無償化、8月夏季休業短縮による利用料減免	申請不要(8月分は減免申請必要)
	◇上水道基本料金免除(3カ月)	申請不要
	淡路市コロナに負けるな新生児応援給付金として令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生した子どもであること。出生児1人につき11万円	令和3年2月28日まで
	事業持続支援対策補助金として新型コロナにより、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、法人・個人事業者に5万円以内を支給	令和3年3月12日まで
	休業要請事業者経営継続支援拡充事業として県と協調して実施している「休業要請事業者経営継続支援拡充事業」について、市独自の上乗せを実施する。	左記事業の受給者情報が県から届き次第、対象者に対し申請書類を送付
新型コロナにより影響を受けた市内の観光振興及び経済対策として、市内の商業施設(飲食・宿泊施設等)を訪れる観光客に対し、プレミアム付き商品券事業を実施する。	令和2年8月3日～令和2年9月2日	
南あわじ市	◇県の新型コロナ関連融資の信用保証料全額補助と3年間利子補給(実質無利子)	6月1日から随時受中
追加施策	◇高校生がいる児童扶養手当受給世帯に1万円支給	事業実施済
	◇準要保護世帯に休校中の子どもの昼食費として3月5000円、4月1万円支給	事業実施済
	◇要保護世帯に3月5000円、4月1万円支給	事業実施済
	◇上水道基本料金免除(3カ月)	申請不要。6月～8月請求分の基本料金を減免
	◇国県の制度の対象外となり、事業収入が減収(30%以上50%未満)となった事業者に対して10万円又は5万円給付。	7月から随時受付中
	◇国の特別定額給付金の基準日以降から12/31までに出生した子どもにも10万円、妊婦に5万円を支給。	これから細かな制度設計を行い、できるだけ早く受付を開始する。